

美波町地域防災計画

【資料編】

令和4年3月

美波町防災会議

目 次

第1章 防災上注意すべき自然条件

1	町内の主要な山岳・河川	1
2	気象	1
3	土砂災害（特別）警戒区域一覧	3
4	急傾斜地崩壊危険区域一覧	17
5	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	18
6	地すべり防止区域一覧	31
7	砂防指定地一覧	31
8	山地に起因する災害危険箇所一覧	32
9	土石流危険渓流一覧	35
10	異常気象時における国道55号の事前通行規制区間及び各体制の発令基準	38
11	国道55号の事前通行規制を解除する場合の解除基準	38

第2章 気象に関する資料

1	気象警報・注意報や天気予報の発表区域図	39
2	徳島地方気象台が発表する気象警報・注意報の発表基準と解説	40
3	風の強さと吹き方	67
4	雨の強さと降り方	68
5	今後の予想を含めた最新の気象情報の入手先	69
6	地震情報、緊急地震速報について	70
7	気象庁震度階級関連解説表	71
8	噴火警報、噴火予報、噴火速報、降灰予報について	75

第3章 災害対策に関する資料

1	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	79
2	無線局局名録	83
3	アマチュア無線局クラブ	84
4	指定緊急避難場所一覧	85
5	指定避難所一覧	90
6	福祉避難所一覧	92
7	避難促進施設一覧	92
8	浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に存在する要配慮者利用施設一覧	93
9	町内医療機関一覧	94

10	救急病院等一覧	94
11	薬剤師会開局会員一覧	97
12	町有自動車保有台数	98
13	自主防災組織一覧	99
14	防災倉庫一覧	100
15	防火対象物一覧	101
16	重要水防区域一覧	102
17	水門・樋門一覧	103
18	排水機場一覧	105

第4章 条例及び協定に関する資料

1	美波町防災会議条例	107
2	美波町災害対策本部条例	109
3	徳島県消防防災ヘリコプター応援協定	110
4	徳島県市町村消防相互応援協定	113
5	徳島県排出油等防除協議会会則	117
6	徳島県排出油等防除協議会運営要領	120
7	徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則	123
8	徳島県排出油等防除協議会海部地区排出油等防除計画	124
9	海部地区協議会排出油等防除組織図	128
10	指定各機関	129
11	美波町消防防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例	130
12	美波町防災行政無線戸別受信機貸与及び保守管理規程	131
13	美波町海難救助搜索要綱	132
14	美波町消防団設置条例	133
15	美波町消防団規則	136
16	災害時における相互応援協定書	139
17	海部郡消防相互応援協定	141
18	災害時における物資供給に関する協定書	143
19	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	146
20	災害時の協力に関する協定書	148
21	津波避難ビルとしての使用に関する協定書	150
22	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	152
23	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	154
24	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	157
25	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	160

26	津波緊急一時避難建築物の使用に関する協定書	163
27	災害時における物資供給に関する協定書	165
28	災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書	167
29	美波町とアムダとの大規模災害時の支援に関する協定書	169
30	災害発生時における美波町及び美波町内郵便局並びに阿南郵便局の協力に関する協定	171
31	大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書	173
32	災害発生時の移動金融サービス支援に関する協定書	175
33	津波避難ビルとしての使用に関する協定書	177
34	GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	179
35	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書	182
36	災害時における復旧支援協力に関する協定	184
37	美波町における津波防災まちづくりの推進に向けた協定書	186
38	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書	188
39	大規模災害に係る事前復興まちづくり及び被災箇所への助言に関する協定	190
40	災害時における宿泊施設利用に関する協定	193
41	災害時における宿泊施設利用に関する協定	195
42	災害に係る情報発信等に関する協定	197
43	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	199
44	海部郡3町と徳島トヨペットグループとの包括連携協定書	201

第5章 様式

1	自衛隊派遣要請文書様式	203
2	自衛隊撤収要請文書様式	204
3	災害中間報告・災害確定報告	205
4	災害報告記入要領	206
5	消防防災ヘリコプター緊急運航要請書様式	209
6	災害等状況報告書様式	210
7	緊急消防援助隊応援要請連絡様式	211
8	避難情報の放送依頼様式	212

資料編

- 第1章 防災上注意すべき自然条件
- 第2章 気象に関する資料
- 第3章 災害対策に関する資料
- 第4章 条例及び協定に関する資料
- 第5章 様式

第1章 防災上注意すべき自然条件

節	頁
1 町内の主要な山岳・河川	1
2 気象	1
3 土砂災害（特別）警戒区域一覧	3
4 急傾斜地崩壊危険区域一覧	17
5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	18
6 地すべり防止区域一覧	31
7 砂防指定地一覧	31
8 山地に起因する災害危険箇所一覧	32
9 土石流危険溪流一覧	35
10 異常気象時における国道55号の事前通行規制区間及び各体制の発令基準	38
11 国道55号の事前通行規制を解除する場合の解除基準	38

第1章 防災上注意すべき自然条件

1 町内の主要な山岳・河川

(1) 山 岳

山 岳 名	標 高 (m)
八 郎 山	918.9
胴 切 山	883.6
五 剣 山	638.2
高 丸 山	348.0

山 岳 名	標 高 (m)
日 向 丸	603.0
鉢 の 山	621.1
大 影 山	459.4
玉 厨 子 山	547.0

(2) 河 川

河川名	水 系	区 間		延長 (km)
		上 流 端	下 流 端	
日 和 佐 川	日和佐川	左岸 山河内字大越107-3地先 右岸 山河内字大越95-3地先	海	16.291
北河内谷川	日和佐川	左岸 北河内字大戸114-2地先 右岸 北河内字大戸113地先	日和佐川への合流点	12.027
赤 松 川	那 賀 川	左岸 赤松字日浦93-5地先 右岸 赤松字日浦317-2地先	那賀川への合流点	14.073

2 気象

(1) 降水量 (観測地点：日和佐(徳島地方気象台))

年	降 雨 量 (mm)		
	合計	日最大	1時間最大
1989	3,424	164	66
1990	3,230	203	43
1991	2,906	163	58
1992	2,539	271	55
1993	2,583	129	36]
1994	2,256	197	43
1995	1,910	219	52
1996	1,961	142	36
1997	2,084	131	62
1998	3,477	251	92
1999	2,294	116	43
2000	2,284	325	67
2001	2,749	212	69
2002	2,024	172	79
2003	3,285	367	78
2004	2,914	293	81
2005	1,665	157	55

年	降 雨 量 (mm)		
	合計	日最大	1時間最大
2006	2,634	147	71
2007	1,747	138	40
2008	2,782.0	267.0	96.0
2009	2,694.0	184.5	66.0
2010	3,272.0	231.5	108.5
2011	2,559.0	200.0	82.5
2012	3,481.5	216.0	81.0
2013	2,379.5	248.0	43.5
2014	3,441.0	377.5	73.0
2015	2,854.5	211.0	82.5
2016	3,211.0	247.5	75.0
2017	2,181.0	265.5	62.0
2018	2,592.5	162.5	45.0
2019	2,590.5	150.0	56.5
2020	2,771.5	152.0	47.5
2021	3,245.0	322.5	88.5

] (記号)：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています(資料不足値)。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。

(2) 雨量観測所

所有者	観測所	所在地	型式
徳島地方气象台	日和佐	日和佐浦	転倒ます型雨量計
徳島県 県土整備部	赤松	赤松字阿地屋277-1	1mm転倒ます型自記雨量計
	西由岐	西由岐字西76	1mm転倒ます型自記雨量計
	明神	阿部字カシガフチ592-4	1mm転倒ます型自記雨量計
	美波庁舎	奥河内字弁才天17-1	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計、テレメーター
	月輪	西河内字大久保	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計、テレメーター
四国旅客鉄道 株式会社	由岐	西の地字東地	警報機付雨量計
	日和佐	奥河内字弁才天	警報機付雨量計
美波町	由岐支所	西の地字西地50-1	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計
	美波町役場	奥河内字本村18-1	転倒ます型雨量計
	消防団日和佐 第5分団詰所	赤松字野田139	転倒ます型雨量計

3 土砂災害（特別）警戒区域一覧

(1) 急傾斜地の崩壊

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
I-1898	西の地字東地	中由岐	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7426	西の地字東地	東地(3)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
I-1899	西の地字大谷	大谷(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7427	西の地字西地、 字東地、字大谷	西地(1)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-7428	西の地字西地	西地(2)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-7429	西の地字西地	西地(3)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
I-1901	西の地字谷裏	谷裏(1)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
I-1905、 I-1906、 I-1907、 II-7441	東由岐字本村	東由岐	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7442、 II-7443	東由岐字由宇	由宇(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7444	東由岐字葦原	葦原	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1914	木岐字東町	木岐東	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7410	木岐字東町、喜 多地	木岐東町(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1915	木岐字本村	木岐本村(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1913	木岐字カタ	木岐カタ	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1916	木岐字徳竹	木岐徳竹	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1919	木岐	南白浜	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-7385	木岐	中畑(3)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-7386	木岐	中畑(4)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-7387	木岐	中畑(5)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-7304	北河内字北分	北分(4)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7305	北河内字北分	北分(5)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7306	北河内字北分	北分(6)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7309	北河内字北分	北分(9)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7310	北河内字北分	北分(10)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7311	北河内字北分	北分(11)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7318	北河内字本村	北河内本村(5)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7842	北河内字本村	北河内本村(7)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-2090	北河内字本村	北河内本村(9)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7335	北河内字久望	久望(17)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
Ⅱ-7325	北河内字久望	久望(7)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
Ⅱ-7353	北河内字大戸	大戸(13)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
I-1868、 Ⅱ-7205	奥河内字本村	奥河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1869	奥河内字弁才天	弁才天	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1865	奥河内字井ノ上	井ノ上(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1866	奥河内字井ノ上	井ノ上(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1867、 Ⅱ-7206	奥河内字西町	西町	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-2093	奥河内字櫛ヶ谷	櫛ヶ谷(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
Ⅱ-7191	奥河内字櫛ヶ谷	櫛ヶ谷(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
Ⅱ-7843	奥河内字櫛ヶ谷	櫛ヶ谷(8)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1853	赤松字阿地屋	阿地屋	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
Ⅱ-7282	赤松字阿地屋	阿地屋(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
Ⅱ-7286	赤松字阿地屋	阿地屋(6)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
Ⅱ-7285	赤松字阿地屋	阿地屋(円通寺 付近)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-1854	赤松字野田	野田(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
Ⅱ-7278	赤松字野田	野田(5)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
Ⅱ-7279	赤松字野田	野田(6)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1863	日和佐浦	日和佐浦(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1864	日和佐浦字城山	城山(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-2092	日和佐浦字城山	城山(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
Ⅱ-7362	日和佐浦字城山	城山(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
Ⅱ-7364	日和佐浦字城山	城山(5)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1910	田井	田井(2)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
I-1911	田井	田井(3)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
Ⅱ-7421	田井	田井(5)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
Ⅱ-7422	田井	田井(6)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
Ⅱ-7423	田井	田井(7)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
Ⅱ-7430	田井	西地(4)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
Ⅱ-7451	阿部字西谷	西谷(4)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
Ⅱ-7384	木岐	中畑(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1850	北河内字本村	北河内本村(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1878	西河内字永田	永田	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
Ⅱ-7218	西河内字永田	永田(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1877	西河内字永田	永田(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
I-1872	奥河内字寺前	寺前(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1873	奥河内字寺前	寺前(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1870	奥河内字寺前	寺前(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1874	奥河内字寺前 西河内字月輪	寺前(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7201	奥河内字寺前	寺前(5)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7202	奥河内字寺前	寺前(6)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7203	奥河内字寺前	寺前(7)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7204	奥河内字寺前	寺前(8)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
III-215	奥河内字寺前	寺前(9)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1858	赤松字影野	影野(8)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1859	赤松字栗作	栗作	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7226	赤松字日浦	日浦(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7227	赤松字日浦	日浦(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7228	赤松字日浦	日浦(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7229	赤松字日浦	日浦(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7230	赤松字日浦	日浦(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7231	赤松字日浦	日浦(6)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7232	赤松字日浦	日浦(7)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7233	赤松字日浦	日浦(8)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7234	赤松字日浦	日浦(9)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7235	赤松字栗作	日浦(10)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7236	赤松字日浦	日浦(11)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7245	赤松字栗作	栗作(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7246	赤松字栗作	栗作(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7247	赤松字栗作	栗作(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7248	赤松字原尻	原尻(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7249	赤松字原尻	原尻(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7250	赤松字原尻	原尻(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7251	赤松字原尻	原尻(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7252	赤松字影野	影野(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7253	赤松字影野	影野(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7254	赤松字影野	影野(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7255	赤松字影野	影野(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7256	赤松字遠野	影野(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7258	赤松字遠野	影野(7)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1851	赤松字流矢	流矢	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生源 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
I-1852	赤松字阿地屋	阿地屋(7)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7237	赤松字新発谷	新発谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7238	赤松字新発谷	新発谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7239	赤松字新発谷	新発谷(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7240	赤松字新発谷	新発谷(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7241	赤松字新発谷	新発谷(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7242	赤松字新発谷	新発谷(6)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7243	赤松字新発口	新発口(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7244	赤松字新発口	新発口(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7263	赤松字高瀬	高瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7264	赤松字高瀬	高瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7265	赤松字高瀬	高瀬(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7266	赤松字新発口	流矢(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7267	赤松字新発口	流矢(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7269	赤松字新発口	流矢(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7270	赤松字新発口	総屋敷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7271	赤松字新発口	総屋敷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7272	赤松字総屋敷	総屋敷(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7273	赤松字総屋敷	総屋敷(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7274	赤松字総屋敷	総屋敷(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7275	赤松字総屋敷	総屋敷(6)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7276	赤松字総屋敷	総屋敷(7)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7277	赤松字総屋敷	総屋敷(8)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7284	赤松字阿地屋	阿地屋(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1855	赤松字野田	野田(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1856	赤松字野田	野田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1857	赤松字寺野	寺野	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1860	赤松字野田	野田(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7259	赤松字遠野	遠野(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7260	赤松字遠野	遠野(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7261	赤松字遠野	遠野(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7262	赤松字遠野	遠野(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7280	赤松字野田	野田(7)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7287	赤松字耳瀬	耳瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7288	赤松字耳瀬	耳瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7289	赤松字耳瀬	耳瀬(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7290	赤松字耳瀬	耳瀬(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
II-7291	赤松字耳瀬	耳瀬（5）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7292	赤松字耳瀬	耳瀬（6）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7293	赤松字耳瀬	耳瀬（7）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7294	赤松字耳瀬	耳瀬（8）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7295	赤松字耳瀬	耳瀬（9）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7296	赤松字寺野	寺野（2）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7297	赤松字寺野	寺野（3）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43		
II-7298	赤松字寺野	寺野（4）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7299	赤松字寺野	寺野（5）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7300	赤松字寺野	寺野（6）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1861	恵比須浜字田井	田井	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1903	西由岐字後山・ 字西・字東	由岐西	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1904	西由岐字西、字 愛宕山	後山	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1871	奥河内字寺前	薬王寺	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1896	志和岐字轟、字 田井ヶ浦	轟（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7446	志和岐字天王	天王（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1895	志和岐字轟	轟	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1897	志和岐字天王・ 字中ノ谷	天王（西）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1912	田井	南谷（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-2094	奥河内字弁才天	弁才天（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7196	奥河内字弁才天	弁才天（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7197	奥河内字弁才天	弁才天（4）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7198	奥河内字弁才天	弁才天（5）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7199	奥河内字弁才天	弁才天（6）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7200	奥河内字弁才天	弁才天（7）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1900	西の地字東地	東地（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1902	西の地字志和岐 谷	志和岐谷（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7223	西川内字月輪	月輪（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7224	西川内字月輪	月輪（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7225	西川内字月輪	月輪（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7363	日和佐浦	日和佐浦（4）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7424	西の地字東地・	大谷（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
	字大谷						
Ⅱ-7425	西の地字東地	東地(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7431	西の地字魚呑	魚呑(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7432	西の地字谷裏	谷裏(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7433	西の地字東地	谷裏(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7434	西の地字東地	谷裏(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7435	西の地字志和岐谷	志和岐谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7436	西の地字志和岐谷	志和岐谷(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7437	西の地字志和岐谷・字魚呑	志和岐谷(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7438	西の地字志和岐谷	志和岐谷(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7439	西の地字志和岐谷	志和岐谷(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7440	西の地字志和岐谷・字谷裏	志和岐谷(7)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7445	志和岐字中ノ谷	中の谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7448	志和岐字中ノ谷	田井ヶ浦(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1875	西河内字田々川	田々川	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1876	西河内字田々川	田々川(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-2091	奥河内字奥潟	奥潟(18)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7176	奥河内字奥潟	奥潟(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7177	奥河内字奥潟	奥潟(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7178	奥河内字奥潟	奥潟(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7179	奥河内字奥潟	奥潟(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7180	奥河内字奥潟	奥潟(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7181	奥河内字奥潟	奥潟(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7182	奥河内字奥潟	奥潟(7)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7183	奥河内字奥潟	奥潟(8)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7184	奥河内字奥潟	奥潟(9)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7185	奥河内字奥潟	奥潟(10)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7186	奥河内字奥潟	奥潟(11)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7187	奥河内字奥潟	奥潟(12)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7188	奥河内字奥潟	奥潟(13)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7189	奥河内字奥潟	奥潟(14)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
Ⅱ-7190	奥河内字櫛ヶ谷	櫛ヶ谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7192	奥河内字櫛ヶ谷	櫛ヶ谷(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7193	奥河内字櫛ヶ谷	櫛ヶ谷(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7194	奥河内字櫛ヶ谷	櫛ヶ谷(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7195	奥河内字櫛ヶ谷	櫛ヶ谷(7)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7222	西河内字田々川	田々川(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7844	奥河内字櫛ヶ谷	櫛ヶ谷(9)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅲ-213	奥河内字奥潟	奥潟(16)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅰ-1862	恵比須浜字田井	旧分校の付近	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅰ-1908	田井	田井(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅰ-1909	田井	白鳥(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7365	恵比須浜字田井	恵比須浜(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7366	恵比須浜字田井	田井(19)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7367	恵比須浜字田井	田井(21)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7368	恵比須浜字田井	田井(23)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7369	恵比須浜字田井	田井(24)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7370	恵比須浜字田井	田井(25)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7371	恵比須浜字田井	田井(26)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7372	恵比須浜字田井	田井(8)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7373	恵比須浜字田井	田井(9)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7374	恵比須浜字田井	田井(10)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7375	恵比須浜字田井	田井(11)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7376	恵比須浜字田井	田井(12)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7377	恵比須浜字田井	田井(13)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7378	恵比須浜字田井	田井(14)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7379	恵比須浜字田井	田井(15)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7380	恵比須浜字田井	田井(16)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7381	恵比須浜字田井	田井(17)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7382	恵比須浜字田井	田井(18)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7411	田井	東谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7412	田井	白鳥(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7413	田井	白鳥(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7414	田井	西谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7415	田井	中谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7416	田井	中作(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7417	田井	中田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7419	田井	久保(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生源 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
Ⅱ-7420	田井	田井(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1917	木岐	木岐南	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1918	木岐	白浜	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7388	木岐	カタ(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7389	木岐	カタ(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7390	木岐	カタ(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7391	木岐	南白浜(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7392	木岐	南白浜(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7393	木岐	徳竹(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7394	木岐	徳竹(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7395	木岐	徳竹(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7396	木岐	徳竹(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7397	木岐	西町(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7398	木岐	本村(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7399	木岐	日尻(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7400	木岐	日尻(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7401	木岐	日尻(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7402	木岐	日尻(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7403	木岐	日尻(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7404	木岐	白浜(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7405	木岐	山座(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7406	木岐	山座(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7407	木岐	北白浜(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7408	木岐	北白浜(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7409	木岐	北白浜(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1848	北河内字登り	登り(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1849	北河内字登り	登り	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1879	西河内字長谷田	長谷田	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1880	西河内字馬木	馬木	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1881	西河内字丹前	丹前(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1882	西河内字丹前、 庄瀬	丹前(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7207	西河内字平戸	平戸(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7208	西河内字平戸	平戸(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7209	西河内字原ヶ野	平戸(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7210	西河内字平戸	平戸(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7211	西河内字馬木	馬木(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
Ⅱ-7212	西河内字木谷野	庄瀬（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7213	西河内字庄瀬	庄瀬（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7214	西河内字庄瀬	庄瀬（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7215	西河内字木谷野	木谷野（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7216	西河内字木谷野	木谷野（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7217	西河内字はりま	はりま（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7219	西河内字丹前	丹前（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7220	西河内字丹前	丹前（4）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7221	西河内字丹前	丹前（5）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7315	北河内字本村	本村（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7316	北河内字本村	本村（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7317	北河内字本村	本村（4）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7319	北河内字本村	本村（6）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅲ-222	北河内字本村	本村（8）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所 番号なし	西河内字月輪	月輪（4）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7124	山河内字かんば	かんば（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7125	山河内字かんば	かんば（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7126	山河内字かんば	かんば（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7127	山河内字かんば	かんば（4）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7128	山河内字かんば	かんば（5）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7129	山河内字かんば	かんば（6）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7130	山河内字かんば	かんば（7）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7154	山河内字大越	大越（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7155	山河内字大越	大越（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7156	山河内字大越	大越（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7157	山河内字大越	大越（4）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7158	山河内字大越	大越（5）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7159	山河内字大越	大越（6）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7160	山河内字西山	西山（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7161	山河内字西山	西山（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7162	山河内字西山	西山（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7163	山河内字西山	西山（4）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7164	山河内字西山	西山（5）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7165	山河内字西山	西山（6）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7166	山河内字西山	西山（7）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7167	山河内字西山	西山（8）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
II-7168	山河内字西山	西山(9)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7169	山河内字西山	西山(10)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7170	山河内字西山	西山(11)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7171	山河内字西山	西山(12)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1847	北河内字久望	久望	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1883	山河内字本村	本村	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7123	山河内字外ノ牟井	外ノ牟井(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7172	山河内字本村	本村(9)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7173	山河内字本村	本村(10)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7174	山河内字本村	本村(11)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7175	山河内字本村	本村(12)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7320	北河内字久望	久望(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7321	北河内字久望	久望(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7322	北河内字久望	久望(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7323	北河内字久望	久望(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7324	北河内字久望	久望(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7326	北河内字久望	久望(8)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7327	北河内字久望	久望(9)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7328	北河内字久望	久望(10)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7329	北河内字久望	久望(11)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7330	北河内字久望	久望(12)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7331	北河内字久望	久望(13)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7332	北河内字久望	久望(14)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7333	北河内字久望	久望(15)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7334	北河内字久望	久望(16)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7336	北河内字久望	久望(18)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7337	北河内字久望	久望(19)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7338	北河内字久望	久望(20)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7339	北河内字久望	久望(21)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7340	北河内字久望	久望(22)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7341	北河内字久望	久望(23)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1884	山河内字打越	打越	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1885	山河内字なか	なか	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1886	山河内字白沢	白沢	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7122	山河内字明丸	明丸(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7131	山河内字打越	打越(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
Ⅱ-7132	山河内字打越	打越（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7133	山河内字打越	打越（4）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7134	山河内字打越	打越（5）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7135	山河内字打越	打越（6）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7136	山河内字打越	打越（7）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7137	山河内字なか	なか（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7138	山河内字なか	なか（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7139	山河内字なか	なか（4）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7140	山河内字なか	なか（5）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7141	山河内字なか	なか（6）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7142	山河内字なか	なか（7）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7143	山河内字白沢	白沢（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7144	山河内字白沢	白沢（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7145	山河内字白沢	白沢（4）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7146	山河内字白沢	白沢（5）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7147	山河内字白沢	白沢（6）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7148	山河内字白沢	白沢（7）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7149	山河内字白沢	白沢（8）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7150	山河内字白沢	白沢（9）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7151	山河内字白沢	白沢（10）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7152	山河内字松尾	松尾（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7153	山河内字松尾	松尾（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅲ-218	恵比寿浜字田井	田井（20）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅲ-220	恵比寿浜字田井	田井（22）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1846	北河内字大戸	大戸	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7301	北河内字北分	北分（1）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7303	北河内字北分	北分（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7307	北河内字北分	北分（7）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7308	北河内字北分	北分（8）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7312	北河内字北分	北分（12）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7313	北河内字北分	北分（13）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7314	北河内字久望	北分（14）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7342	北河内字大戸	大戸（2）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7343	北河内字大戸	大戸（3）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7345	北河内字大戸	大戸（5）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7346	北河内字大戸	大戸（6）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7347	北河内字大戸	大戸（7）	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
Ⅱ-7348	北河内字大戸	大戸(8)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7349	北河内字大戸	大戸(9)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7350	北河内字大戸	大戸(10)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7351	北河内字大戸	大戸(11)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7352	北河内字大戸	大戸(12)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7354	北河内字大戸	大戸(14)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7355	北河内字大戸	大戸(15)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7356	北河内字大戸	大戸(16)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7357	北河内字大戸	大戸(17)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7358	北河内字大戸	大戸(18)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7359	北河内字大戸	大戸(19)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7360	北河内字大戸	大戸(20)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
Ⅱ-7361	北河内字大戸	大戸(21)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1892	阿部	寺谷	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1893	阿部	東谷	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1894	阿部	西谷	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
Ⅱ-7449	阿部	西谷(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
Ⅱ-7450	阿部	西谷(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
Ⅱ-7452	阿部	向江(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
Ⅱ-7453	阿部	東谷(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
Ⅱ-7454	阿部	寺谷(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1887	伊座利字奥地	奥地(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1889	伊座利字片山	片山東	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1890	伊座利字片山	片山(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1891, Ⅱ-7456	伊座利字小イザリ	小イザリ(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅱ-7458	伊座利字片山	片山(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595		
I-1888	伊座利字奥地	奥地(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅱ-7455	伊座利字小イザリ	小イザリ(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅱ-7457	伊座利字小イザリ	小イザリ(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597

(2) 土石流

危険箇所番号	所在地	区域の名称	土砂災害の発生源 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
18-9	山河内	なか谷	土石流	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
18-13	西河内	丹前谷	土石流	H26. 3. 28	202	-	-
18-14	西河内	入江谷	土石流	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
17-12	木岐	牛の谷	土石流	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
17-11	木岐	喜多地川	土石流	H22. 10. 6	168	-	-
18-3	北河内字北分	西谷	土石流	H22. 10. 6	584	H22. 10. 6	585
18-31	北河内字北分	大谷	土石流	H22. 10. 6	584	H22. 10. 6	585
18-32	北河内字北分	八坂谷	土石流	H22. 10. 6	584	H22. 10. 6	585
18-5	北河内字本村	池ノ内容	土石流	H22. 10. 6	584	H22. 10. 6	585
18-4	北河内	烏山谷	土石流	H23. 3. 24	168	-	-
18-33	北河内	藤井谷	土石流	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
危険箇所番号なし	北河内	池ノ内容(2)	土石流	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
危険箇所番号なし	北河内	池ノ内容(3)	土石流	H23. 3. 24	168	-	-
18-6	奥河内	奥谷	土石流	H23. 3. 24	168	-	-
18-20	奥河内	山王谷	土石流	H23. 3. 24	168	H24. 1. 12	19
18-46	奥河内	正木谷	土石流	H23. 3. 24	168	-	-
18-16	奥河内	神極田谷	土石流	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
18-18	奥河内	寺込川	土石流	H28. 11. 1	672	H28. 11. 1	673
18-1	赤松	やぶ内川(原尻)	土石流	H24. 1. 12	18	H24. 1. 12	19
17-10	田井	田井西谷	土石流	H26. 8. 25	589	H26. 8. 25	590
18-51	赤松	影山谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
18-2	赤松	宮原谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
18-22	赤松	越谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
18-23	赤松	請ン谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
18-24	赤松	井奥谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
18-26	赤松	上佐谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
18-50	赤松	横山谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
18-52	赤松	あんの谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
17-7	志和岐	志和岐川谷	土石流	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
危険箇所番号なし	奥河内	山王谷(2)	土石流	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
18-19	奥河内	寺島谷	土石流	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
17-13	志和岐	中の谷	土石流	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
17-14	西の地	魚呑谷	土石流	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
18-15	西河内	谷奥谷	土石流	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
18-17	奥河内	吹田谷	土石流	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733
18-41	奥河内	小田谷	土石流	H30. 11. 19	732	H30. 11. 19	733

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生源 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
18-42	奥河内	除内谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-43	奥河内	刈谷谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-21	恵比須浜	山本谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-47	恵比須浜	山添谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-48	恵比須浜	中林谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
17-16	木岐	日尻谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
17-17	木岐	浜名谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-11	西河内	伊儀谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-12	西河内	木谷野谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-40	西河内	庄瀬谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-34	山河内字西山	ツバ谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-35	山河内字西山	一番谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-36	山河内字かんば	いぶし谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-37	山河内字かんば	小谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-49	山河内字西山	西山谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-10	山河内	椿野谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-28	北河内	久望谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-53	恵比須浜	いの谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-7	山河内	打山谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-8	山河内	杉谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-38	山河内	白沢谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-39	山河内	松村谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-29	北河内	星越谷	土石流	H30.11.19	732	H30.11.19	733
18-30	北河内	中原谷	土石流	H30.11.19	732		
17-4	阿部	阿部東川	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
17-6	阿部	常陸谷	土石流	H31.3.19	157		
17-5	阿部	阿部西小谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
17-1	伊座利	片山谷	土石流	R1.12.20	595	R1.12.20	597
17-2	伊座利	奥地谷	土石流	R1.12.20	595	R1.12.20	597
17-3	伊座利	西良谷	土石流	R1.12.20	595	R1.12.20	597

(3) 地すべり

危険箇所番号 箇所番号	所在地 字	区域の名称	土砂災害の発生源 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
				年月日	番号	年月日	番号
579	奥河内	薬王寺	地すべり	H28.11.1	672	—	—
581	東由岐	東由岐	地すべり	R1.9.24	396	—	—

4 急傾斜地崩壊危険区域一覧

平成30年11月26日現在

指定面積(ha)

	急傾斜地名	市町村名	告示年月日	告示番号	水平面積	斜面面積	備考
8	東由岐	美波町	S46.9.10	691	1.17	1.38	
29	木岐東	美波町	S47.2.29	172	0.61	0.76	
30	木岐南	美波町	S47.2.29	172	0.73	0.80	
31	中由岐	美波町	S47.2.29	172	1.60	2.32	
31	中由岐	美波町	H21.5.12	291	-1.60	-2.32	S47.2.29 の廃止
446	中由岐	美波町	H21.5.12	290	3.42	4.47	S47.2.29 の廃止後 再指定
32	由岐西	美波町	S47.2.29	172	1.97	2.25	
125	片山東	美波町	S50.4.11	249	4.37	4.78	
126	奥地(西)	美波町	S50.4.11	249	1.53	1.63	
127	本村	美波町	S50.4.11	249	0.69	0.75	
128	寺谷	美波町	S50.4.11	249	0.67	0.77	
129	天王(西)	美波町	S50.4.11	249	1.18	1.29	
129	天王(西)(追加)	美波町	S63.3.29	252	0.10	0.11	
130	轟(東)	美波町	S50.4.11	249	1.66	1.76	
131	後山	美波町	S50.4.11	249	0.54	0.57	
147	白浜	美波町	S52.3.4	151	0.57	0.68	
203	東由岐(2)	美波町	S55.4.30	349	0.77	0.86	
216	東由岐(1)	美波町	S56.2.13	119	2.35	3.19	
450	伊座利	美波町	H23.2.3	59	0.12	0.59	
7	薬王寺	美波町	S46.9.10	690	5.31	6.82	
39	西町	美波町	S47.8.29	620	0.71	1.04	
111	永田	美波町	S49.3.26	172	1.68	1.86	
112	田々川	美波町	S49.3.26	172	5.04	5.21	
114	日和佐浦(1)	美波町	S49.8.30	585	2.75	3.19	
145	井ノ上	美波町	S52.3.4	151	0.95	1.08	
146	丹前	美波町	S52.3.4	151	3.15	3.40	
204	寺前(1)	美波町	S55.4.30	349	3.24	3.55	
205	寺前(2)	美波町	S55.4.30	349	1.18	1.29	
206	登り	美波町	S55.4.30	349	0.68	1.02	
207	城山	美波町	S55.4.30	349	2.38	2.75	
217	奥河内	美波町	S56.2.13	119	3.15	3.71	
223	田々川(2)	美波町	S56.11.4	920	1.85	2.48	
305	田井	美波町	H1.1.28	894	0.98	1.16	
336	恵比須浜	美波町	H5.1.9	28	1.80	1.90	
351	流矢	美波町	H7.3.27	232	0.70	0.82	
364	野田	美波町	H9.3.11	143	1.68	1.91	

5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

傾斜度 30° 以上高さ5メートル以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害弱者関連施設のある場合を含む）ある箇所

(2) 斜面区分

1：自然斜面 2：人工斜面

(急傾斜地崩壊危険箇所 I)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
1846	1	大戸	美波町	北河内	大戸
1847	1	久望	美波町	北河内	久望
1848	1	谷口宅付近	美波町	北河内	登り
1849	1	登り	美波町	北河内	登り
1850	1	本村 (1)	美波町	北河内	本村
1851	1	流矢	美波町	赤松	流矢
1852	1	坂根宅付近	美波町	赤松	阿地屋
1853	1	阿地屋	美波町	赤松	阿地屋
1854	1	野田 (3)	美波町	赤松	野田
1855	1	野田 (2)	美波町	赤松	野田
1856	1	野田 (1)	美波町	赤松	野田
1857	1	寺野	美波町	赤松	野田
1858	1	新居家	美波町	赤松	影野
1859	1	栗作	美波町	赤松	栗作
1860	1	野田 (4)	美波町	赤松	野田
1861	1	田井	美波町	恵比須浜	田井
1862	1	旧分校の付近	美波町	恵比須浜	田井
1863	1	日和佐浦 (1)	美波町	日和佐浦	東町
1864	1	城山	美波町	日和佐浦	城山
1865	1	井ノ上	美波町	奥河内	井ノ上
1866	1	宝木宅付近	美波町	奥河内	井ノ上
1867	1	西町	美波町	奥河内	西町
1868	1	奥河内	美波町	奥河内	本村
1869	1	弁才天	美波町	奥河内	弁才天
1870	1	寺前 (3)	美波町	奥河内	寺前
1871	1	薬王寺	美波町	奥河内	寺前
1872	1	寺前 (1)	美波町	奥河内	寺前
1873	1	寺前 (2)	美波町	奥河内	寺前
1874	1	寺前 (4)	美波町	奥河内	寺前

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
1875	1	田々川	美波町	西河内	田々川
1876	1	田々川 (2)	美波町	西河内	田々川
1877	1	入江宅付近	美波町	西河内	永田
1878	1	永田	美波町	西河内	永田
1879	1	岩瀬宅付近	美波町	西河内	長谷田
1880	1	馬木	美波町	西河内	馬木
1881	1	丹前 (1)	美波町	西河内	丹前
1882	1	丹前 (2)	美波町	西河内	丹前
1883	1	本村	美波町	山河内	本村
1884	1	打越	美波町	山河内	打越
1885	1	なか	美波町	山河内	なか
1886	1	白沢	美波町	山河内	白沢
1887	1	奥地 (上)	美波町	伊座利	奥地
1888	1	奥地 (西)	美波町	伊座利	奥地
1889	1	片山東	美波町	伊座利	片山
1890	1	片山 (1)	美波町	伊座利	片山
1891	1	小イザリ (1)	美波町	伊座利	小イザリ
1892	1	寺谷	美波町	阿部	寺谷
1893	1	東谷	美波町	阿部	東谷
1894	1	西谷	美波町	阿部	西谷
1895	1	轟	美波町	志和岐	轟
1896	1	轟 (東)	美波町	志和岐	轟
1897	1	天皇 (西)	美波町	志和岐	天王
1898	1	中由岐	美波町	西の地	東地
1899	1	大谷 (1)	美波町	西の地	大谷
1900	1	東地 (1)	美波町	西の地	東地
1901	1	谷裏 (1)	美波町	西の地	谷裏
1902	1	志和岐谷 (1)	美波町	西の地	志和岐谷
1903	1	由岐西	美波町	西由岐	後山
1904	1	後山	美波町	西由岐	後山
1905	1	東由岐	美波町	東由岐	本村
1906	1	東由岐 (1)	美波町	東由岐	本村
1907	1	東由岐 (2)	美波町	東由岐	本村
1908	1	田井	美波町	田井	中田
1909	1	白鳥 (1)	美波町	田井	白鳥
1910	1	田井 (2)	美波町	田井	原田
1911	1	田井 (3)	美波町	田井	原田
1912	1	南谷 (1)	美波町	田井	南谷

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
1913	1	カタ	美波町	木岐	カタ
1914	1	木岐東	美波町	木岐	東町
1915	1	本村	美波町	木岐	本村
1916	1	徳竹	美波町	木岐	徳竹
1917	1	木岐南	美波町	木岐	西町
1918	1	白浜	美波町	木岐	白浜
1919	1	南白浜	美波町	木岐	白浜
2090	2	山田宅付近	美波町	北河内	本村
2091	2	栄宅の処	美波町	奥河内	奥潟
2092	2	日和佐浦 (2)	美波町	日和佐浦	城山
2093	2	櫛ヶ谷 (1)	美波町	奥河内	櫛ヶ谷
2094	2	弁才天 (2)	美波町	奥河内	弁才天

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

傾斜度30°以上高さ5メートル以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

(2) 斜面区分

1：自然斜面 2：人工斜面

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
7122	1	明丸 (1)	美波町	山河内	明丸
7123	1	外ノ牟井 (1)	美波町	山河内	外ノ牟井
7124	1	かんば (1)	美波町	山河内	かんば
7125	1	かんば (2)	美波町	山河内	かんば
7126	1	かんば (3)	美波町	山河内	かんば
7127	1	かんば (4)	美波町	山河内	かんば
7128	1	かんば (5)	美波町	山河内	かんば
7129	1	かんば (6)	美波町	山河内	かんば
7130	1	かんば (7)	美波町	山河内	かんば
7131	1	打越 (2)	美波町	山河内	打越
7132	1	打越 (3)	美波町	山河内	打越
7133	1	打越 (4)	美波町	山河内	打越
7134	1	打越 (5)	美波町	山河内	打越
7135	1	打越 (6)	美波町	山河内	打越
7136	1	打越 (7)	美波町	山河内	打越
7137	1	なか (2)	美波町	山河内	なか
7138	1	なか (3)	美波町	山河内	なか
7139	1	なか (4)	美波町	山河内	なか
7140	1	なか (5)	美波町	山河内	なか
7141	1	なか (6)	美波町	山河内	なか
7142	1	なか (7)	美波町	山河内	なか
7143	1	白沢 (2)	美波町	山河内	白沢
7144	1	白沢 (3)	美波町	山河内	白沢
7145	1	白沢 (4)	美波町	山河内	白沢
7146	1	白沢 (5)	美波町	山河内	白沢
7147	1	白沢 (6)	美波町	山河内	白沢
7148	1	白沢 (7)	美波町	山河内	白沢
7149	1	白沢 (8)	美波町	山河内	白沢
7150	1	白沢 (9)	美波町	山河内	白沢
7151	1	白沢 (10)	美波町	山河内	白沢
7152	1	松尾 (1)	美波町	山河内	松尾
7153	1	松尾 (2)	美波町	山河内	松尾

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
7154	1	大越 (1)	美波町	山河内	大越
7155	1	大越 (2)	美波町	山河内	大越
7156	1	大越 (3)	美波町	山河内	大越
7157	1	大越 (4)	美波町	山河内	大越
7158	1	大越 (5)	美波町	山河内	大越
7159	1	大越 (6)	美波町	山河内	大越
7160	1	西山 (1)	美波町	山河内	西山
7161	1	西山 (2)	美波町	山河内	西山
7162	1	西山 (3)	美波町	山河内	西山
7163	1	西山 (4)	美波町	山河内	西山
7164	1	西山 (5)	美波町	山河内	西山
7165	1	西山 (6)	美波町	山河内	西山
7166	1	西山 (7)	美波町	山河内	西山
7167	1	西山 (8)	美波町	山河内	西山
7168	1	西山 (9)	美波町	山河内	西山
7169	1	西山 (10)	美波町	山河内	西山
7170	1	西山 (11)	美波町	山河内	西山
7171	1	西山 (12)	美波町	山河内	西山
7172	1	本村 (1)	美波町	山河内	本村
7173	1	本村 (2)	美波町	山河内	本村
7174	1	本村 (3)	美波町	山河内	本村
7175	1	本村 (4)	美波町	山河内	本村
7176	1	奥潟 (1)	美波町	奥河内	奥潟
7177	1	奥潟 (2)	美波町	奥河内	奥潟
7178	1	奥潟 (3)	美波町	奥河内	奥潟
7179	1	奥潟 (4)	美波町	奥河内	奥潟
7180	1	奥潟 (5)	美波町	奥河内	奥潟
7181	1	奥潟 (6)	美波町	奥河内	奥潟
7182	1	奥潟 (7)	美波町	奥河内	奥潟
7183	1	奥潟 (8)	美波町	奥河内	奥潟
7184	1	奥潟 (9)	美波町	奥河内	奥潟
7185	1	奥潟 (10)	美波町	奥河内	奥潟
7186	1	奥潟 (11)	美波町	奥河内	奥潟
7187	1	奥潟 (12)	美波町	奥河内	奥潟
7188	1	奥潟 (13)	美波町	奥河内	奥潟
7189	1	奥潟 (14)	美波町	奥河内	奥潟
7190	1	櫛ヶ谷 (2)	美波町	奥河内	櫛ヶ谷
7191	1	櫛ヶ谷 (3)	美波町	奥河内	櫛ヶ谷

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
7192	1	櫛ヶ谷 (4)	美波町	奥河内	櫛ヶ谷
7193	1	櫛ヶ谷 (5)	美波町	奥河内	櫛ヶ谷
7194	1	櫛ヶ谷 (6)	美波町	奥河内	櫛ヶ谷
7195	1	櫛ヶ谷 (7)	美波町	奥河内	櫛ヶ谷
7196	1	弁財天 (3)	美波町	奥河内	弁財天
7197	1	弁財天 (4)	美波町	奥河内	弁財天
7198	1	弁財天 (5)	美波町	奥河内	弁財天
7199	1	弁財天 (6)	美波町	奥河内	弁財天
7200	1	弁財天 (7)	美波町	奥河内	弁財天
7201	1	寺前 (5)	美波町	奥河内	寺前
7202	1	寺前 (6)	美波町	奥河内	寺前
7203	1	寺前 (7)	美波町	奥河内	寺前
7204	1	寺前 (8)	美波町	奥河内	寺前
7205	1	本村 (2)	美波町	奥河内	本村
7206	1	井ノ上 (2)	美波町	奥河内	井ノ上
7207	1	平戸 (1)	美波町	西河内	平戸
7208	1	平戸 (2)	美波町	西河内	平戸
7209	1	平戸 (3)	美波町	西河内	平戸
7210	1	平戸 (4)	美波町	西河内	平戸
7211	1	馬木 (2)	美波町	西河内	馬木
7212	1	庄瀬 (1)	美波町	西河内	庄瀬
7213	1	庄瀬 (2)	美波町	西河内	庄瀬
7214	1	庄瀬 (3)	美波町	西河内	庄瀬
7215	1	木谷野 (1)	美波町	西河内	木谷野
7216	1	木谷野 (2)	美波町	西河内	木谷野
7217	1	はりま (1)	美波町	西河内	はりま
7218	1	永田 (2)	美波町	西河内	永田
7219	1	丹前 (3)	美波町	西河内	丹前
7220	1	丹前 (4)	美波町	西河内	丹前
7221	1	丹前 (5)	美波町	西河内	丹前
7222	1	田々川 (3)	美波町	西河内	田々川
7223	1	月輪 (1)	美波町	西河内	月輪
7224	1	月輪 (2)	美波町	西河内	月輪
7225	1	月輪 (3)	美波町	西河内	月輪
7226	1	日浦 (1)	美波町	赤松	日浦
7227	1	日浦 (2)	美波町	赤松	日浦
7228	1	日浦 (3)	美波町	赤松	日浦
7229	1	日浦 (4)	美波町	赤松	日浦

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
7230	1	日浦 (5)	美波町	赤松	日浦
7231	1	日浦 (6)	美波町	赤松	日浦
7232	1	日浦 (7)	美波町	赤松	日浦
7233	1	日浦 (8)	美波町	赤松	日浦
7234	1	日浦 (9)	美波町	赤松	日浦
7235	1	日浦 (10)	美波町	赤松	日浦
7236	1	日浦 (11)	美波町	赤松	日浦
7237	1	新発谷 (1)	美波町	赤松	新発谷
7238	1	新発谷 (2)	美波町	赤松	新発谷
7239	1	新発谷 (3)	美波町	赤松	新発谷
7240	1	新発谷 (4)	美波町	赤松	新発谷
7241	1	新発谷 (5)	美波町	赤松	新発谷
7242	1	新発谷 (6)	美波町	赤松	新発谷
7243	1	新発口 (1)	美波町	赤松	新発口
7244	1	新発口 (2)	美波町	赤松	新発口
7245	1	栗作 (2)	美波町	赤松	栗作
7246	1	栗作 (3)	美波町	赤松	栗作
7247	1	栗作 (4)	美波町	赤松	栗作
7248	1	原尻 (1)	美波町	赤松	原尻
7249	1	原尻 (2)	美波町	赤松	原尻
7250	1	原尻 (3)	美波町	赤松	原尻
7251	1	原尻 (4)	美波町	赤松	原尻
7252	1	影野 (1)	美波町	赤松	影野
7253	1	影野 (2)	美波町	赤松	影野
7254	1	影野 (3)	美波町	赤松	影野
7255	1	影野 (4)	美波町	赤松	影野
7256	1	影野 (5)	美波町	赤松	影野
7257	1	影野 (6)	美波町	赤松	影野
7258	1	影野 (7)	美波町	赤松	影野
7259	1	遠野 (1)	美波町	赤松	遠野
7260	1	遠野 (2)	美波町	赤松	遠野
7261	1	遠野 (3)	美波町	赤松	遠野
7262	1	遠野 (4)	美波町	赤松	遠野
7263	1	高瀬 (1)	美波町	赤松	高瀬
7264	1	高瀬 (2)	美波町	赤松	高瀬
7265	1	高瀬 (3)	美波町	赤松	高瀬
7266	1	流矢 (2)	美波町	赤松	流矢
7267	1	流矢 (3)	美波町	赤松	流矢

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
7268	1	流矢 (4)	美波町	赤松	流矢
7269	1	流矢 (5)	美波町	赤松	流矢
7270	1	総屋敷 (1)	美波町	赤松	総屋敷
7271	1	総屋敷 (2)	美波町	赤松	総屋敷
7272	1	総屋敷 (3)	美波町	赤松	総屋敷
7273	1	総屋敷 (4)	美波町	赤松	総屋敷
7274	1	総屋敷 (5)	美波町	赤松	総屋敷
7275	1	総屋敷 (6)	美波町	赤松	総屋敷
7276	1	総屋敷 (7)	美波町	赤松	総屋敷
7277	1	総屋敷 (8)	美波町	赤松	総屋敷
7278	1	野田 (5)	美波町	赤松	野田
7279	1	野田 (6)	美波町	赤松	野田
7280	1	野田 (7)	美波町	赤松	野田
7281	1	野田 (8)	美波町	赤松	野田
7282	1	阿地屋 (2)	美波町	赤松	阿地屋
7283	1	阿地屋 (3)	美波町	赤松	阿地屋
7284	1	阿地屋 (4)	美波町	赤松	阿地屋
7285	1	阿地屋 (5)	美波町	赤松	阿地屋
7286	1	阿地屋 (6)	美波町	赤松	阿地屋
7287	1	耳瀬 (1)	美波町	赤松	耳瀬
7288	1	耳瀬 (2)	美波町	赤松	耳瀬
7289	1	耳瀬 (3)	美波町	赤松	耳瀬
7290	1	耳瀬 (4)	美波町	赤松	耳瀬
7291	1	耳瀬 (5)	美波町	赤松	耳瀬
7292	1	耳瀬 (6)	美波町	赤松	耳瀬
7293	1	耳瀬 (7)	美波町	赤松	耳瀬
7294	1	耳瀬 (8)	美波町	赤松	耳瀬
7295	1	耳瀬 (9)	美波町	赤松	耳瀬
7296	1	寺野 (2)	美波町	赤松	寺野
7297	1	寺野 (3)	美波町	赤松	寺野
7298	1	寺野 (4)	美波町	赤松	寺野
7299	1	寺野 (5)	美波町	赤松	寺野
7300	1	寺野 (6)	美波町	赤松	寺野
7301	1	北分 (1)	美波町	北河内	北分
7302	1	北分 (2)	美波町	北河内	北分
7303	1	北分 (3)	美波町	北河内	北分
7304	1	北分 (4)	美波町	北河内	北分
7305	1	北分 (5)	美波町	北河内	北分

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
7306	1	北分 (6)	美波町	北河内	北分
7307	1	北分 (7)	美波町	北河内	北分
7308	1	北分 (8)	美波町	北河内	北分
7309	1	北分 (9)	美波町	北河内	北分
7310	1	北分 (10)	美波町	北河内	北分
7311	1	北分 (11)	美波町	北河内	北分
7312	1	北分 (12)	美波町	北河内	北分
7313	1	北分 (13)	美波町	北河内	北分
7314	1	北分 (14)	美波町	北河内	北分
7315	1	本村 (2)	美波町	北河内	本村
7316	1	本村 (3)	美波町	北河内	本村
7317	1	本村 (4)	美波町	北河内	本村
7318	1	本村 (5)	美波町	北河内	本村
7319	1	本村 (6)	美波町	北河内	本村
7320	1	久望 (2)	美波町	北河内	久望
7321	1	久望 (3)	美波町	北河内	久望
7322	1	久望 (4)	美波町	北河内	久望
7323	1	久望 (5)	美波町	北河内	久望
7324	1	久望 (6)	美波町	北河内	久望
7325	1	久望 (7)	美波町	北河内	久望
7326	1	久望 (8)	美波町	北河内	久望
7327	1	久望 (9)	美波町	北河内	久望
7328	1	久望 (10)	美波町	北河内	久望
7329	1	久望 (11)	美波町	北河内	久望
7330	1	久望 (12)	美波町	北河内	久望
7331	1	久望 (13)	美波町	北河内	久望
7332	1	久望 (14)	美波町	北河内	久望
7333	1	久望 (15)	美波町	北河内	久望
7334	1	久望 (16)	美波町	北河内	久望
7335	1	久望 (17)	美波町	北河内	久望
7336	1	久望 (18)	美波町	北河内	久望
7337	1	久望 (19)	美波町	北河内	久望
7338	1	久望 (20)	美波町	北河内	久望
7339	1	久望 (21)	美波町	北河内	久望
7340	1	久望 (22)	美波町	北河内	久望
7341	1	久望 (23)	美波町	北河内	久望
7342	1	大戸 (2)	美波町	北河内	大戸
7343	1	大戸 (3)	美波町	北河内	大戸

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
7344	1	大戸 (4)	美波町	北河内	大戸
7345	1	大戸 (5)	美波町	北河内	大戸
7346	1	大戸 (6)	美波町	北河内	大戸
7347	1	大戸 (7)	美波町	北河内	大戸
7348	1	大戸 (8)	美波町	北河内	大戸
7349	1	大戸 (9)	美波町	北河内	大戸
7350	1	大戸 (10)	美波町	北河内	大戸
7351	1	大戸 (11)	美波町	北河内	大戸
7352	1	大戸 (12)	美波町	北河内	大戸
7353	1	大戸 (13)	美波町	北河内	大戸
7354	1	大戸 (14)	美波町	北河内	大戸
7355	1	大戸 (15)	美波町	北河内	大戸
7356	1	大戸 (16)	美波町	北河内	大戸
7357	1	大戸 (17)	美波町	北河内	大戸
7358	1	大戸 (18)	美波町	北河内	大戸
7359	1	大戸 (19)	美波町	北河内	大戸
7360	1	大戸 (20)	美波町	北河内	大戸
7361	1	大戸 (21)	美波町	北河内	大戸
7362	1	日和佐浦 (3)	美波町	日和佐浦	
7363	1	日和佐浦 (4)	美波町	日和佐浦	
7364	1	日和佐浦 (5)	美波町	日和佐浦	
7365	1	恵比須浜 (1)	美波町	恵比須浜	
7366	1	田井 (2)	美波町	恵比須浜	田井
7367	1	田井 (3)	美波町	恵比須浜	田井
7368	1	田井 (4)	美波町	恵比須浜	田井
7369	1	田井 (5)	美波町	恵比須浜	田井
7370	1	田井 (6)	美波町	恵比須浜	田井
7371	1	田井 (7)	美波町	恵比須浜	田井
7372	1	田井 (8)	美波町	恵比須浜	田井
7373	1	田井 (9)	美波町	恵比須浜	田井
7374	1	田井 (10)	美波町	恵比須浜	田井
7375	1	田井 (11)	美波町	恵比須浜	田井
7376	1	田井 (12)	美波町	恵比須浜	田井
7377	1	田井 (13)	美波町	恵比須浜	田井
7378	1	田井 (14)	美波町	恵比須浜	田井
7379	1	田井 (15)	美波町	恵比須浜	田井
7380	1	田井 (16)	美波町	恵比須浜	田井
7381	1	田井 (17)	美波町	恵比須浜	田井

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
7382	1	田井 (18)	美波町	恵比須浜	田井
7383	1	中畑 (1)	美波町	木岐	中畑
7384	1	中畑 (2)	美波町	木岐	中畑
7385	1	中畑 (3)	美波町	木岐	中畑
7386	1	中畑 (4)	美波町	木岐	中畑
7387	1	中畑 (5)	美波町	木岐	中畑
7388	1	カタ (2)	美波町	木岐	カタ
7389	1	カタ (3)	美波町	木岐	カタ
7390	1	カタ (4)	美波町	木岐	カタ
7391	1	南白浜 (2)	美波町	木岐	南白浜
7392	1	南白浜 (3)	美波町	木岐	南白浜
7393	1	徳竹 (1)	美波町	木岐	徳竹
7394	1	徳竹 (2)	美波町	木岐	徳竹
7395	1	徳竹 (3)	美波町	木岐	徳竹
7396	1	徳竹 (4)	美波町	木岐	徳竹
7397	1	西町 (1)	美波町	木岐	西町
7398	1	本村 (1)	美波町	木岐	本村
7399	1	日尻 (1)	美波町	木岐	日尻
7400	1	日尻 (2)	美波町	木岐	日尻
7401	1	日尻 (3)	美波町	木岐	日尻
7402	1	日尻 (4)	美波町	木岐	日尻
7403	1	日尻 (5)	美波町	木岐	日尻
7404	1	白浜 (2)	美波町	木岐	白浜
7405	1	山座 (1)	美波町	木岐	山座
7406	1	山座 (2)	美波町	木岐	山座
7407	1	北白浜 (1)	美波町	木岐	北白浜
7408	1	北白浜 (2)	美波町	木岐	北白浜
7409	1	北白浜 (3)	美波町	木岐	北白浜
7410	1	東町 (1)	美波町	木岐	東町
7411	1	東谷 (1)	美波町	田井	東谷
7412	1	白鳥 (2)	美波町	田井	白鳥
7413	1	白鳥 (3)	美波町	田井	白鳥
7414	1	西谷 (1)	美波町	田井	西谷
7415	1	中谷 (1)	美波町	田井	中谷
7416	1	中作 (1)	美波町	田井	中作
7417	1	中田 (1)	美波町	田井	中田
7418	1	久保 (1)	美波町	田井	久保
7419	1	久保 (2)	美波町	田井	久保

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
7420	1	田井 (4)	美波町	田井	田井
7421	1	田井 (5)	美波町	田井	田井
7422	1	田井 (6)	美波町	田井	田井
7423	1	田井 (7)	美波町	田井	田井
7424	1	大谷 (2)	美波町	西の地	大谷
7425	1	東地 (2)	美波町	西の地	東地
7426	1	東地 (3)	美波町	西の地	東地
7427	1	西地 (1)	美波町	西の地	西地
7428	1	西地 (2)	美波町	西の地	西地
7429	1	西地 (3)	美波町	西の地	西地
7430	1	西地 (4)	美波町	西の地	西地
7431	1	魚呑 (1)	美波町	西の地	魚呑
7432	1	谷裏 (2)	美波町	西の地	谷裏
7433	1	谷裏 (3)	美波町	西の地	谷裏
7434	1	谷裏 (4)	美波町	西の地	谷裏
7435	1	志和岐谷 (2)	美波町	西の地	志和岐谷
7436	1	志和岐谷 (3)	美波町	西の地	志和岐谷
7437	1	志和岐谷 (4)	美波町	西の地	志和岐谷
7438	1	志和岐谷 (5)	美波町	西の地	志和岐谷
7439	1	志和岐谷 (6)	美波町	西の地	志和岐谷
7440	1	志和岐谷 (7)	美波町	西の地	志和岐谷
7441	1	由宇 (1)	美波町	東由岐	由宇
7442	1	由宇 (2)	美波町	東由岐	由宇
7443	1	由宇 (3)	美波町	東由岐	由宇
7444	1	葦原 (1)	美波町	東由岐	葦原
7445	1	中の谷 (1)	美波町	志和岐	中の谷
7446	1	天皇 (1)	美波町	志和岐	天皇
7447	1	轟 (2)	美波町	志和岐	轟
7448	1	田井ヶ浦 (1)	美波町	志和岐	田井ヶ浦
7449	1	西谷 (2)	美波町	阿部	西谷
7450	1	西谷 (3)	美波町	阿部	西谷
7451	1	西谷 (4)	美波町	阿部	西谷
7452	1	向江 (1)	美波町	阿部	向江
7453	1	東谷 (2)	美波町	阿部	東谷
7454	1	寺谷 (2)	美波町	阿部	寺谷
7455	1	小イザリ (2)	美波町	伊座利	小イザリ
7456	1	小イザリ (3)	美波町	伊座利	小イザリ
7457	1	小イザリ (4)	美波町	伊座利	小イザリ

箇所番号	斜面区分	箇所名	市町村名	字	小字
7458	1	片山 (2)	美波町	伊座利	片山
7459	1	伊座利 (1)	美波町	伊座利	伊座利
7842	2	本村 (7)	美波町	北河内	本村
7843	2	櫛ヶ谷 (8)	美波町	奥河内	櫛ヶ谷
7844	2	櫛ヶ谷 (9)	美波町	奥河内	櫛ヶ谷

急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準

	前日までの連続雨量が 100mm 以上であった場合	前日までの連続雨量が 40～ 100mm あった場合	前日までの降雨がない場 合
第1 警戒態勢	当日の日雨量が 50mm を越 えたとき	当日の日雨量が 80mm を越えた とき	当日の日雨量が 100mm を 越えたとき
第2 警戒態勢	当日の日雨量が 50mm を越 え、時雨量 30mm 程度の強雨 が降り始めたとき	当日の日雨量が 80mm を越え、時 雨量 30mm 程度の強雨が降り始 めたとき	当日の日雨量が 100mm を 越え、時雨量 30mm 程度の 強雨が降り始めたとき

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

6 地すべり防止区域一覧

平成31年3月31日現在

指定番号	区域名	町名	告示年月日	告示番号	告示面積 (ha)
374	東由岐	美波町	S38.10.11	2602	21.46
375	西由岐	美波町	S38.10.11	2602	51.40
285	原ヶ野	美波町	S37.10.17	2655	23.70
344	薬王寺	美波町	S38.02.26	276	7.00
計	4				103.56

7 砂防指定地一覧

令和2年6月9日現在

番号	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
1	喜多地川	S39.5.23	1359	2.50	
2	伊座利谷川	S50.3.24	467	4.00	
3	喜多地川	S56.4.30	959	1.92	
4	木岐川	H1.10.11	1731	1.30	
5	奥地谷	H16.12.9	1525	0.37	
6	志和岐川	H17.4.15	463	0.49	
7	志和岐川	H18.2.10	242	0.64	
8	日和佐川	S26.2.12	64	14.90	
9	北河内谷	S39.5.23	1359	10.10	
10	奥瀧川	S42.12.28	4605	9.27	
11	久望谷、カブス谷及び久保谷	S42.12.28	4605	20.66	
12	丹前谷	S42.12.28	4605	9.81	
13	日和佐川	S46.5.28	957	2.52	
14	日和佐川	S47.4.17	815	13.20	
15	奥谷	H5.3.16	763	0.62	
16	奥谷	H6.1.28	139	0.45	
17	山王谷	H25.6.4	562	0.99	
18	池ノ内谷1	H30.2.26	234	0.51	
19	池ノ内谷2	H30.2.26	234	0.66	
20	池ノ内谷3	H30.12.17	1353	1.77	
	計			96.68	

8 山地に起因する災害危険箇所一覧

令和3年4月1日現在

番号	危険区分	箇所名	所在地			面積 (ha)
			郡	町	字	
1	山腹崩壊	徳竹	海部郡	美波町由岐	本村	9.00
2	〃	西の谷	〃	〃	西谷	6.00
3	〃	東由岐	〃	〃	東地	5.00
4	〃	八郎山	〃	美波町日和佐	大越	3.00
5	〃	大越	〃	〃	しらかし	9.00
6	〃	山河内東	〃	〃	なか	15.00
7	〃	山河内	〃	〃	なか	11.00
8	〃	丹前	〃	〃	丹前	13.00
9	〃	新庄	〃	〃	弁財天	10.00
10	〃	奥潟川南	〃	〃	奥潟	11.00
11	〃	丸島	〃	〃	外ノ牟井	9.00
12	〃	赤松	〃	〃	日浦	9.00
13	〃	日浦1	〃	〃	日浦	3.00
14	〃	日浦2	〃	〃	日浦	22.00
15	〃	栗作1	〃	〃	栗作	5.00
16	〃	栗作2	〃	〃	栗作	8.00
17	〃	新家	〃	〃	遠野	5.00
18	〃	影野	〃	〃	影野	51.00
19	〃	寺野1	〃	〃	寺野	15.00
20	〃	寺野2	〃	〃	寺野	14.00
21	〃	阿地屋1	〃	〃	阿地屋	5.00
22	〃	阿地屋2	〃	〃	新発谷	40.00
23	〃	久望	〃	〃	久望	2.00
24	〃	永田	〃	〃	永田	2.00
25	〃	西山1	〃	美波町	西山	0.95
26	〃	西山2	〃	美波町	西山	4.30
	小計	26箇所				287.35
1	崩壊土砂流出	南白浜	海部郡	美波町由岐	字南白浜	0.63
2	〃	木岐	〃	〃	徳竹	2.10
3	〃	徳竹1	〃	〃	字徳竹	0.36
4	〃	徳竹2	〃	〃	字徳竹	0.27
5	〃	中田	〃	〃	字中田	0.36
6	〃	西谷	〃	〃	字西谷	0.15
7	〃	魚呑	〃	〃	字魚呑	0.06
8	〃	田井ヶ浦	〃	〃	字田井ヶ浦	0.80

番号	危険区分	箇所名	所在地			面積 (ha)
			郡	町	字	
9	〃	阿部	〃	〃	カシガワチ	3.30
10	〃	小伊座利	〃	〃	字小伊座利別	1.08
11	崩壊土砂流出	大越1	海部郡	美波町日和佐	字大越	4.62
12	〃	大越2	〃	〃	字大越	1.92
13	〃	大越3	〃	〃	字大越	0.06
14	〃	大越4	〃	〃	字大越	0.06
15	〃	西山1	〃	〃	字西山	1.44
16	〃	ツバ谷1	〃	〃	字ツバ谷	0.80
17	〃	ツバ谷2	〃	〃	字西山	0.36
18	〃	ツバ谷3	〃	〃	西山	6.30
19	〃	西山2	〃	〃	字西山	0.09
20	〃	西山3	〃	〃	字西山	0.36
21	〃	一番谷	〃	〃	字トノムイ	0.45
22	〃	西山4	〃	〃	西山	2.70
23	〃	白沢	〃	〃	字白沢	0.54
24	〃	西河内	〃	〃	本村	1.80
25	〃	平戸	〃	〃	字平戸	0.06
26	〃	柳瀬	〃	〃	字柳瀬	0.42
27	〃	馬木	〃	〃	字馬木	0.54
28	〃	はりま	〃	〃	字はりま	1.05
29	〃	とじろ谷	〃	〃	大戸	4.80
30	〃	へご谷	〃	〃	大戸	4.80
31	〃	大戸	〃	〃	字大戸	0.03
32	〃	久望	〃	〃	字久望	0.12
33	〃	深瀬	〃	〃	字深瀬	5.50
34	〃	北分	〃	〃	字北分	1.50
35	〃	本村1	〃	〃	字本村	0.24
36	〃	本村2	〃	〃	字本村	0.03
37	〃	日和佐浦	〃	〃	字日和佐浦	0.60
38	〃	鳥山	〃	〃	田井	2.40
39	〃	日浦	〃	〃	字日浦	0.18
40	〃	栗作1	〃	〃	字栗作	0.36
41	〃	栗作2	〃	〃	字栗作	1.08
42	〃	新家	〃	〃	字影野	0.36
43	〃	総屋敷	〃	〃	字総屋敷	0.18
44	〃	久望2	〃	〃	字久望	0.70
	小計	44箇所				55.56

番号	危険区分	箇所名	所在地			面積 (ha)
			郡	町	字	
	合計	70 箇所				342.91

9 土石流危険渓流一覧

(1) 土石流危険渓流Ⅰ

土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家、または、人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等に被害が生ずるおそれがある渓流

(2) 土石流危険渓流Ⅱ

土石流の発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害が生ずるおそれがある渓流

(土石流危険渓流Ⅰ)

平成26年1月1日現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概要	
				町名	字名	渓流長 (km)	流域面積 (km ²)
17-1	伊座利川	伊座利川	片山谷	美波町	伊座利	0.25	0.08
17-2	伊座利川	伊座利川	奥地谷	美波町	伊座利	0.35	0.07
17-3	伊座利川	伊座利川	西良谷	美波町	伊座利	0.20	0.05
17-4	阿部東川	阿部東川	阿部東川	美波町	阿部	1.05	1.41
17-5	阿部東川	阿部西川	阿部西小谷	美波町	阿部	0.23	0.05
17-6	阿部東川	阿部西川	常陸谷	美波町	阿部	0.16	0.05
17-7	志和岐川	志和岐川	志和岐川谷	美波町	志和岐	0.46	0.29
17-11	喜多地川	喜多地川	喜多地川	美波町	木岐	0.44	0.11
17-12	木岐川	木岐川	牛の谷	美波町	木岐	0.38	0.13
18-1	那賀川	赤松川	やぶ内川	美波町	赤松	0.87	0.81
18-3	日和佐川	馬	西谷	美波町	北河内	0.80	2.12
18-4	日和佐川	北河内谷川	烏山谷	美波町	北河内	0.25	0.26
18-5	日和佐川	北河内谷川	池ノ内谷	美波町	北河内	0.35	0.28
18-6	日和佐川	北河内川	奥谷	美波町	奥河内	0.20	0.12
18-9	日和佐川	山河内谷川	なか谷	美波町	山河内	0.15	0.05
18-11	日和佐川	日和佐川	伊儀谷	美波町	西河内	0.50	0.19
18-12	日和佐川	日和佐川	小谷野谷	美波町	西河内	0.55	0.69
18-13	日和佐川	丹前谷川	丹前谷	美波町	西河内	0.15	0.05
18-14	日和佐川	日和佐川	入江谷	美波町	西河内	0.31	0.17
18-15	日和佐川	日和佐川	谷奥谷	美波町	西河内	0.45	0.44
18-16	日和佐川	北河内谷川	神極田谷	美波町	西河内	0.16	0.03
18-17	奥瀧川	奥瀧川	吹田谷	美波町	奥河内	0.18	0.06
18-20	日和佐川	北河内谷川	山王谷	美波町	奥河内	0.35	0.10
18-21	田井川	田井川	山本谷	美波町	恵比須浜	0.95	0.14

(土石流危険溪流Ⅱ)

平成26年1月1日現在

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概要	
				町名	字名	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)
17-10	田井川	田井川	田井西谷	美波町	田井	0.43	0.19
17-13			中の谷	美波町	志和岐	0.15	0.04
17-14			魚呑谷	美波町	西の地	0.15	0.04
17-16	木岐川	木岐川	日尻谷	美波町	木岐	0.70	0.18
17-17	木岐川	木岐川	浜名谷	美波町	木岐	0.53	0.17
18-2	那賀川	寺野谷川	宮原谷	美波町	北河内	0.15	0.04
18-7	日和佐川	山河内谷川	打山谷	美波町	山河内	0.17	0.09
18-8	日和佐川	山河内谷川	杉谷	美波町	山河内	0.25	0.05
18-10	日和佐川	山河内谷川	椿野谷	美波町	山河内	0.50	0.24
18-18	日和佐川	北河内谷川	寺込川	美波町	奥河内	0.25	0.21
18-19	奥潟川	奥潟川	寺島谷	美波町	奥河内	0.21	0.03
18-22	那賀川	赤松川	越谷	美波町	赤松	0.50	0.33
18-23	那賀川	赤松川	請ン谷	美波町	赤松	0.35	0.10
18-24	那賀川	赤松川	井奥谷	美波町	赤松	0.05	0.04
18-26	那賀川	新発谷川	上佐谷	美波町	赤松	0.30	0.05
18-28	日和佐川	久望川	久望谷	美波町	北河内	1.12	0.49
18-29	日和佐川	北河内谷川	星越谷	美波町	北河内	0.25	0.03
18-30	日和佐川	北河内谷川	中原谷	美波町	北河内	0.20	0.05
18-31	日和佐川	北河内川	大谷	美波町	北河内	0.30	0.10
18-32	日和佐川	北河内谷川	八坂谷	美波町	北河内	0.65	0.43
18-33	日和佐川	北河内谷川	藤井谷	美波町	北河内	0.40	0.04
18-34	日和佐川	日和佐川	ツバ谷	美波町	山河内	0.70	0.23
18-35	日和佐川	日和佐川	一番谷	美波町	山河内	0.80	0.64
18-36	日和佐川	山河内谷川	いぶし谷	美波町	山河内	0.50	0.43
18-37	日和佐川	山河内谷川	小谷	美波町	山河内	0.90	0.37
18-38	日和佐川	白沢川	白沢谷	美波町	山河内	0.30	0.06
18-39	日和佐川	白沢川	松村谷	美波町	山河内	0.30	0.03
18-40	日和佐川	日和佐川	庄瀬谷	美波町	西河内	0.80	0.25
18-41	奥潟川	奥潟川	小田谷	美波町	奥河内	0.20	0.02
18-42	奥潟川	奥潟川	除内谷	美波町	奥河内	0.02	0.04
18-43	奥潟川	奥潟川	刈谷谷	美波町	奥河内	0.30	0.04
18-46	奥潟川	奥潟川	正木谷	美波町	奥河内	0.40	0.22
18-47	田井川	田井川	山添谷	美波町	恵比須浜	0.15	0.04

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概要	
				町名	字名	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)
18-48	田井川	田井川	中林谷	美波町	恵比須浜	0.20	0.17
18-49	日和佐川	日和佐川	西山谷	美波町	山河内	0.65	0.39
18-50	那賀川	赤松川	横山谷	美波町	赤松	0.25	0.04
18-51	那賀川	赤松川	影山谷	美波町	影野	0.25	0.03
18-52	那賀川	赤松川	あんの谷	美波町	野田	0.45	0.04

(土石流危険溪流に準ずる溪流)

平成26年1月1日現在

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概要	
				町名	字名	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)
18-53	田井川	田井川	いの谷	美波町	恵比須浜		0.09

土石流対策雨量基準

区 分	警 戒 雨 量	危 険 雨 量
連 続 雨 量	200 mm以上	300 mm以上
日 量	150 "	200 "
6時間雨量	120 "	180 "
4時間雨量	100 "	150 "
2時間雨量	70 "	100 "
1時間雨量	50 "	60 "

10 異常気象時における国道55号の事前通行規制区間及び各体制の発令基準

区 間 (テレメーター観測所)	延長 (km)	連続雨量 (mm)				担当出張所
		注意体制		出動体制 (出張所)	警戒体制 (通行止雨量)	
		①	②通行規制班 招集			
阿南市福井町日の地～ 海部郡美波町北河内 (福井)	10.1	200	220	260	300	日和佐国道 出張所

※雨に関する警報が出て且つ連続雨量が福井200mmに達した時、時間雨量が50mm/h以上の時、震度4以上の時、または対策部長より指示があるときにおいては、注意体制①に入るものとし、担当区間の出張所は原則として道路巡回を実施し、安全の確認を行い、徳島河川国道事務所へ報告するものとする。

11 国道55号の事前通行規制を解除する場合の解除基準

規制解除時の絶対条件 = ①、②、③を全て満足すること。

- ① 時間雨量2mm以下が2時間以上連続していること。
- ② 引き続き、気象予報によって降雨がないことが予測されること。
(大雨注意報、大雨警報は解除されていること。)
(雨量レーダーにより、広範囲に降雨が確認できないこと。)
(台風は通過後で、暴風雨圏外であること。)
- ③ 道路巡回を実施し、安全が確認された場合。

※ 規制解除時の絶対条件①を適用するにあたっての注意点

- ・雨量の判定は正時とし、30分、15分の運用は一切しないこと。
- ・「降雨2mm以下」とは時間雨量2mm以下であり、2時間で4mmの降雨とはならない(下図参照)。

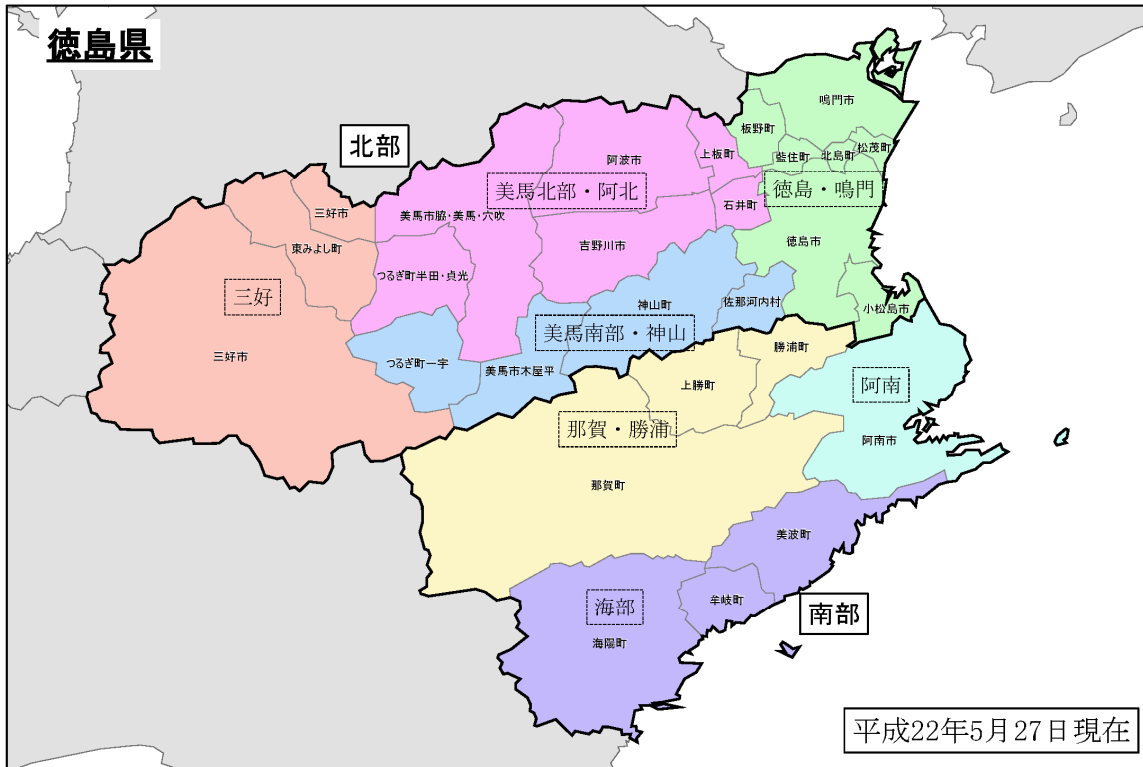
時刻	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
雨量	20	10	1	3	3	0	4	2	2	0	3

第2章 気象に関する資料

節	頁
1 気象警報・注意報や天気予報の発表区域図	39
2 徳島地方気象台が発表する気象警報・注意報の発表基準と解説	40
3 風の強さと吹き方	67
4 雨の強さと降り方	68
5 今後の予想を含めた最新の気象情報の入手先	69
6 地震情報、緊急地震速報について	70
7 気象庁震度階級関連解説表	71
8 噴火警報、噴火予報、噴火速報、降灰予報について	75

第2章 気象に関する資料

1 気象警報・注意報や天気予報の発表区域図



出典：気象庁ホームページより (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/saibun/tokushima.pdf>)

府県 予報区	一次 細分 区域	市町村等を まとめた地域	市町村等（二次細分区域）
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇・美馬・穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一字
		三好	三好市、東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
		海部	海陽町、美波町、牟岐町

2 徳島地方気象台が発表する気象警報・注意報の発表基準と解説 (令和2年8月6日現在)

気象庁ホームページより (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/tokushima/ki_jun_3638700.pdf)

美波町	府県予報区	徳島県			
	一次細分区域	南部			
	市町村等をまとめた地域	海部			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	27	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	169	
	洪水		流域雨量指数基準	赤松川流域=20.2、日和佐川流域=29.6	
			複合基準*1	日和佐川流域=(12, 29.5)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.8m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	15		
		土壌雨量指数基準	135		
	洪水		流域雨量指数基準	赤松川流域=16.1、日和佐川流域=23.6	
			複合基準*1	赤松川流域=(13, 12.9)、日和佐川流域=(8, 23.6)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	1.4m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度が40%で実効湿度が60%			
なだれ	積雪の深さ50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ20cm以上 2 最高気温7℃以上*2 3 降水量10mm以上				
低温	最低気温-3℃以下*3				
霜	晩霜期 最低気温4℃以下				
着氷					
着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：-2℃~2℃				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は徳島地方気象台の値。

*3 気温は徳島地方気象台の値。

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km 四方毎の基準値については、別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報の基準値の利用にあたって>

気象庁ホームページより (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shisukaisetsu.pdf>)

大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準及び複合基準は、総務省が定めた「地域メッシュ」(約1km 四方) 毎に設定しているが、気象庁ホームページの「警報・注意報発表基準一覧表」では、土壌雨量指数基準については市町村内における最低値を、流域雨量指数基準及び複合基準については主要な河川における代表地点の基準値を示している。

また、「(別添) 洪水警報・注意報の基準値 (1km 四方)」及び「洪水警報の危険度分布の基準値 (1km 四方)」につきましては、以下の点に留意する。

- ・「-1」は当該基準の設定がないことを示す。
- ・洪水予報指定河川においては、流域雨量指数基準及び複合基準が設定されていない格子が存在する場合があります。
- ・流域雨量指数基準は10倍した基準値が記載されています。0.1倍した数値を基準値として利用する。
- ・表面雨量指数基準は記載されている数値のまま基準値として利用する。「地域メッシュ」とは、総務省が各種統計に利用するため、国土を緯度・経度により方形の小地域区画に細分したものである。また、それぞれのメッシュを識別するために付与されたコードは「地域メッシュ・コード」と呼ばれ、このコードは日本工業規格 (JIS X 0410) である。なお、「地域メッシュ」及び「地域メッシュ・コード」の詳細については、以下のホームページを参照。

総務省 (統計局) <http://www.stat.go.jp/data/mesh/index.htm>

財団法人日本規格協会 <http://www.webstore.jsa.or.jp/webstore/top/index.jsp>

<基準値一覧表の解説 (参考) >

気象庁ホームページより (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kijunkaisetsu_sanko.pdf)

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

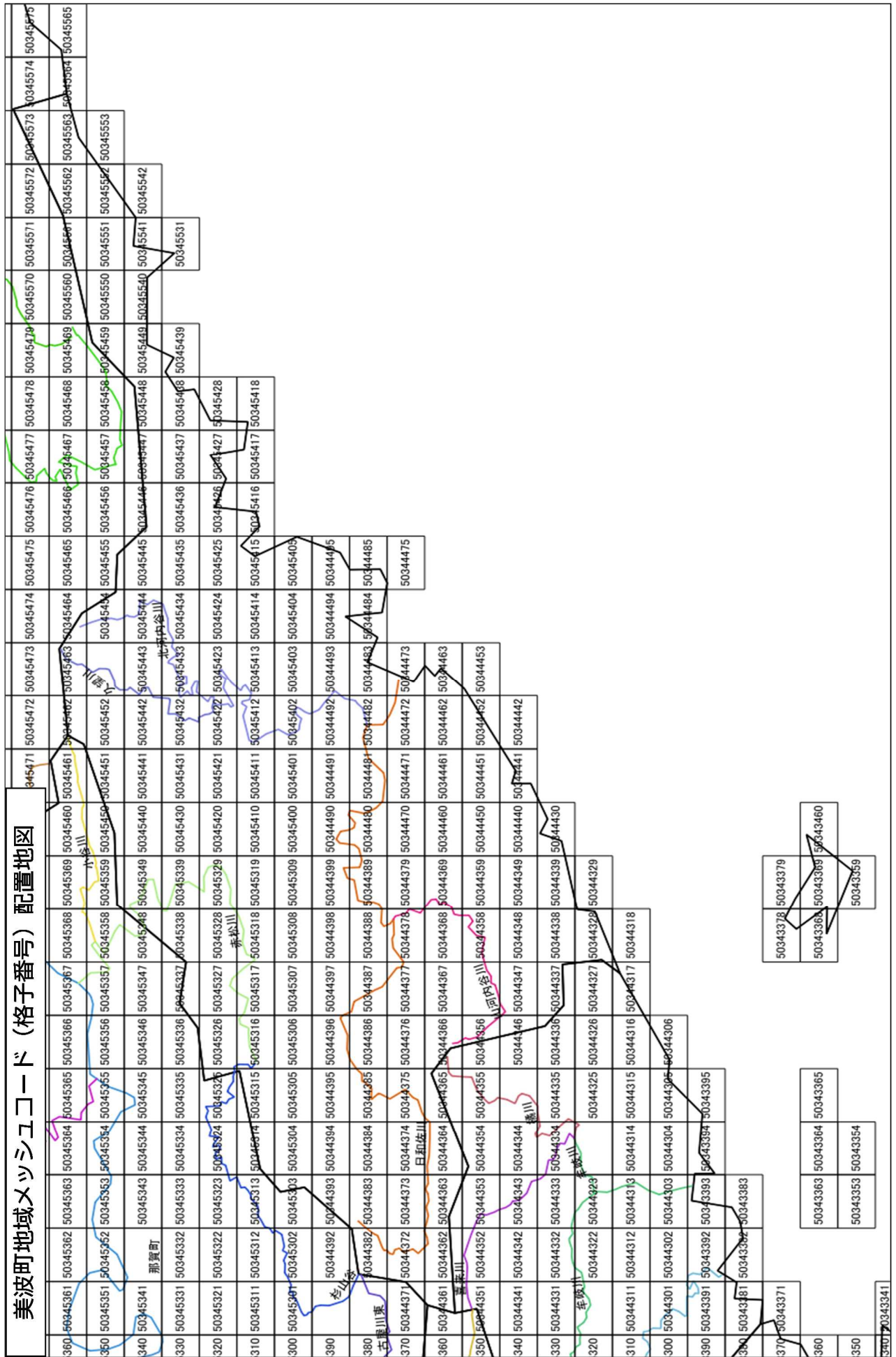
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

<警報の危険度分布の基準値について>

危険度分布には、警報基準（基準Ⅱ）、注意報基準（基準Ⅰ）に加え、警報基準よりも一段高く設定した基準（基準Ⅲ）を用いている。

大雨警報（浸水害）の危険度分布は、基準Ⅲ（大雨警報（浸水害）の基準よりも一段高く設定した表面雨量指数基準）、基準Ⅱ（大雨警報（浸水害）の表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（大雨注意報の表面雨量指数基準）のいずれも、市町村等の域内において単一の値をとる。

洪水警報の危険度分布の流域雨量指数基準及び複合基準は、基準Ⅲ（洪水警報の基準よりも一段高く設定した流域雨量指数基準）、基準Ⅱ（洪水警報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（洪水注意報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約 1km 四方）毎に設定している。



(別添) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値

令和元年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	地域メッシュコード (1 km 格子対応)	土壌雨量指数	
			注意報	警報
海部	美波町	50344318	164	—
海部	美波町	50344328	164	206
海部	美波町	50344329	164	—
海部	美波町	50344337	164	—
海部	美波町	50344338	164	206
海部	美波町	50344339	164	206
海部	美波町	50344347	160	200
海部	美波町	50344348	160	200
海部	美波町	50344349	160	200
海部	美波町	50344356	160	200
海部	美波町	50344357	160	200
海部	美波町	50344358	160	200
海部	美波町	50344359	160	200
海部	美波町	50344362	178	—
海部	美波町	50344363	178	223
海部	美波町	50344364	178	223
海部	美波町	50344366	160	200
海部	美波町	50344367	160	200
海部	美波町	50344368	160	200
海部	美波町	50344369	160	200
海部	美波町	50344372	178	—
海部	美波町	50344373	178	223
海部	美波町	50344374	178	223
海部	美波町	50344375	160	200
海部	美波町	50344376	160	200
海部	美波町	50344377	160	200
海部	美波町	50344378	160	200
海部	美波町	50344379	160	200
海部	美波町	50344382	178	—
海部	美波町	50344383	178	—
海部	美波町	50344384	178	223
海部	美波町	50344385	160	200
海部	美波町	50344386	160	200
海部	美波町	50344387	160	200
海部	美波町	50344388	160	200
海部	美波町	50344389	160	200

市町村等を まとめた地域	市町村等	地域メッシュコード (1 km 格子対応)	土壌雨量指数	
			注意報	警報
海部	美波町	50344393	178	—
海部	美波町	50344394	178	—
海部	美波町	50344395	160	200
海部	美波町	50344396	160	200
海部	美波町	50344397	160	200
海部	美波町	50344398	160	200
海部	美波町	50344399	160	200
海部	美波町	50344430	176	—
海部	美波町	50344440	176	220
海部	美波町	50344441	176	220
海部	美波町	50344442	176	—
海部	美波町	50344450	176	220
海部	美波町	50344451	176	220
海部	美波町	50344452	176	220
海部	美波町	50344453	176	—
海部	美波町	50344460	176	220
海部	美波町	50344461	176	220
海部	美波町	50344462	176	220
海部	美波町	50344463	176	220
海部	美波町	50344470	176	220
海部	美波町	50344471	176	220
海部	美波町	50344472	176	220
海部	美波町	50344473	176	220
海部	美波町	50344475	145	—
海部	美波町	50344480	176	220
海部	美波町	50344481	176	220
海部	美波町	50344482	176	220
海部	美波町	50344483	176	220
海部	美波町	50344484	176	220
海部	美波町	50344485	145	182
海部	美波町	50344490	176	220
海部	美波町	50344491	176	220
海部	美波町	50344492	176	220
海部	美波町	50344493	176	220
海部	美波町	50344494	176	220
海部	美波町	50344495	145	182
海部	美波町	50345304	163	—

市町村等を まとめた地域	市町村等	地域メッシュコード (1 km 格子対応)	土壌雨量指数	
			注意報	警報
海部	美波町	50345305	150	188
海部	美波町	50345306	150	188
海部	美波町	50345307	150	188
海部	美波町	50345308	150	188
海部	美波町	50345309	150	188
海部	美波町	50345314	163	—
海部	美波町	50345315	150	188
海部	美波町	50345316	150	188
海部	美波町	50345317	150	188
海部	美波町	50345318	150	188
海部	美波町	50345319	150	188
海部	美波町	50345326	150	188
海部	美波町	50345327	150	188
海部	美波町	50345328	150	188
海部	美波町	50345329	150	188
海部	美波町	50345338	150	188
海部	美波町	50345339	150	188
海部	美波町	50345349	150	188
海部	美波町	50345400	162	203
海部	美波町	50345401	162	203
海部	美波町	50345402	162	203
海部	美波町	50345403	162	203
海部	美波町	50345404	162	203
海部	美波町	50345405	144	181
海部	美波町	50345410	162	203
海部	美波町	50345411	162	203
海部	美波町	50345412	162	203
海部	美波町	50345413	162	203
海部	美波町	50345414	162	203
海部	美波町	50345415	144	181
海部	美波町	50345416	144	181
海部	美波町	50345417	144	181
海部	美波町	50345418	144	181
海部	美波町	50345420	162	203
海部	美波町	50345421	162	203
海部	美波町	50345422	162	203
海部	美波町	50345423	162	203

市町村等を まとめた地域	市町村等	地域メッシュコード (1 km 格子対応)	土壌雨量指数	
			注意報	警報
海部	美波町	50345424	162	203
海部	美波町	50345425	144	181
海部	美波町	50345426	144	181
海部	美波町	50345427	144	181
海部	美波町	50345428	144	181
海部	美波町	50345430	162	203
海部	美波町	50345431	162	203
海部	美波町	50345432	162	203
海部	美波町	50345433	162	203
海部	美波町	50345434	162	203
海部	美波町	50345435	144	181
海部	美波町	50345436	144	181
海部	美波町	50345437	144	181
海部	美波町	50345438	144	181
海部	美波町	50345439	144	181
海部	美波町	50345440	162	203
海部	美波町	50345441	162	203
海部	美波町	50345442	162	203
海部	美波町	50345443	162	203
海部	美波町	50345444	162	203
海部	美波町	50345445	144	181
海部	美波町	50345447	144	181
海部	美波町	50345448	144	181
海部	美波町	50345449	144	181
海部	美波町	50345451	162	203
海部	美波町	50345452	162	203
海部	美波町	50345453	162	203
海部	美波町	50345454	162	203
海部	美波町	50345459	144	181
海部	美波町	50345462	149	—
海部	美波町	50345463	149	187
海部	美波町	50345531	148	—
海部	美波町	50345540	148	185
海部	美波町	50345541	148	185
海部	美波町	50345542	148	—
海部	美波町	50345550	148	185
海部	美波町	50345551	148	185

市町村等を まとめた地域	市町村等	地域メッシュコード (1 km 格子対応)	土壌雨量指数	
			注意報	警報
海部	美波町	50345552	148	185
海部	美波町	50345553	148	—
海部	美波町	50345561	135	169
海部	美波町	50345562	135	169
海部	美波町	50345563	135	169
海部	美波町	50345573	135	169

(別添)洪水警報・注意報の基準値 (1km 四方)

令和元年5月29日現在

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	洪水警報の 流域雨量指数 基準	洪水警報の複 合基準におけ る流域雨量指 数基準	洪水警報の複 合基準におけ る表面雨量 指数基準	洪水注意報の 流域雨量指数 基準	洪水注意報の 複合基準にお ける流域雨量 指数基準	洪水注意報の 複合基準にお ける表面雨量 指数基準
3638700	美波町	50344318	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344328	88578000		40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50344329	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344337	88578000		-1	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50344338	88578000		51	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50344339	88578000		40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50344347	88578032	山河内谷川	95	-1	-1	67	-1	-1
3638700	美波町	50344348	88578000		47	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50344349	88578000		46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50344356	88578032	山河内谷川	55	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50344357	88578032	山河内谷川	108	-1	-1	76	-1	-1
3638700	美波町	50344358	88578032	山河内谷川	137	-1	-1	96	-1	-1
3638700	美波町	50344359	88578000		46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50344361	88085000		-1	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50344361	88308000		-1	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50344361	88578000		-1	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50344362	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344362	88578004	日和佐川	-1	-1	-1	37	37	8
3638700	美波町	50344363	88578004	日和佐川	69	69	12	55	55	8
3638700	美波町	50344364	88578004	日和佐川	85	85	12	68	68	8
3638700	美波町	50344366	88578032	山河内谷川	-1	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50344366	88578033	橘川	-1	-1	-1	27	-1	-1
3638700	美波町	50344367	88578000		-1	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50344368	88578032	山河内谷川	145	-1	-1	102	-1	-1
3638700	美波町	50344369	88578032	山河内谷川	157	-1	-1	110	-1	-1
3638700	美波町	50344372	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344372	88578004	日和佐川	-1	-1	-1	43	43	8
3638700	美波町	50344373	88578000		-1	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50344374	88085000		40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50344374	88578000		40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50344375	88578004	日和佐川	98	97	12	78	78	8
3638700	美波町	50344376	88578000		-1	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50344377	88578004	日和佐川	145	145	12	116	116	8
3638700	美波町	50344378	88578004	日和佐川	194	193	12	155	155	8
3638700	美波町	50344378	88578032	山河内谷川	157	-1	-1	110	-1	-1

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	洪水警報の 流域雨量指数 基準	洪水警報の複 合基準におけ る流域雨量指 数基準	洪水警報の複 合基準におけ る表面雨量 指数基準	洪水注意報の 流域雨量指数 基準	洪水注意報の 複合基準にお ける流域雨量 指数基準	洪水注意報の 複合基準にお ける表面雨量 指数基準
3638700	美波町	50344379	88578000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344382	88085112	杉山谷	-1	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50344382	88085113	古屋川東	-1	-1	-1	40	-1	-1
3638700	美波町	50344382	88578004	日和佐川	-1	-1	-1	30	30	8
3638700	美波町	50344383	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344383	88578004	日和佐川	-1	-1	-1	28	28	8
3638700	美波町	50344384	88085000		-1	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50344384	88578000		-1	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50344385	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344385	88578004	日和佐川	109	108	12	87	87	8
3638700	美波町	50344386	88578004	日和佐川	-1	-1	-1	92	92	8
3638700	美波町	50344387	88578004	日和佐川	-1	-1	-1	101	101	8
3638700	美波町	50344388	88578004	日和佐川	-1	-1	-1	158	158	8
3638700	美波町	50344389	88578004	日和佐川	207	207	12	165	165	8
3638700	美波町	50344393	88085000		-1	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50344394	88085000		-1	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50344395	88085000		-1	-1	-1	26	-1	-1
3638700	美波町	50344395	88578000		-1	-1	-1	26	-1	-1
3638700	美波町	50344396	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344396	88578004	日和佐川	118	117	12	94	94	8
3638700	美波町	50344397	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344397	88578004	日和佐川	120	120	12	96	96	8
3638700	美波町	50344398	88085000		-1	-1	-1	26	-1	-1
3638700	美波町	50344398	88578000		-1	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50344399	88578004	日和佐川	203	202	12	162	162	8
3638700	美波町	50344430	88000000		55	-1	-1	38	-1	-1
3638700	美波町	50344440	88578000		40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50344441	88578000		41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50344442	88578000		57	-1	-1	40	-1	-1
3638700	美波町	50344450	88578000		-1	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50344451	88578000		41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50344452	88578000		36	-1	-1	25	-1	-1
3638700	美波町	50344453	88578000		37	-1	-1	26	-1	-1
3638700	美波町	50344460	88578000		46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50344461	88578000		41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50344462	88578000		36	-1	-1	25	-1	-1

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	洪水警報の 流域雨量指数 基準	洪水警報の複 合基準におけ る流域雨量指 数基準	洪水警報の複 合基準におけ る表面雨量 指数基準	洪水注意報の 流域雨量指数 基準	洪水注意報の 複合基準にお ける流域雨量 指数基準	洪水注意報の 複合基準にお ける表面雨量 指数基準
3638700	美波町	50344463	88578000		44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50344470	88578000		41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50344471	88578000		36	-1	-1	25	-1	-1
3638700	美波町	50344472	88578004	日和佐川	295	294	12	235	235	8
3638700	美波町	50344473	88578004	日和佐川	296	295	12	236	236	8
3638700	美波町	50344475	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344480	88578004	日和佐川	217	216	12	173	173	8
3638700	美波町	50344481	88578004	日和佐川	232	232	12	185	185	8
3638700	美波町	50344482	88578004	日和佐川	288	287	12	230	230	8
3638700	美波町	50344482	88578031	北河内谷川	199	-1	-1	139	-1	-1
3638700	美波町	50344483	88578000		44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50344484	88000000		61	-1	-1	43	-1	-1
3638700	美波町	50344485	88000000		59	-1	-1	41	-1	-1
3638700	美波町	50344490	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344490	88578004	日和佐川	212	211	12	169	169	8
3638700	美波町	50344491	88578000		-1	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50344492	88578031	北河内谷川	199	-1	-1	139	-1	-1
3638700	美波町	50344493	88578031	北河内谷川	189	-1	-1	132	-1	-1
3638700	美波町	50344494	88000000		61	-1	-1	43	-1	-1
3638700	美波町	50344495	88000000		59	-1	-1	41	-1	-1
3638700	美波町	50345304	88085000		-1	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50345305	88085000		-1	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345306	88085000		-1	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50345307	88085000		-1	-1	-1	34	-1	-1
3638700	美波町	50345308	88085000		-1	-1	-1	24	-1	-1
3638700	美波町	50345308	88578000		-1	-1	-1	24	-1	-1
3638700	美波町	50345309	88085000		-1	-1	-1	24	-1	-1
3638700	美波町	50345309	88578000		-1	-1	-1	22	-1	-1
3638700	美波町	50345314	88085000		-1	-1	-1	34	-1	-1
3638700	美波町	50345315	88085000		44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345316	88085112	杉山谷	190	-1	-1	133	-1	-1
3638700	美波町	50345316	88085014	赤松川	154	-1	-1	123	99	13
3638700	美波町	50345317	88085014	赤松川	173	-1	-1	138	110	13
3638700	美波町	50345318	88085014	赤松川	181	-1	-1	138	116	13
3638700	美波町	50345319	88085000		-1	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345326	88085112	杉山谷	190	-1	-1	133	-1	-1

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	洪水警報の 流域雨量指数 基準	洪水警報の複 合基準におけ る流域雨量指 数基準	洪水警報の複 合基準におけ る表面雨量 指数基準	洪水注意報の 流域雨量指数 基準	洪水注意報の 複合基準にお ける流域雨量 指数基準	洪水注意報の 複合基準にお ける表面雨量 指数基準
3638700	美波町	50345327	88085014	赤松川	166	-1	-1	132	106	13
3638700	美波町	50345328	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345329	88085014	赤松川	189	-1	-1	151	121	13
3638700	美波町	50345338	88085014	赤松川	200	-1	-1	160	128	13
3638700	美波町	50345339	88085014	赤松川	198	-1	-1	158	127	13
3638700	美波町	50345349	88085014	赤松川	202	-1	-1	161	129	13
3638700	美波町	50345400	88085000		-1	-1	-1	21	-1	-1
3638700	美波町	50345400	88578000		-1	-1	-1	21	-1	-1
3638700	美波町	50345401	88578000		-1	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50345402	88578031	北河内谷川	184	-1	-1	129	-1	-1
3638700	美波町	50345403	88578000		-1	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345404	88000000		60	-1	-1	41	-1	-1
3638700	美波町	50345405	88000000		60	-1	-1	41	-1	-1
3638700	美波町	50345410	88085000		41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50345411	88085000		46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50345411	88578000		30	-1	-1	21	-1	-1
3638700	美波町	50345412	88578031	北河内谷川	180	-1	-1	126	-1	-1
3638700	美波町	50345413	88578031	北河内谷川	171	-1	-1	120	-1	-1
3638700	美波町	50345414	88578000		44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345415	88000000		53	-1	-1	37	-1	-1
3638700	美波町	50345416	88000000		50	-1	-1	35	-1	-1
3638700	美波町	50345417	88000000		52	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50345418	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345420	88085000		42	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50345421	88085000		33	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50345421	88578000		30	-1	-1	21	-1	-1
3638700	美波町	50345422	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345422	88578201	久望川	-1	-1	-1	59	-1	-1
3638700	美波町	50345422	88578031	北河内谷川	-1	-1	-1	109	-1	-1
3638700	美波町	50345423	88578031	北河内谷川	166	-1	-1	116	-1	-1
3638700	美波町	50345424	88578000		49	-1	-1	34	-1	-1
3638700	美波町	50345425	88000000		61	-1	-1	43	-1	-1
3638700	美波町	50345426	88000000		54	-1	-1	37	-1	-1
3638700	美波町	50345427	88000000		55	-1	-1	38	-1	-1
3638700	美波町	50345428	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345430	88085000		42	-1	-1	29	-1	-1

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	洪水警報の 流域雨量指数 基準	洪水警報の複 合基準におけ る流域雨量指 数基準	洪水警報の複 合基準におけ る表面雨量 指数基準	洪水注意報の 流域雨量指数 基準	洪水注意報の 複合基準にお ける流域雨量 指数基準	洪水注意報の 複合基準にお ける表面雨量 指数基準
3638700	美波町	50345431	88085000		33	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50345431	88578000		33	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50345432	88578201	久望川	85	-1	-1	59	-1	-1
3638700	美波町	50345432	88578031	北河内谷川	115	-1	-1	81	-1	-1
3638700	美波町	50345433	88578031	北河内谷川	133	-1	-1	93	-1	-1
3638700	美波町	50345434	88578031	北河内谷川	107	-1	-1	75	-1	-1
3638700	美波町	50345435	88578000		-1	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50345436	88578000		41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50345437	88578000		41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50345438	88000000		59	-1	-1	41	-1	-1
3638700	美波町	50345439	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345440	88085000		41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50345441	88085000		-1	-1	-1	25	-1	-1
3638700	美波町	50345441	88578000		-1	-1	-1	22	-1	-1
3638700	美波町	50345442	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345442	88578201	久望川	81	-1	-1	57	-1	-1
3638700	美波町	50345443	88578201	久望川	73	-1	-1	51	-1	-1
3638700	美波町	50345444	88578031	北河内谷川	97	-1	-1	68	-1	-1
3638700	美波町	50345445	88578000		50	-1	-1	35	-1	-1
3638700	美波町	50345447	88578000		46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50345448	88578000		47	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50345449	88578000		44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345451	88085000		-1	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50345452	88085000		38	-1	-1	26	-1	-1
3638700	美波町	50345452	88578000		38	-1	-1	26	-1	-1
3638700	美波町	50345453	88578201	久望川	60	-1	-1	42	-1	-1
3638700	美波町	50345454	88578031	北河内谷川	66	-1	-1	46	-1	-1
3638700	美波町	50345459	88578002	福井川	-1	-1	-1	45	-1	-1
3638700	美波町	50345463	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345463	88578201	久望川	56	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50345531	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345540	88000000		58	-1	-1	40	-1	-1
3638700	美波町	50345541	88000000		53	-1	-1	37	-1	-1
3638700	美波町	50345542	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345550	88578000		46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50345551	88578000		40	-1	-1	28	-1	-1

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	洪水警報の 流域雨量指数 基準	洪水警報の複 合基準におけ る流域雨量指 数基準	洪水警報の複 合基準におけ る表面雨量 指数基準	洪水注意報の 流域雨量指数 基準	洪水注意報の 複合基準にお ける流域雨量 指数基準	洪水注意報の 複合基準にお ける表面雨量 指数基準
3638700	美波町	50345552	88000000		53	-1	-1	37	-1	-1
3638700	美波町	50345553	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345561	88578000		-1	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345562	88578000		-1	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50345563	88578000		40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50345573	88578000		-1	-1	-1	29	-1	-1

(参考) 大雨警報(浸水害)の危険度分布の基準値(1km四方)

令和元年5月29日現在

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	基準3 (大雨警報(浸水害)の基 準よりも一段高く設定した 表面雨量指数基準)	基準2 (大雨警報(浸水害)の表 面雨量指数基準)	基準1 (大雨注意報の表面雨量指 数基準)
3638700	美波町	50344318	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344328	35	27	15
3638700	美波町	50344329	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344337	-1	-1	15
3638700	美波町	50344338	35	27	15
3638700	美波町	50344339	35	27	15
3638700	美波町	50344347	35	27	15
3638700	美波町	50344348	35	27	15
3638700	美波町	50344349	35	27	15
3638700	美波町	50344356	35	27	15
3638700	美波町	50344357	35	27	15
3638700	美波町	50344358	35	27	15
3638700	美波町	50344359	35	27	15
3638700	美波町	50344361	-1	-1	15
3638700	美波町	50344362	-1	-1	15
3638700	美波町	50344363	35	27	15
3638700	美波町	50344364	35	27	15
3638700	美波町	50344366	-1	-1	15
3638700	美波町	50344367	-1	-1	15
3638700	美波町	50344368	35	27	15
3638700	美波町	50344369	35	27	15
3638700	美波町	50344372	-1	-1	15
3638700	美波町	50344373	-1	-1	15
3638700	美波町	50344374	35	27	15
3638700	美波町	50344375	35	27	15
3638700	美波町	50344376	-1	-1	15
3638700	美波町	50344377	35	27	15
3638700	美波町	50344378	35	27	15
3638700	美波町	50344379	35	27	15
3638700	美波町	50344382	-1	-1	15
3638700	美波町	50344383	-1	-1	15
3638700	美波町	50344384	-1	-1	15
3638700	美波町	50344385	35	27	15
3638700	美波町	50344386	-1	-1	15
3638700	美波町	50344387	-1	-1	15

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	基準3 (大雨警報(浸水害)の基 準よりも一段高く設定した 表面雨量指数基準)	基準2 (大雨警報(浸水害)の表 面雨量指数基準)	基準1 (大雨注意報の表面雨量指 数基準)
3638700	美波町	50344388	-1	-1	15
3638700	美波町	50344389	35	27	15
3638700	美波町	50344393	-1	-1	15
3638700	美波町	50344394	-1	-1	15
3638700	美波町	50344395	-1	-1	15
3638700	美波町	50344396	35	27	15
3638700	美波町	50344397	35	27	15
3638700	美波町	50344398	-1	-1	15
3638700	美波町	50344399	35	27	15
3638700	美波町	50344430	35	27	15
3638700	美波町	50344440	35	27	15
3638700	美波町	50344441	35	27	15
3638700	美波町	50344442	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344450	-1	-1	15
3638700	美波町	50344451	35	27	15
3638700	美波町	50344452	35	27	15
3638700	美波町	50344453	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344460	35	27	15
3638700	美波町	50344461	35	27	15
3638700	美波町	50344462	35	27	15
3638700	美波町	50344463	35	27	15
3638700	美波町	50344470	35	27	15
3638700	美波町	50344471	35	27	15
3638700	美波町	50344472	35	27	15
3638700	美波町	50344473	35	27	15
3638700	美波町	50344475	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344480	35	27	15
3638700	美波町	50344481	35	27	15
3638700	美波町	50344482	35	27	15
3638700	美波町	50344483	35	27	15
3638700	美波町	50344484	35	27	15
3638700	美波町	50344485	35	27	15
3638700	美波町	50344490	35	27	15
3638700	美波町	50344491	-1	-1	15
3638700	美波町	50344492	35	27	15
3638700	美波町	50344493	35	27	15

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	基準3 (大雨警報(浸水害)の基 準よりも一段高く設定した 表面雨量指数基準)	基準2 (大雨警報(浸水害)の表 面雨量指数基準)	基準1 (大雨注意報の表面雨量指 数基準)
3638700	美波町	50344494	35	27	15
3638700	美波町	50344495	35	27	15
3638700	美波町	50345304	-1	-1	15
3638700	美波町	50345305	-1	-1	15
3638700	美波町	50345306	-1	-1	15
3638700	美波町	50345307	-1	-1	15
3638700	美波町	50345308	-1	-1	15
3638700	美波町	50345309	-1	-1	15
3638700	美波町	50345314	-1	-1	15
3638700	美波町	50345315	35	27	15
3638700	美波町	50345316	35	27	15
3638700	美波町	50345317	35	27	15
3638700	美波町	50345318	35	27	15
3638700	美波町	50345319	-1	-1	15
3638700	美波町	50345326	35	27	15
3638700	美波町	50345327	35	27	15
3638700	美波町	50345328	35	27	15
3638700	美波町	50345329	35	27	15
3638700	美波町	50345338	35	27	15
3638700	美波町	50345339	35	27	15
3638700	美波町	50345349	35	27	15
3638700	美波町	50345400	-1	-1	15
3638700	美波町	50345401	-1	-1	15
3638700	美波町	50345402	35	27	15
3638700	美波町	50345403	-1	-1	15
3638700	美波町	50345404	35	27	15
3638700	美波町	50345405	35	27	15
3638700	美波町	50345410	35	27	15
3638700	美波町	50345411	35	27	15
3638700	美波町	50345412	35	27	15
3638700	美波町	50345413	35	27	15
3638700	美波町	50345414	35	27	15
3638700	美波町	50345415	35	27	15
3638700	美波町	50345416	35	27	15
3638700	美波町	50345417	35	27	15
3638700	美波町	50345418	-1	-1	-1

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	基準3 (大雨警報(浸水害)の基 準よりも一段高く設定した 表面雨量指数基準)	基準2 (大雨警報(浸水害)の表 面雨量指数基準)	基準1 (大雨注意報の表面雨量指 数基準)
3638700	美波町	50345420	35	27	15
3638700	美波町	50345421	35	27	15
3638700	美波町	50345422	-1	-1	15
3638700	美波町	50345423	35	27	15
3638700	美波町	50345424	35	27	15
3638700	美波町	50345425	35	27	15
3638700	美波町	50345426	35	27	15
3638700	美波町	50345427	35	27	15
3638700	美波町	50345428	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345430	35	27	15
3638700	美波町	50345431	35	27	15
3638700	美波町	50345432	35	27	15
3638700	美波町	50345433	35	27	15
3638700	美波町	50345434	35	27	15
3638700	美波町	50345435	-1	-1	15
3638700	美波町	50345436	35	27	15
3638700	美波町	50345437	35	27	15
3638700	美波町	50345438	35	27	15
3638700	美波町	50345439	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345440	35	27	15
3638700	美波町	50345441	-1	-1	15
3638700	美波町	50345442	35	27	15
3638700	美波町	50345443	35	27	15
3638700	美波町	50345444	35	27	15
3638700	美波町	50345445	35	27	15
3638700	美波町	50345447	35	27	15
3638700	美波町	50345448	35	27	15
3638700	美波町	50345449	35	27	15
3638700	美波町	50345451	-1	-1	15
3638700	美波町	50345452	35	27	15
3638700	美波町	50345453	35	27	15
3638700	美波町	50345454	35	27	15
3638700	美波町	50345459	-1	-1	15
3638700	美波町	50345463	35	27	15
3638700	美波町	50345531	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345540	35	27	15

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	基準3 (大雨警報(浸水害)の基 準よりも一段高く設定した 表面雨量指数基準)	基準2 (大雨警報(浸水害)の表 面雨量指数基準)	基準1 (大雨注意報の表面雨量指 数基準)
3638700	美波町	50345541	35	27	15
3638700	美波町	50345542	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345550	35	27	15
3638700	美波町	50345551	35	27	15
3638700	美波町	50345552	35	27	15
3638700	美波町	50345553	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345561	-1	-1	15
3638700	美波町	50345562	-1	-1	15
3638700	美波町	50345563	35	27	15
3638700	美波町	50345573	-1	-1	15

(参考)洪水警報の危険度分布の基準値 (1km 四方)

令和元年5月29日現在

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	基準3 (洪水警報の流域雨量指数基準よりも一段高く設定した基準)	基準2 (洪水警報の流域雨量指数基準)	基準2 (洪水警報の複合基準における流域雨量指数基準)	基準2 (洪水警報の複合基準における表面雨量指数基準)	基準1 (洪水注意報の流域雨量指数基準)	基準1 (洪水注意報の複合基準における流域雨量指数基準)	基準1 (洪水注意報の複合基準における表面雨量指数基準)
3638700	美波町	50344318	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344328	88578000		44	40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50344329	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344337	88578000		58	53	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50344338	88578000		56	51	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50344339	88578000		44	40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50344347	88578032	山河内谷川	105	95	-1	-1	67	-1	-1
3638700	美波町	50344348	88578000		51	47	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50344349	88578000		50	46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50344356	88578032	山河内谷川	61	55	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50344357	88578032	山河内谷川	119	108	-1	-1	76	-1	-1
3638700	美波町	50344358	88578032	山河内谷川	151	137	-1	-1	96	-1	-1
3638700	美波町	50344359	88578000		50	46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50344361	88085000		43	33	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50344361	88308000		43	33	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50344361	88578000		43	33	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50344362	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344362	88578004	日和佐川	54	47	47	12	37	37	8
3638700	美波町	50344363	88578004	日和佐川	79	69	69	12	55	55	8
3638700	美波町	50344364	88578004	日和佐川	98	85	85	12	68	68	8
3638700	美波町	50344366	88578032	山河内谷川	57	51	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50344366	88578033	橘川	42	38	-1	-1	27	-1	-1
3638700	美波町	50344367	88578000		50	46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50344368	88578032	山河内谷川	160	145	-1	-1	102	-1	-1
3638700	美波町	50344369	88578032	山河内谷川	173	157	-1	-1	110	-1	-1
3638700	美波町	50344372	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344372	88578004	日和佐川	62	54	54	12	43	43	8
3638700	美波町	50344373	88578000		60	55	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50344374	88085000		44	40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50344374	88578000		44	40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50344375	88578004	日和佐川	112	98	97	12	78	78	8
3638700	美波町	50344376	88578000		50	46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50344377	88578004	日和佐川	167	145	145	12	116	116	8
3638700	美波町	50344378	88578004	日和佐川	223	194	193	12	155	155	8
3638700	美波町	50344378	88578032	山河内谷川	173	157	-1	-1	110	-1	-1

二次細分 区域コー ド	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	基準3 (洪水警 報の流域雨量 指数基準より も一段高く設 定した基準)	基準2 (洪 水警報の流 域雨量 指数基準)	基準2 (洪水 警報の複合 基準におけ る流域雨量 指数基準)	基準2 (洪水 警報の複合 基準におけ る表面雨量 指数基準)	基準1 (洪水 注意報の流 域雨量指 数指数基準)	基準1 (洪水 注意報の複 合基準にお ける流域 雨量指数 基準)	基準1 (洪水 注意報の複 合基準にお ける表面 雨量指数 基準)
3638700	美波町	50344379	88578000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344382	88085112	杉山谷	61	56	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50344382	88085113	古屋川東	62	57	-1	-1	40	-1	-1
3638700	美波町	50344382	88578004	日和佐川	44	38	38	12	30	30	8
3638700	美波町	50344383	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344383	88578004	日和佐川	41	35	35	12	28	28	8
3638700	美波町	50344384	88085000		58	53	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50344384	88578000		44	40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50344385	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344385	88578004	日和佐川	125	109	108	12	87	87	8
3638700	美波町	50344386	88578004	日和佐川	132	115	115	12	92	92	8
3638700	美波町	50344387	88578004	日和佐川	145	126	126	12	101	101	8
3638700	美波町	50344388	88578004	日和佐川	227	198	197	12	158	158	8
3638700	美波町	50344389	88578004	日和佐川	238	207	207	12	165	165	8
3638700	美波町	50344393	88085000		60	55	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50344394	88085000		60	55	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50344395	88085000		41	38	-1	-1	26	-1	-1
3638700	美波町	50344395	88578000		41	38	-1	-1	26	-1	-1
3638700	美波町	50344396	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344396	88578004	日和佐川	135	118	117	12	94	94	8
3638700	美波町	50344397	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344397	88578004	日和佐川	138	120	120	12	96	96	8
3638700	美波町	50344398	88085000		45	38	-1	-1	26	-1	-1
3638700	美波町	50344398	88578000		40	33	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50344399	88578004	日和佐川	233	203	202	12	162	162	8
3638700	美波町	50344430	88000000		65	55	-1	-1	38	-1	-1
3638700	美波町	50344440	88578000		44	40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50344441	88578000		45	41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50344442	88578000		63	57	-1	-1	40	-1	-1
3638700	美波町	50344450	88578000		49	44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50344451	88578000		45	41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50344452	88578000		40	36	-1	-1	25	-1	-1
3638700	美波町	50344453	88578000		41	37	-1	-1	26	-1	-1
3638700	美波町	50344460	88578000		50	46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50344461	88578000		45	41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50344462	88578000		40	36	-1	-1	25	-1	-1

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	基準3 (洪水警 報の流域雨量 指数基準より も一段高く設 定した基準)	基準2 (洪 水警報の 流域雨量 指数基準)	基準2 (洪水 警報の複合 基準におけ る流域雨量 指数基準)	基準2 (洪水 警報の複合 基準におけ る表面雨量 指数基準)	基準1 (洪水 注意報の 流域雨量 指数基準)	基準1 (洪水 注意報の複合 基準におけ る流域雨量 指数基準)	基準1 (洪水 注意報の複合 基準におけ る表面雨量 指数基準)
3638700	美波町	50344463	88578000		48	44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50344470	88578000		45	41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50344471	88578000		40	36	-1	-1	25	-1	-1
3638700	美波町	50344472	88578004	日和佐川	339	295	294	12	235	235	8
3638700	美波町	50344473	88578004	日和佐川	340	296	295	12	236	236	8
3638700	美波町	50344475	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344480	88578004	日和佐川	249	217	216	12	173	173	8
3638700	美波町	50344481	88578004	日和佐川	267	232	232	12	185	185	8
3638700	美波町	50344482	88578004	日和佐川	331	288	287	12	230	230	8
3638700	美波町	50344482	88578031	北河内谷川	219	199	-1	-1	139	-1	-1
3638700	美波町	50344483	88578000		48	44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50344484	88000000		73	61	-1	-1	43	-1	-1
3638700	美波町	50344485	88000000		71	59	-1	-1	41	-1	-1
3638700	美波町	50344490	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50344490	88578004	日和佐川	243	212	211	12	169	169	8
3638700	美波町	50344491	88578000		46	42	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50344492	88578031	北河内谷川	219	199	-1	-1	139	-1	-1
3638700	美波町	50344493	88578031	北河内谷川	208	189	-1	-1	132	-1	-1
3638700	美波町	50344494	88000000		73	61	-1	-1	43	-1	-1
3638700	美波町	50344495	88000000		71	59	-1	-1	41	-1	-1
3638700	美波町	50345304	88085000		60	55	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50345305	88085000		48	44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345306	88085000		51	47	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50345307	88085000		53	49	-1	-1	34	-1	-1
3638700	美波町	50345308	88085000		39	36	-1	-1	24	-1	-1
3638700	美波町	50345308	88578000		39	36	-1	-1	24	-1	-1
3638700	美波町	50345309	88085000		39	36	-1	-1	24	-1	-1
3638700	美波町	50345309	88578000		35	32	-1	-1	22	-1	-1
3638700	美波町	50345314	88085000		53	49	-1	-1	34	-1	-1
3638700	美波町	50345315	88085000		48	44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345316	88085112	杉山谷	209	190	-1	-1	133	-1	-1
3638700	美波町	50345316	88085014	赤松川	202	154	-1	-1	123	99	13
3638700	美波町	50345317	88085014	赤松川	226	173	-1	-1	138	110	13
3638700	美波町	50345318	88085014	赤松川	237	181	-1	-1	145	116	13
3638700	美波町	50345319	88085000		48	44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345326	88085112	杉山谷	209	190	-1	-1	133	-1	-1

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	基準3 (洪水警 報の流域雨量 指数基準より も一段高く設 定した基準)	基準2 (洪 水警報の 流域雨量 指数基準)	基準2 (洪水 警報の複合 基準におけ る流域雨量 指数基準)	基準2 (洪水 警報の複合 基準におけ る表面雨量 指数基準)	基準1 (洪 水注意報 の流域雨 量指数基 準)	基準1 (洪水 注意報の複 合基準にお ける流域 雨量指数 基準)	基準1 (洪水 注意報の複 合基準にお ける表面 雨量指数 基準)
3638700	美波町	50345327	88085014	赤松川	217	166	-1	-1	132	106	13
3638700	美波町	50345328	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345329	88085014	赤松川	247	189	-1	-1	151	121	13
3638700	美波町	50345338	88085014	赤松川	262	200	-1	-1	160	128	13
3638700	美波町	50345339	88085014	赤松川	259	198	-1	-1	158	127	13
3638700	美波町	50345349	88085014	赤松川	264	202	-1	-1	161	129	13
3638700	美波町	50345400	88085000		33	30	-1	-1	21	-1	-1
3638700	美波町	50345400	88578000		33	30	-1	-1	21	-1	-1
3638700	美波町	50345401	88578000		46	42	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50345402	88578031	北河内谷川	202	184	-1	-1	129	-1	-1
3638700	美波町	50345403	88578000		48	44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345404	88000000		72	60	-1	-1	41	-1	-1
3638700	美波町	50345405	88000000		72	60	-1	-1	41	-1	-1
3638700	美波町	50345410	88085000		45	41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50345411	88085000		50	46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50345411	88578000		33	30	-1	-1	21	-1	-1
3638700	美波町	50345412	88578031	北河内谷川	198	180	-1	-1	126	-1	-1
3638700	美波町	50345413	88578031	北河内谷川	188	171	-1	-1	120	-1	-1
3638700	美波町	50345414	88578000		48	44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345415	88000000		64	53	-1	-1	37	-1	-1
3638700	美波町	50345416	88000000		60	50	-1	-1	35	-1	-1
3638700	美波町	50345417	88000000		62	52	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50345418	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345420	88085000		46	42	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50345421	88085000		37	33	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50345421	88578000		33	30	-1	-1	21	-1	-1
3638700	美波町	50345422	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345422	88578201	久望川	94	85	-1	-1	59	-1	-1
3638700	美波町	50345422	88578031	北河内谷川	172	156	-1	-1	109	-1	-1
3638700	美波町	50345423	88578031	北河内谷川	183	166	-1	-1	116	-1	-1
3638700	美波町	50345424	88578000		53	49	-1	-1	34	-1	-1
3638700	美波町	50345425	88000000		73	61	-1	-1	43	-1	-1
3638700	美波町	50345426	88000000		65	54	-1	-1	37	-1	-1
3638700	美波町	50345427	88000000		65	55	-1	-1	38	-1	-1
3638700	美波町	50345428	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345430	88085000		46	42	-1	-1	29	-1	-1

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	基準3 (洪水警 報の流域雨量 指数基準より も一段高く設 定した基準)	基準2 (洪 水警報の 流域雨量 指数基準)	基準2 (洪水 警報の複合 基準におけ る流域雨量 指数基準)	基準2 (洪水 警報の複合 基準におけ る表面雨量 指数基準)	基準1 (洪 水注意報 の流域雨 量指数基 準)	基準1 (洪水 注意報の複 合基準にお ける流域 雨量指数 基準)	基準1 (洪水 注意報の複 合基準にお ける表面 雨量指数 基準)
3638700	美波町	50345431	88085000		43	33	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50345431	88578000		43	33	-1	-1	23	-1	-1
3638700	美波町	50345432	88578201	久望川	94	85	-1	-1	59	-1	-1
3638700	美波町	50345432	88578031	北河内谷川	127	115	-1	-1	81	-1	-1
3638700	美波町	50345433	88578031	北河内谷川	146	133	-1	-1	93	-1	-1
3638700	美波町	50345434	88578031	北河内谷川	118	107	-1	-1	75	-1	-1
3638700	美波町	50345435	88578000		56	51	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50345436	88578000		45	41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50345437	88578000		45	41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50345438	88000000		71	59	-1	-1	41	-1	-1
3638700	美波町	50345439	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345440	88085000		45	41	-1	-1	29	-1	-1
3638700	美波町	50345441	88085000		39	35	-1	-1	25	-1	-1
3638700	美波町	50345441	88578000		34	31	-1	-1	22	-1	-1
3638700	美波町	50345442	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345442	88578201	久望川	89	81	-1	-1	57	-1	-1
3638700	美波町	50345443	88578201	久望川	80	73	-1	-1	51	-1	-1
3638700	美波町	50345444	88578031	北河内谷川	107	97	-1	-1	68	-1	-1
3638700	美波町	50345445	88578000		55	50	-1	-1	35	-1	-1
3638700	美波町	50345447	88578000		50	46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50345448	88578000		51	47	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50345449	88578000		49	44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345451	88085000		56	51	-1	-1	36	-1	-1
3638700	美波町	50345452	88085000		49	38	-1	-1	26	-1	-1
3638700	美波町	50345452	88578000		49	38	-1	-1	26	-1	-1
3638700	美波町	50345453	88578201	久望川	66	60	-1	-1	42	-1	-1
3638700	美波町	50345454	88578031	北河内谷川	73	66	-1	-1	46	-1	-1
3638700	美波町	50345459	88578002	福井川	79	72	-1	-1	45	-1	-1
3638700	美波町	50345463	88085000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345463	88578201	久望川	61	56	-1	-1	39	-1	-1
3638700	美波町	50345531	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345540	88000000		70	58	-1	-1	40	-1	-1
3638700	美波町	50345541	88000000		64	53	-1	-1	37	-1	-1
3638700	美波町	50345542	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345550	88578000		50	46	-1	-1	32	-1	-1
3638700	美波町	50345551	88578000		44	40	-1	-1	28	-1	-1

二次細分 区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	基準3 (洪水警報の流域雨量指数基準よりも一段高く設定した基準)	基準2 (洪水警報の流域雨量指数基準)	基準2 (洪水警報の複合基準における流域雨量指数基準)	基準2 (洪水警報の複合基準における表面雨量指数基準)	基準1 (洪水注意報の流域雨量指数基準)	基準1 (洪水注意報の複合基準における流域雨量指数基準)	基準1 (洪水注意報の複合基準における表面雨量指数基準)
3638700	美波町	50345552	88000000		64	53	-1	-1	37	-1	-1
3638700	美波町	50345553	88000000		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
3638700	美波町	50345561	88578000		49	44	-1	-1	31	-1	-1
3638700	美波町	50345562	88578000		44	40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50345563	88578000		44	40	-1	-1	28	-1	-1
3638700	美波町	50345573	88578000		45	41	-1	-1	29	-1	-1

3 風の強さと吹き方

平成29年9月一部改正

気象庁ホームページより (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/kazehyo.html)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよその の時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速 (m/s)	
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路の 自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20	
	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。		
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路の 自動車	何かにつかまっていけないと立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	40	
	25以上 30未満	～110km					固定の不十分な金属屋根の葺材がめくられる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。		
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	50	
	35以上 40未満	～140km							60
	40以上	140km～							

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれ大きく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかける。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なる。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均である。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがある。

(注3) この表を使用する際は、以下の点に注意する。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されるので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがある。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合がある。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述している。これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成している。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがある。

4 雨の強さと降り方

気象庁ホームページより (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_bp/amehyo.html)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声がよく聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる			ワイパーを速くしても見づらい
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようなになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロブレーニング現象)
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)				
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかける。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なる。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表する。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味している。なお、情報の基準は地域によって異なる。

5 今後の予想を含めた最新の気象情報の入手先

<防災情報提供システム（インターネット版）>

気象庁 防災情報提供システムの以下のアドレスから確認できる。

<https://www.jma.go.jp/bosai/>

<気象庁ホームページ>

- 気象警報・注意報（大雨、洪水、暴風（雪）、波浪、高潮、大雪などによる、災害のおそれを警告・注意する）

<https://www.jma.go.jp/jp/warn/343.html>

- 危険度分布（どこで土砂災害、浸水害、洪水害の危険度が高まると予測されているかを地図上で表示）

土砂災害：<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

浸水害：<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

洪水警報：<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

- 気象情報（気象概況や大雨の見通し）

https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/343_index.html

- 指定河川洪水予報（国や都道府県の管理する主な河川の氾濫の危険度を予測）

<https://www.jma.go.jp/jp/flood/108.html>

- 土砂災害警戒情報（避難勧告等の応急対応が必要な土砂災害への警戒を呼びかける）

https://www.jma.go.jp/jp/dosha/343_index.html

- 最新の気象データ（高解像度降水ナウキャスト、解析雨量・降水短時間予報、雨や風の観測データ、衛星画像）

<https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>

<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

<https://www.jma.go.jp/jp/radame/index.html?areaCode=213>

https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/pre_rct/index24_rct.html

https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/wind_rct/index_mxwsp.html

<https://www.jma.go.jp/jp/gms/>

6 地震情報、緊急地震速報について

(1) 地震情報

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

気象庁ホームページより (<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html>)

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上(津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※震源要素とは、発生日時、震源地、震源の深さ、地震の規模等である。

(2) 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことで、次のように区別される。

種類	内容
緊急地震速報(警報)	<ul style="list-style-type: none"> 最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 緊急地震速報(警報)のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報に位置付ける。ただし、特別警報の対象となる最大震度6弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度6弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術が、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を一般の皆様に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報(警報)においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表する。
緊急地震速報(予報)	<ul style="list-style-type: none"> 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

7 気象庁震度階級関連解説表

気象庁ホームページより (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html>)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

8 噴火警報、噴火予報、噴火速報、降灰予報について

気象庁ホームページより (<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/volinfo.html>)

(1) 噴火警報・噴火予報

噴火警報は、「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表し、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表します。これらの噴火警報は、報道機関、都道府県等の関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知されます。火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表します。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置づけています。

また、噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに地元の火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、地元の市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応を実施する。

噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警戒	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生あるいは、発生すると予想される。
		火口から少し離れた所 までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生あるいは、発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに 留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別警戒	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域及びそれより 火口側の範囲における 嚴重な警戒 居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼ す(この範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発 生すると予想される。
		火口から少し離れた所 までの火口周辺	火口から少し間隔れた 所までの火口周辺にお ける警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ)噴 火が発生、あるいは発生すると予想さ れる。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに 留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火 山灰の噴出等が見られる(この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ)

海底火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
警報	噴火警報 (周辺海域)	周辺海域	海底火山及びその周辺 海域における警戒 周辺海域警戒	海底火山の周辺海域に影響の及ぼす程 度の噴火が発生、あるいは発生すると 予想される。
予報	噴火予報	直上	活火山であることに 留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、変色水等が 見られることがある。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標です。

気象庁ホームページより (https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm)

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明			
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			レベル 4	高齢者等 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル 3	入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
			レベル 2	火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山で あること に留意		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。	

注1: 住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。

注2: 避難・高齢者等避難や入山規制の対象地域は、火山ごとに火山防災協議会での共同検討を通じて地域防災計画等に定められています。ただし、火山活動の状況によっては、具体的な対象地域はあらかじめ定められた地域とは異なることがあります。

注3: 表で記載している「火口」は、噴火が想定されている火口あるいは火口が出現しうる領域(想定火口域)を意味します。あらかじめ噴火場所(地域)を特定できない伊豆東部火山群等では「地震活動域」を想定火口域として対応します。

注4: 火山別の噴火警戒レベルのリーフレットには、「大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等が居住地域まで到達するような大きな噴火が切迫または発生(噴火警戒レベル5の場合)等、レベルごとの想定される現象の例を示しています。

(3) 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生をお知らせする情報です。火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表します。噴火が発生した事実を速やかにお知らせするため、火山名と噴火した時間のみの情報です。発表される情報の例は以下のとおりです。

気象庁ホームページより (https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/funkasokuho/funkasokuho_toha.html)

火山名 ○○山 噴火速報
 令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表
 ** (見出し) **
 <○○山で噴火が発生>
 ** (本文) **
 ○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

(4) 降灰予報

降灰予報は、噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。

気象庁ホームページより (https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html)

降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのが ようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

第3章 災害対策に関する資料

節	頁
1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	79
2 無線局局名録	83
3 アマチュア無線局クラブ	84
4 指定緊急避難場所一覧	85
5 指定避難所一覧	90
6 福祉避難所一覧	92
7 避難促進施設一覧	92
8 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に存在する要配慮者利用施設一覧	93
9 町内医療機関一覧	94
10 救急病院等一覧	94
11 薬剤師会開局会員一覧	97
12 町有自動車保有台数	98
13 自主防災組織一覧	99
14 防災倉庫一覧	100
15 防火対象物一覧表	101
16 重要水防区域一覧	102
17 水門・樋門一覧	103
18 排水機場一覧	105

第3章 災害対策に関する資料

1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

令和3年6月18日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり、 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供給終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 規模 地域の実情に応じた額		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	災害のため飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失、若しくは毀損等により、使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事室及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12歳未満）172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,500円以内 （一時保存） ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 無線局局名録

出力：W

	所在地	免許人	無線局名	出力	電波の形式及び周波数		
消防関係	美波町	海部消防組合	海部消防日和佐基地局	10	F3E	150.73 MHz 151.75 152.77	
防災行政無線	美波町奥河内	美波町	防災美波町役場日和佐	1	F3E	61.895 MHz	
	美波町西河内	美波町	防災美波町役場玉厨子	5	F3E	69.150 MHz	
	美波町西の地	美波町	防災美波町役場由岐	1	F3E	63.56 MHz	
	美波町阿部	美波町	防災美波町役場明神	5	F3E	68.82 MHz	
	美波町西の地	美波町	防災美波町由岐	5	F3E	407.3 MHz	
	美波町阿部	美波町	防災美波町明神	10	F3E	466.7125 MHz	
水道関係	美波町西河内	美波町	美波町水道日和佐	5	F3E	152.57 MHz	
警察関係	牟岐町	警察庁	牟岐固定局		超短波		
省関係 国土交通	美波町	国土交通省	建設日和佐固定局 (対明神)	1	9M00	G7W 6600 MHz	
	美波町	国土交通省	建設日和佐第2固定局 (対那佐第2)	5	F3E	63.41 MHz	
N T T 関 係	徳島市 西大工町	西日本電信電話㈱	でんでんしこくとくしま 陸上移動局 301 302	20	12KG 9W	56.66 MHz 62.42 MHz	
			〃	〃 305 306	〃	〃	58.85 MHz 64.58 MHz
			〃	〃 307 308	〃	〃	56.39 MHz 64.49 MHz
			〃	〃 313 314	〃	〃	56.48 MHz 62.24 MHz
			〃	〃 303 304	〃	〃	54.53 MHz 58.94 MHz
			〃	〃 309 310	〃	〃	54.17 MHz 62.18 MHz
			〃	でんでんしこく 陸上移動局 421 422	50	560KG 90W	418.80MHz 456.20MHz 418.65MHz 456.05MHz 417.95MHz 455.35MHz
			〃	〃 451 452	〃	560KG	417.95MHz 455.35MHz 418.65MHz 456.05MHz 418.80MHz 456.20MHz
			〃	〃 429 430	〃	〃	419.70MHz 457.10MHz 419.55MHz 456.95MHz 418.85MHz 456.25MHz

出力：W

	所在地	免許人	無線局名	出力	電波の形式及び周波数		
報道関係	徳島市 寺島本町	日本放送協会	基地局	50 20	F3E	153.33 459.575	MHz MHz
	徳島市 中徳島町	四国放送(株)	〃	10 50	F3E	459.975 150.21	MHz MHz
	〃	(株)徳島新聞社	〃	10 25	F3E	364.95 150.13	MHz MHz
	徳島市中洲町	(株)読売新聞社	〃	25	F3E	153.41	MHz
	徳島市八百屋町	(株)朝日新聞社	〃	25	F3E	153.89	MHz
海岸局関係	美波町木岐	徳島県無線漁業協同組合	木岐海岸局	1	A3E	27524 27644	KHz
	美波町港町	〃	由岐海岸局	1	A3E	27524 27980	KHz
	美波町阿部	〃	阿部海岸局	1	A3E	27524 27644	KHz
	美波町 日和佐浦	日和佐町漁業協同組合	日和佐海岸局	1	A3E	27524 27740 27908	KHz

3 アマチュア無線局クラブ

コールサイン	氏名
J R 5 - Y B B	美波町社会福祉協議会アマチュア無線クラブ
J J 5 - P N G	海部郡地域連携防災ハムクラブ

4 指定緊急避難場所一覧

番号	地区名	名称	災害の適用性					備考
			地震	洪水	土砂	津波	高潮	
1	伊座利	伊座利校前県道	○			○		
2	伊座利	奥地谷高台	○			○		
3	伊座利	伊座利バス停上県道	○			○		
4	伊座利	山口金光氏宅奥	○			○		
5	伊座利	蛭子神社裏町道	○			○		
6	伊座利	富田建設前県道	○			○		
7	伊座利	坂口勇氏宅前坂	○			○		
8	伊座利	新田山	○			○		
9	伊座利	新田八幡神社	○			○		
10	伊座利	伊座利校(伊座利小学校、由岐中学校伊座利分校)	②	②	②	○	②	指定避難所
11	伊座利	交流拠点施設(にぎわいの館)	②	②	②	○	②	指定避難所
12	伊座利	旧明神荘				○		指定避難所
13	伊座利	青少年旅行村キャンプ場管理棟				○		指定避難所
14	伊座利	交流促進施設(イザリ café)	②			○		指定避難所
15	阿部	中央集合地	○			○		
16	阿部	天神山(光明寺上)	○			○		
17	阿部	東集合地	○			○		
18	阿部	宮内神社	○			○		
19	阿部	西集合地	○			○		
20	阿部	阿部公民館	○	○	○		○	指定避難所
21	阿部	阿部防災広場				○		
22	阿部	阿部校	○	○	○		○	指定避難所
23	志和岐	志和岐川奥	○			○		
24	志和岐	阿部の道	○			○		
25	志和岐	山の神さん	○			○		
26	志和岐	吉野神社北側高台	○			○		
27	志和岐	浜野守氏宅裏山	○			○		
28	志和岐	山本憲侍氏宅裏山	○			○		
29	志和岐	坂本氏宅裏山	○			○		
30	志和岐	志和岐公民館		②	②		②	指定避難所
31	志和岐	潮騒の館	○			○		指定避難所
32	志和岐	荘厳寺	○			○		指定避難所
33	西の地	新開悦博氏宅下	○			○		
34	西の地	四宮治義氏宅裏山	○			○		

番号	地区名	名称	災害の適用性					備考
			地震	洪水	土砂	津波	高潮	
35	西の地	川尻隆氏宅裏山	○			○		
36	西の地	川尻兼由氏宅裏山	○			○		
37	西の地	東甫憲氏宅奥	○			○		
38	西の地	榊信昭氏宅裏山	○			○		
39	西の地	旧由岐石油前	○			○		
40	西の地	中由岐	○			○		
41	西の地	旧喫茶「青い海」裏山	○			○		
42	西の地	地神さん	○			○		
43	西の地	県道バイパス高台（東側）	○			○		
44	西の地	加賀谷京子氏宅裏山	○			○		
45	西の地	県道バイパス高台（西側）	○			○		
46	西の地	由岐公民館	○	②	②	③	②	指定避難所
47	西の地	由岐中学校 南校舎		②	②		②	
48	西の地	由岐小学校 校舎		②	②		②	
49	西の地	由岐小学校 体育館		②	②		②	指定避難所
50	西の地	デイサービスセンター長寿村	②	②	②	③	②	
51	西由岐	城山公園	○			○		
52	西由岐	八幡神社裏山	○			○		
53	西由岐	四国の道（般若寺裏山）	○			○		
54	西由岐	田井の浜荘横高台	○			○		
55	西由岐	般若坂上四国のみち	○			○		
56	西由岐	愛宕山（住吉神社）	○			○		
57	西由岐	脇津清氏宅裏山	○			○		
58	西由岐	西由岐公民館		②	②		②	
59	東由岐	由岐小学校 門前の山	○			○		
60	東由岐	須花避難場所	○			○		
61	東由岐	天神社	○			○		
62	東由岐	長円寺裏山墓地	○			○		
63	東由岐	谷澤静子氏宅付近	○			○		
64	東由岐	別宮進氏宅裏山	○			○		
65	東由岐	住吉神社横遊歩道	○			○		
66	東由岐	由宇米田屋敷裏山	○			○		
67	東由岐	貴井神社裏山	○			○		
68	東由岐	水口善照氏宅裏山	○			○		
69	東由岐	笹田建築倉庫裏山	○			○		
70	東由岐	東由岐公民館		②	②		②	指定避難所

番号	地区名	名称	災害の適用性					備考
			地震	洪水	土砂	津波	高潮	
71	東由岐	ねぶと防災拠点施設	○			○		指定避難所
72	田井	東谷満重氏宅奥	○			○		
73	田井	上山哲男氏宅奥	○			○		
74	田井	石見勉氏宅奥	○			○		
75	田井	小林裕衛氏宅奥	○			○		
76	田井	中田種久氏宅東側山	○			○		
77	田井	松田富夫氏宅奥	○			○		
78	田井	インターチェンジ下	○			○		
79	田井	猪谷健氏宅奥	○			○		
80	田井	本田順作氏宅庭	○			○		
81	田井	地神さん	○			○		
82	田井	日和佐道路1	○			○		
83	田井	日和佐道路2	○			○		
84	田井	日和佐道路横	○			○		
85	田井	木岐トンネル	○			○		
86	田井	国民健康保険美波病院	○	○	○	○	○	
87	田井	田井公民館		②	②		②	指定避難所
88	田井	美波町由岐B&G海洋センター		②	②		②	指定避難所
89	木岐	県道高台	○			○		
90	木岐	テレビ塔連絡道	○			○		
91	木岐	苦越道路	○			○		
92	木岐	毛利ナツ子氏宅裏山	○			○		
93	木岐	八幡神社裏山	○			○		
94	木岐	木岐教員住宅裏山	○			○		
95	木岐	喜多地の山(浜高武司氏宅裏山)	○			○		
96	木岐	消防団詰所横墓地	○			○		
97	木岐	延命寺裏山墓地	○			○		
98	木岐	旧荒神社跡地	○			○		
99	木岐	明神山裏山(日吉神社)	○			○		
100	木岐	朝海育子氏宅裏山	○			○		
101	木岐	木岐配水地管理道	○			○		
102	木岐	日和佐道路緊急進入路上	○			○		
103	木岐	牛の谷奥	○			○		
104	木岐	海部谷海部氏宅裏山	○			○		
105	木岐	木岐奥公民館上広場	○			○		
106	木岐	木岐奥防災倉庫	○			○		

番号	地区名	名称	災害の適用性					備考
			地震	洪水	土砂	津波	高潮	
107	木岐	賀家氏旧宅前	○			○		
108	木岐	日和佐道路木岐高架橋南下	○			○		
109	木岐	勢喜俊之氏宅向かい山	○			○		
110	木岐	北白浜避難場所	○			○		
111	木岐	白浜県道高台（新）	○			○		
112	木岐	南地正夫氏宅前の山	○			○		
113	木岐	木岐小学校 校舎		②	②		②	指定避難所
114	木岐	木岐小学校 体育館		○	○		○	指定避難所
115	木岐	木岐白浜集落センター	○					指定避難所
116	木岐	木岐奥聖ヶ丘農林漁業体験施設	○	○	○	○	○	指定避難所
117	日和佐田井	東道千恵子氏宅横山道	○			○		
118	日和佐田井	田井地区高台2	○			○		
119	日和佐田井	東道氏宅向かい山	○			○		
120	日和佐田井	田井地区高台3	○			○		
121	日和佐田井	田井地区高台1	○			○		
122	日和佐田井	田中俊昭氏宅裏山	○			○		
123	恵比須浜	恵比須浜地区高台1	○			○		
124	恵比須浜	上田喜秋氏宅奥山	○			○		
125	恵比須浜	恵比須浜地区高台2	○			○		
126	恵比須浜	恵比須浜地区高台1近くの集会場（仮称）		②	②		②	
127	北河内	北河内の庵	○			○		
128	北河内	丸山避難所	○			○		
129	北河内	十二社神社社務所	○			○		指定避難所
130	北河内	大戸集会所	○			○		指定避難所
131	北河内	北河内集会所	○	○	○	○	○	指定避難所
132	北河内	徳島県立阿南支援学校 ひわさ分校	○			○		
133	井ノ上	町道高台	○			○		
134	井ノ上	老人ルーム前	○			○		
135	井ノ上	井ノ上公園（山の公園）	○			○		
136	井ノ上	井ノ上砂防ダム横	○			○		
137	井ノ上	新宝木橋より上（隅田宅前広場）	○			○		
138	井ノ上	井ノ上公会堂		②	②		②	指定避難所
139	天神町	日和佐隣保館		②	②		②	指定避難所
140	西町	美波町医療保健センター	○	②	②	②	②	指定避難所
141	西町	西町津波避難タワー	○			○		

番号	地区名	名称	災害の適用性					備考
			地震	洪水	土砂	津波	高潮	
142	西町	金比羅山	○			○		
143	西町	日和佐小学校 体育館裏山	○			○		
144	西町	美波町役場	○	②	②	②	②	
145	奥川町	日和佐小学校 体育館	○					指定避難所
146	東町	山王谷（四国のみち）	○			○		
147	東町	榊田美恵子氏宅裏山	○			○		
148	東町	浜野氏宅横	○			○		
149	東町	うみがめ荘裏県道	○			○		
150	寺込	日和佐モーターズ向かい山墓地	○			○		
151	寺込	神極田避難場所	○			○		
152	寺込	理容岡本裏山墓地	○			○		
153	寺込	杉谷章能氏宅裏果樹園	○			○		
154	寺込	寺込会館横山道	○			○		
155	寺込	浅田貴之氏宅裏山	○			○		
156	寺込	篠原実男氏宅横山道	○			○		
157	寺込	吉田博則氏宅裏山	○			○		
158	寺込	若宮神社山道	○			○		
159	寺込	茶房隅ノ倉周辺	○			○		
160	寺込	道の駅日和佐向かい山	○			○		
161	弁才天	桧鼻墓地	○			○		
162	弁才天	賀永団地（祖川氏宅前）	○			○		
163	桜町	城山付近高台1	○			○		
164	桜町	城山付近高台2	○			○		
165	桜町	日和佐公民館	○	②	○	②	②	指定避難所
166	桜町	薬王寺				○		指定避難所
167	大久保	日和佐中学校 校舎	○	②	②	○	②	
168	大久保	日和佐中学校 体育館	○	②	②	○	②	指定避難所
169	大久保	日和佐中学校 グラウンド	○			○		
170	櫛ヶ谷	外磯1	○			○		
171	櫛ヶ谷	城山付近高台3	○			○		
172	櫛ヶ谷	竜宮公園避難場所	○			○		
173	櫛ヶ谷	日和佐総合体育館	○	○	○	②	○	指定避難所
174	ひばりヶ丘	ひばりヶ丘奥	○			○		
175	奥潟	南阿波サンライン入口（ヤマト運輸奥）	○			○		
176	奥潟	ホテルシャングリラ跡地	○			○		
177	西町	美波町コミュニティホール	○	②	②	②	②	

番号	地区名	名称	災害の適用性					備考
			地震	洪水	土砂	津波	高潮	
178	桜町	日和佐地方合同庁舎	○	②	②	②	②	
179	弁才天	徳島県南部総合県民局	○			②		
180	櫛ヶ谷	町営櫛ヶ谷住宅1号棟	○	②	②	②	②	
181	櫛ヶ谷	町営櫛ヶ谷住宅2号棟	○	②	②	②	②	
182	西河内	西河内集会所	○			○		指定避難所
183	山河内	山河内集会所	○	○	○	○	○	指定避難所
184	深瀬	深瀬集会所	○	○	○	○	○	指定避難所
185	赤松	基幹集落センター				○		指定避難所
186	赤松	赤松集会所	○	○	○	○	○	指定避難所
187	赤松	赤松防災拠点施設	○	○	○	○	○	指定避難所
188	桜町	美波町城山交流拠点施設	○	○	○	○	○	指定避難所
189	東町	徳島県水産研究課防災棟 屋上	○			○		津波避難ビル
190	東町	大浜津波避難タワー	○	○	○	○	○	津波避難タワー
191	戎町	えびす津波避難タワー	○	○	○	○	○	津波避難タワー
192	奥河町	奥河津波避難タワー	○	○	○	○	○	津波避難タワー

②：2階又は2階以上、③：3階以上

5 指定避難所一覧

番号	地区名	避難場所名等	所在地	電話番号 (FAX番号)	災害の適用性					収容人数 (人)	備考
					地震	洪水	土砂災害	津波	高潮		
1	伊座利	伊座利校(伊座利小学校、由岐中学校伊座利分校)	伊座利 221	78-0673	②	②	②	○	②	50	
2	伊座利	交流拠点施設(にぎわいの館)	伊座利 220		②	②	②	○	②	20	
3	伊座利	旧明神荘	伊座利字小伊座利 341-44	78-1223				○		64	
4	伊座利	青少年旅行村キャンプ場管理棟	伊座利字小伊座利 341-44	78-2022				○		77	
5	伊座利	交流促進施設(イザリ café)	伊座利 301-2	78-1186	②			○		10	
6	阿部	阿部公民館	阿部 214	78-0671	○	○	○		○	50	
7	阿部	阿部校	阿部 103		○	○	○		○	50	
8	志和岐	志和岐公民館	志和岐字田井ヶ浦			②	②		②	60	
9	志和岐	潮騒の館	志和岐字天王 10		○			○		13	
10	志和岐	荘厳寺	志和岐字天王 68-3		○			○		—	
11	東由岐	東由岐公民館	東由岐字大池 101-1			②	②		②	30	
12	東由岐	ねぶと防災拠点施設	東由岐字本村 217-1		○			○		12	

番号	地区名	避難場所名等	所在地	電話番号 (FAX 番号)	災害の適用性					収容人数(人)	備考
					地震	洪水	土砂災害	津波	高潮		
13	西の地	由岐公民館	西の地字西地 50-1	78-0007	○	②	②	③	②	100	
14	西の地	由岐小学校 体育館	西の地谷裏 90-19	78-0009		②	②		②	20	
15	田井	田井公民館	田井 710			②	②		②	30	
16	田井	美波町由岐 B&G 海洋センター	田井字小野 52	78-0201		②	②		②	100	
17	木岐	木岐小学校 校舎	木岐 72			②	②		②	100	
18	木岐	木岐小学校 体育館	木岐 72			○	○		○	100	
19	木岐	木岐白浜集落センター	木岐 191-2		○					10	
20	木岐	木岐奥聖ヶ丘農林漁業体験施設	木岐 927-2	70-1294 (70-1293)	○	○	○	○	○	20	
21	赤松	基幹集落センター	赤松字阿地屋 48	79-3054				○		50	
22	赤松	赤松集会所	赤松字阿地屋 379-5	79-3051	○	○	○	○	○	30	
23	赤松	赤松防災拠点施設	赤松字阿地屋 41-1		○	○	○	○	○	3	
24	北河内	十二社神社社務所	北河内字久望 251		○			○		10	
25	北河内	大戸集会所	北河内字久望 398-1	77-0166	○			○		30	
26	北河内	北河内集会所	北河内字本村 240-1		○	○	○	○	○	10	
27	井ノ上	井ノ上公会堂	奥河内字井ノ上 234-5	77-0099		②	②		②	30	
28	天神町	日和佐隣保館	奥河内字井ノ上 68	77-1199		②	②		②	30	
29	西町	美波町医療保健センター	奥河内字井ノ上 13-2	77-3621	○	②	②	②	②	30	
30	桜町	日和佐公民館	奥河内字寺前 153-1	77-0028 (77-1116)	○	②	○	②	②	100	
31	桜町	薬王寺	奥河内字寺前 285-1	77-0023 (77-1486)				○		50	
32	奥河内	日和佐小学校 体育館	奥河内字本村 32	77-0055	○					300	
33	大久保	日和佐中学校 体育館	西河内字大久保 76-2	77-0077	○	②	②	○	②	300	
34	西河内	西河内集会所	西河内字丹前 14	77-1530	○			○		30	
35	山河内	山河内集会所	山河内字なか 10-1		○	○	○	○	○	30	
36	深瀬	深瀬集会所	北河内字北分 158		○	○	○	○	○	10	
37	桜町	美波町城山交流拠点施設	日和佐浦 444-28		○	○	○	○	○	25	
38	櫛ヶ谷	日和佐総合体育館	奥河内字櫛ヶ谷 263-1	77-3001	○	○	○	②	○	450	

※由岐公民館、日和佐公民館、美波町医療保健センターについては、洪水・津波による浸水被害が想定されるため、災害の規模や被災状況等を踏まえ、安全性を確認した後、避難所の開設を行うものとする。

6 福祉避難所一覧

番号	避難場所名等	所在地	電話番号	FAX番号	受入 可能 人員 数 (人)	指定・ 協定締 結時期	備考
1	特別養護老人ホームねんりん	西の地字志和岐谷 37- 1	0884-78-2300	0884-78-2311	40	H23. 11	
2	デイサービスセンター長寿村	西の地字大谷 12	0884-78-2305	0884-78-2311	25	H23. 11	
3	特別養護老人ホーム ヒワサ荘	西河内字丹前 106-1	0884-77-2001	0884-77-2520	20	H23. 11	
4	養護老人ホーム ヒワサ荘	西河内字丹前 199	0884-77-2100	0884-77-2520	50	H23. 11	
5	ばんそう S&S 成人部	北河内字本村 344-1	0884-77-0434	0884-77-1888	30	H23. 11	

7 避難促進施設一覧

番号	避難場所名等	所在地	備考
1	阿部こども園	阿部 212-2	
2	由岐こども園	西の地字西地 50	
3	日和佐こども園	奥河内字弁才天 19-3	
4	由岐小学校	西の地字谷裏 90-19	
5	日和佐小学校	奥河内字本村 34-1	
6	由岐中学校	西の地字谷裏 4	
7	美波町国民健康保険日和佐診療所	奥河内字井ノ上 13-2	
8	美波町由岐地域交流・支援センター	西の地字東地 97-5	
9	美波町児童館	奥河内字井ノ上 22-3	
10	デイサービスセンター長寿村	西の地字大谷 12	
11	あまべ荘 (弁才天)	奥河内字弁才天 85-12	
12	東紅会小規模多機能施設さくら町	奥河内字寺前 203-13	
13	美波町デイサービスセンター竜宮	奥河内字井ノ上 15-1	

津波防災地域づくり法第53条に基づく、津波災害警戒区域（イエローゾーン）が指定されたため、上記施設を避難促進施設と定める。

8 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に存在する要配慮者利用施設一覧

番号	施設名	住所	想定される災害の危険性			
			河川 浸水	土砂 災害	津波 浸水	高潮 災害
■学校施設						
1	阿部こども園	阿部 212-2			○	
2	由岐こども園	西の地字西地 50			○	○
3	日和佐こども園	奥河内字弁才天 19-3	○		○	○
4	伊座利小学校・由岐中学校伊座利分校	伊座利 354-2		○		
5	由岐小学校	西の地字谷裏 90-19			○	○
6	日和佐小学校	奥河内字本村 34-1	○	○	○	○
7	由岐中学校	西の地字谷裏 4		○	○	○
8	日和佐中学校	西河内字大久保 76-1	○			
9	阿南支援学校ひわさ分校	北河内字本村 360		○		
■医療施設						
10	美波町国民健康保険日和佐診療所	奥河内字井ノ上 13-2	○		○	○
11	富田病院	西河内字月輪 129-4	○			
■社会福祉施設						
12	美波町由岐地域交流・支援センター	西の地字東地 97-5			○	○
13	美波町児童館	奥河内字井ノ上 22-3	○		○	○
14	障がい者地域生活自立支援センター（ばんそう S&S）	北河内字本村 344-1		○		
15	あまべ荘（弁才天）	奥河内字弁才天 85-12	○	○	○	○
16	あまべ荘（北河内）	北河内字本村 455-13		○		
17	とみた県南コミュニティケアセンター	西河内字月輪 35	○	○		
18	養護老人ホームヒワサ荘	西河内字丹前 99	○			
19	特別養護老人ホームヒワサ荘	西河内字丹前 106-1	○			
20	デイケアたんまえ	西河内字丹前 102-2	○			
21	東紅会小規模多機能施設さくら町	奥河内字寺前 203-13	○		○	○
22	デイサービスセンター長寿村	西の地字大谷 12		○	○	
23	美波町デイサービスセンター竜宮	奥河内字井ノ上 15-1	○		○	○
24	デイサービスセンター浦島	赤松字野田 61		○		
河川浸水：日和佐川洪水浸水想定区域に含まれる施設 土砂災害：土砂災害警戒区域に含まれる施設 津波浸水：徳島県津波浸水想定区域に含まれる施設 高潮被害：徳島県高潮浸水想定区域に含まれる施設						

上記の要配慮者利用施設の管理者等は、想定される災害の危険性を踏まえて、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となる。なお、避難確保計画を作成・変更したときは遅延なくその計画を町長に報告すること。

9 町内医療機関一覧

平成30年2月1日現在

医療機関名	所在地	診療科目	病床数	電話
日和佐診療所	奥河内字井ノ上13番地2	内・外		77-1212
美波病院	田井105番地1	内・外・整形・脳外	50	78-1373
阿部診療所	阿部306-1	内・外・整形	—	78-0203
富田病院	西河内字月輪129-4	精神・神経・心療	144	77-0368
居和城医院	日和佐浦146-2	内	—	77-0466
ヒワサククリニック	西河内字丹前102-2	内	—	74-7518
勝瀬歯科医院	奥河内字本村102	歯	—	77-0030
野口歯科医院	奥河内字寺前	歯	—	77-1233
井出歯科医院	西由岐東10-2	歯	—	78-0141

10 救急病院等一覧

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151

イ 地域災害拠点病院（10箇所）

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111 (代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1	088-683-0011
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※ 圏域：保健医療圏

(2) DMAT 指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1	088-683-0011
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

※ 圏域：保健医療圏

(3) 救急告示医療機関

(1) 二次救急医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46番11	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	松永病院	徳島市庄町4丁目63番地1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
	中洲八木病院	徳島市中洲1-31	088-625-3535
	川島病院	徳島市北佐古1番町1番地39号	088-631-0110
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9番地	088-622-7771
	天満病院	徳島市蔵本町1丁目5-1	088-632-1014
	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8番8号	088-632-7111
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088-642-5050
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537
	小川病院	鳴門市撫養町南浜字斎田字北浜99	088-686-2322

東部Ⅱ	稲次病院	板野郡藍住町笠木字西野 50-1	088-692-5757
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北 1-1	088-672-1171
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ 13	088-699-2921
	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保 30-1	088-698-1234
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120	0883-26-2222
	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島 497	0883-24-2957
	阿部整形外科	吉野川市鴨島町上下島 105	0883-24-4880
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下 190 番地 1	0883-36-5151
南部Ⅰ	阿南医療センター	阿南市宝田町川原 6 番地 1	0884-28-7777
	原田病院	阿南市富岡町あ石 14-1	0884-22-0990
	国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国 13-2	0885-42-2555
	江藤病院	小松島市大林町字北浦 21 番地 1	0885-37-1559
	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生 40 番地の 11	0884-44-6111
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南 130-3	0883-52-1095
	成田病院	美馬市脇町字拜原 2576	0883-52-1258
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪 234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市国民健康保険市立三 野病院	三好市三野町芝生 1270-30	0883-77-2323
	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂 1883-4	0883-82-3700

(2) 三次救急医療機関（救急救命センター等）

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町 1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町 2 丁目 50 番地の 1	088-631-3111 (代)
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ 815-2	0883-72-1131

※ 圏域：保健医療圏

11 薬剤師会開局会員一覧

平成30年3月1日現在

薬局名	所在地	電話番号	FAX番号
なぎさ薬局	西河内字丹前103	74-7120	74-7421
共和調剤薬局	西河内字月輪33-1	77-3887	77-3138
津田薬局	奥河内字寺前198-4	77-0163	77-2578

12 町有自動車保有台数

令和3年4月1日現在

種別 課名	乗用車			貨物 (バン)			貨物(トラック)			マイクロバス	原動機付自転車	特殊	計
	軽	小型	普通	軽	小型	普通	軽	小型	2t				
総務企画課			5	2	1								8
政策推進課	1					1							2
税務課				1									1
消防防災課			1									8	9
住民生活課				1			2		3			5	11
健康増進課	2			1									3
福祉課	7												7
産業振興課			1	2				1					4
建設課	1	1		2									4
水道課				2			1						3
教育委員会	1		1							6		3	11
日和佐診療所	1			1								1	3
包括支援センター	3												3
日和佐隣保館				1									1
日和佐公民館			1	2			2			1			6
うみがめ博物館							1						1
由岐支所	4		1	1			1	1			1	1	10
由岐公民館			2				1						3
美波病院	1		1										2
合計	21	1	13	16	1	1	8	2	3	7	1	18	92

13 自主防災組織一覧

(令和3年9月1日現在)

名 称	結成年月日	管内世帯数	備 考
木岐奥防災会	平成10年3月25日	36	
恵比須浜自主防災会	平成11年3月31日	36	
戒町自主防災会	平成12年3月31日	60	
伊座利防災会	平成12年11月1日	31	
阿部防災会	平成12年11月1日	117	
志和岐防災会	平成12年11月1日	88	
東町自主防災会	平成13年3月4日	176	
中村町自主防災会	平成14年3月2日	75	
本町自主防災会	平成14年3月2日	27	
西町自主防災会	平成14年3月2日	81	
東由岐防災会	平成15年2月1日	183	
木岐防災会	平成15年3月1日	198	
桜町自主防災会	平成15年3月31日	251	
西由岐防災会	平成15年7月1日	151	
西の地防災きずな会	平成16年6月26日	209	
大戸自主防災会	平成20年3月25日	52	
寺込自主防災会	平成20年4月12日	62	
木岐白浜防災会	平成20年4月12日	13	
山河内自主防災会	平成20年4月20日	115	
外ノ礪自主防災会	平成20年4月28日	128	
赤松自主防災会	平成20年5月1日	203	
深瀬自主防災会	平成21年7月1日	22	
北河内（登り・本村）自主防災会	平成22年4月1日	130	
奥河町自主防災会	平成22年5月1日	80	
西河内自主防災会	平成22年10月1日	167	
日和佐田井自主防災会	平成22年10月1日	21	
大久保団地自主防災会	平成22年11月1日	17	
弁才天町自主防災会	平成22年11月1日	59	
井ノ上自主防災会	平成22年11月1日	35	
奥瀧自主防災会	平成22年12月1日	80	
天神町自主防災会	平成23年2月1日	22	
田井防災会	平成23年3月1日	71	
ひばりヶ丘自主防災会	平成23年5月24日	32	
33 組織		3,028	

14 防災倉庫一覧

地区名	場所	地区名	場所
伊座利	旧明神荘	日和佐田井	八坂神社
伊座利	新田山避難場所	恵比須浜	上田氏裏山
阿部	中央集合地（3棟）	恵比須浜	高台2
阿部	西集合地	恵比須浜	恵比須浜
志和岐	荘厳寺横	東町	日和佐浦
東由岐	天神社裏	東町	金比羅山（防災拠点基地）
東由岐	ねぶと防災拠点施設	東町	大浜津波避難タワー横
東由岐	ねぶと防災拠点施設横	戒町	日和佐浦
東由岐	須花避難場所	戒町	金比羅山（防災拠点基地）
西の地	県道バイパス高台（西側）（2棟）	中村町	日和佐浦62
西由岐	公民館分館	中村町	金比羅山（防災拠点基地）
西由岐	公民館分館横	本町・西町	井ノ上22-2
西由岐	田井ノ浜荘横高台	本町	金比羅山（防災拠点基地）
木岐	県道カタ高台（2棟）	西町	金比羅山（防災拠点基地）
木岐	喜多地避難場所（2棟）	天神町	金比羅山（防災拠点基地）
木岐	西町	大久保	日和佐中学校（体育館裏）
木岐	木岐奥県道横ポケットパーク（2棟）	奥河町	金比羅山（防災拠点基地）
木岐	北白浜避難場所	桜町	弁才天5-1
木岐	木岐白浜県道高台避難場所	桜町	城山駐車場内
木岐	木岐奥聖ヶ丘農林漁業体験施設 避難場所	桜町	喜久栄前（水防倉庫）
木岐	日吉神社上避難場所（2棟）	北河内	日和佐第6分団詰所裏側
木岐	木岐奥公民館上広場	北河内	丸山避難場所
木岐	毛利氏宅裏山避難場所	井ノ上	井ノ上公園避難場所
田井	美波病院横	奥潟	住吉神社
櫛ヶ谷	櫛ヶ谷町有地内	櫛ヶ谷	龍宮公園避難場所
奥河町	奥河津波避難タワー	櫛ヶ谷	櫛ヶ谷町営住宅4階
町有倉庫	県道バイパス高台（西側）	ひばりヶ丘	ひばりヶ丘避難場所（2棟）
町有倉庫	水道課敷地内		
町有倉庫	奥潟住吉神社境内	町有倉庫	由岐支所屋上備蓄倉庫
町有倉庫	日和佐診療所横	町有倉庫	水産研究課防災棟避難備蓄室
		町有倉庫	美波町医療保健センター内

15 防火対象物一覧

(平成29年3月31日現在)

令別表 第1項目	防火対象物	防火対象物の数
(1)	イ 劇場・映画館等	1棟
	ロ 公会堂・集会場	4棟
(2)	イ キャバレー・カフェー等	0棟
	ロ 遊技場・ダンスホール等	1棟
	ハ 性風俗関連特殊営業店舗	0棟
	ニ カラオケボックス等	1棟
(3)	イ 待合・料理店等	0棟
	ロ 飲食店	2棟
(4)	マーケット・店舗等	4棟
(5)	イ 旅館・ホテル・宿泊所	7棟
	ロ 寄宿舍・下宿・共同住宅	2棟
(6)	イ 病院・診療所・助産所	4棟
	ロ 老人短期入所施設等	5棟
	ハ 老人デイサービスセンター等	9棟
	ニ 幼稚園・特別支援学校	1棟
(7)	小・中・高校・大学等	2棟
(8)	図書館・博物館・美術館	2棟
(9)	イ 蒸気・熱気浴場	0棟
	ロ 上記以外の公衆浴場	0棟
(10)	車両の停車場等	0棟
(11)	神社・寺院・教会	2棟
(12)	イ 工場・作業場	0棟
	ロ 映画スタジオ等	0棟
(13)	イ 自動車車庫、駐車場	0棟
	ロ 飛行機の格納庫等	0棟
(14)	倉庫	0棟
(15)	前各号に該当しない事業場	4棟
(16)	イ 特定防火対象物が存する複合防火対象物	15棟
	ロ 上記以外の複合対象物	4棟
(17)	重要文化財等	0棟

16 重要水防区域一覧

河川名 (左右岸別) 海岸別 湾岸別	担当水防 管理団体	場所	重要水防区域				種別	対策	関係区域			危険な場合の措置		
			延長(m)	A(m)	B(m)	要(m)			地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)
伊座利川 左岸	美波町	伊座利 字片山	1箇所			樋門	工作物 (陸開)	積土のう工	伊座利	34	83	由岐第8分団 20	にぎわいの館 伊座利校	30 150
志和岐川 左岸	"	志和岐 字田井ヶ浦 字中ノ谷	3箇所			"	"	"	志和岐	90	162	由岐第1分団 14	志和岐公民館	200
日和佐川 右岸	"	奥川内 字寺前	300	300			堤防漏水	シート張り 工	桜町	251	540	日和佐第4分団 19	日和佐公民館 美波町役場	540 900
"	"	"	3箇所			樋門	工作物 (陸開)	積土のう工	"	(251)	(540)	"	"	(540) (900)
"	"	西河内 字庄瀬	500	500			越水	"	西河内 字中村	2	4	日和佐第7分団 14	ヒワサ荘 2階以上	90
日和佐川 左岸	"	奥川内 字井ノ上	1箇所			樋門	工作物 (陸開)	"	西町 天神町	117	220	日和佐第1分団 20	日和佐隣保館 美波町役場	60 (900)
"	"	西河内 字馬木	300	300			越水	"	西河内 字馬木	6	12	"	ヒワサ荘 2階以上	(90)
"	"	西河内 字原ヶ野	400	400			"	"	西河内 字原ヶ野	9	23	"	"	(90)
"	"	西河内 字永田	1,700		1,700		堤防漏水	"	西河内 字永田	3	10	"	"	
北河内谷川 右岸	"	北河内 字本村	1箇所			樋門	工作物 (陸開)	"	北河内 字本村	141	229	第6分団 15	北河内公民館 美波町役場	30 (900)
北河内谷川 左岸	"	北河内 字北分	800	800			堤防高	"	北河内 字北分	0	0	"	深瀬集会所	20
"	"	"	1,100	1,100			"	"	"	4	11	"	"	(20)
西谷川 右岸	"	"	400	400			洪水痕跡	"	"	8	17	"	"	(20)
奥鴻川 両岸	"	奥川内 字舟殿天～ 字櫛ヶ谷	800	800			堤防高	"	奥川内 字奥鴻	14	28	日和佐第4分団 19	日和佐公民館	(540)

令和3年度徳島県水防計画より参照

17 水門・樋門一覧

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状 寸法 縦×横 (m)	連数	機能		管理者	代表連絡先 (TEL)
	町	字	何製扉	何式						
木岐川	木岐川第二	樋門		木岐	2.00×2.20	1	鋼製	手動ラック式	徳島県(河川整備課)	美波町消防団 由岐第6分団 (0884) 77-3619
"	木岐川第三	"	"	"	2.50×2.59	1	"	手動スピンドル式	"	"
田井川	田井川	"	"	田井	3.08×9.48	1	ステンレス製	手動ワイヤロープ 巻取式	"	徳島県 南部総合県民局 県土整備部(美波) (0884) 74-7461
"	"	"	"	"	1.58×1.65	1	"	電動スピンドル式	"	"
"	"	"	"	"	1.55×1.65	1	アルミ合金製	自動開閉及び 手巻上式	"	"
"	中田	"	"	"	1.40×3.10	1	鋼製	手動ラック式	"	美波町 (消防防災課) (0884) 77-3619
"	中田第一	"	"	"	1.20×2.50	1	"	"	"	"
"	中田第二	"	"	"	1.60×2.30	1	"	"	"	"
日和佐川	本村	"	"	奥河内	2.08×2.15	1	ステンレス製	手動スピンドル式	"	美波町消防団 日和佐第1分団 (0884) 77-3619
"	"	"	"	"	2.15×2.15	1	アルミ合金製	手動ワイヤロープ 巻取式	"	"
"	月輪	"	"	西河内	0.67×0.74	1	鋼製	手動ラック式	"	美波町消防団 日和佐第7分団 (0884) 77-3619
"	永田	"	"	"	2.07×2.62	1	"	"	"	徳島県 南部総合県民局 県土整備部(美波) (0884) 74-7461
"	長谷田	"	"	"	1.85×2.17	1	"	手動スピンドル式	"	"
"	張間	"	"	"	1.86×2.66	1	"	"	"	"
"	梅ノ木谷	"	"	"	1.83×2.15	1	"	手動ラック式	"	美波町消防団 日和佐第7分団 (0884) 77-3619
凡前谷川	丹前	"	"	"	2.30×4.35	2	"	電動ラック式	"	徳島県 南部総合県民局 県土整備部(美波) (0884) 74-7461
北河内谷川	大久保	"	"	"	3.60×4.20	2	"	エンジン油圧 スピンドル式	"	"
"	大久保第1	"	"	"	1.00×1.00	1	ステンレス製	手動ラック式	"	美波町消防団 日和佐第7分団 (0884) 77-3619

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地		門扉形状 寸法 縦×横 (m)	連数	機能		管理者	代表連絡先 (TEL)
		町	字			何製扉	何式		
北河内谷川	井ノ上	美波町	奥河内	1.05×1.10	1	鋼製	手動スピンドル式	徳島県(河川整備課)	美波町 (消防防災課) (0884) 77-3619
"	登第1	"	北河内	1.40×1.30	1	"	手動ラック式	"	美波町消防団 日和佐第6分団 (0884) 77-3619
"	登第3	"	"	1.90×3.60	1	"	"	"	"
奥潟川	奥潟第1	"	奥河内	1.25×1.74	1	"	手動スピンドル式	"	美波町 (消防防災課) (0884) 77-3619
"	奥潟第2	"	"	1.20×1.80	2	"	手動ラック式	"	美波町消防団 日和佐第6分団 (0884) 77-3619
"	奥潟第3	"	"	1.83×1.90	1	"	手動スピンドル式	"	徳島県 南部総合県民局 県土整備部(美波) (0884) 74-7461
"	"	"	"	2.06×1.95	1	アルミ合金製	手動ワイヤロープ 巻取式	"	"
"	奥潟第4	"	"	2.08×3.15	1	鋼製	電動スピンドル式	"	美波町 (消防防災課) (0884) 77-3619
"	"	"	"	2.62×3.20	1	アルミ合金製	手動ワイヤロープ 巻取式	"	"
"	奥潟第5	"	"	2.68×3.65	1	鋼製	電動ラック式	"	徳島県 南部総合県民局 県土整備部(美波) (0884) 74-7461
"	"	"	"	2.72×3.70	1	アルミ合金製	手動ワイヤロープ 巻取式	"	"
"	奥潟第6	"	"	2.00×3.50	1	鋼製	電動ラック式	"	美波町 (消防防災課) (0884) 77-3619
"	"	"	"	2.00×3.50	1	アルミ合金製	内外水位差による 開閉 及び手動	"	"
"	奥潟第7	"	"	1.50×1.60	1	ステンレス製	電動ラック式	"	"
"	奥潟第8	"	"	1.80×2.00	1	"	"	"	"
日和佐港	港日-19	"	"	2.30×1.80	1	"	手動スピンドル式	徳島県(運輸政策課)	美波町 (消防防災課) (0884) 77-3619
"	港日-58 閘門	"	恵比寿浜	2.45×6.00	1	アルミ合金製	電動引戸式	"	美波町 (消防防災課) (0884) 77-3619
"	港日-50 樋門	"	奥川内	5.35×12.50	1	ステンレス製	電動ローラーゲート	"	徳島県 南部総合県民局 県土整備部(美波) (0884) 74-7461

令和3年度徳島県水防計画より参照

18 排水機場一覧

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地		以上水位 又は運転 開始水位 (m)	機能			管理者	代表連絡先 (TEL)
		町	字		口径φ (mm)	出力	台数		
外磯川	奥潟川 排水機場	美波町	奥川内 字櫛ヶ谷	1.00	700	1.0m ³ /S	1	徳島県(河川整備課) (美波町に管理委託)	美波町 (建設課) (0884) 77-3618
主要地方 道日和佐 小野線	寺前 排水機場	〃	奥川内 字寺前	4.23	100	3.7KW 0.813m ³ /S	3	徳島県(道路整備課) (美波町に管理委託)	〃

令和3年度徳島県水防計画より参照

第4章 条例及び協定に関する資料

節	頁
1 美波町防災会議条例	107
2 美波町災害対策本部条例	109
3 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定	110
4 徳島県市町村消防相互応援協定	113
5 徳島県排出油等防除協議会会則	117
6 徳島県排出油等防除協議会運営要領	120
7 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則	123
8 徳島県排出油等防除協議会海部地区排出油等防除計画	124
9 海部地区協議会排出油等防除組織図	128
10 指定各機関	129
11 美波町消防防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例	130
12 美波町防災行政無線戸別受信機貸与及び保守管理規程	131
13 美波町海難救助捜索要綱	132
14 美波町消防団設置条例	133
15 美波町消防団規則	136
16 災害時における相互応援協定書	139
17 海部郡消防相互応援協定	141
18 災害時における物資供給に関する協定書	143
19 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	146
20 災害時の協力に関する協定書	148

節	頁
21 津波避難ビルとしての使用に関する協定書	150
22 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	152
23 大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	154
24 大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	157
25 大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	160
26 津波緊急一時避難建築物の使用に関する協定書	163
27 災害時における物資供給に関する協定書	165
28 災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書	167
29 美波町とアムダとの大規模災害時の支援に関する協定書	169
30 災害発生時における美波町及び美波町内郵便局並びに阿南郵便局の協力に関する協定	171
31 大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書	173
32 災害発生時の移動金融サービス支援に関する協定書	175
33 津波避難ビルとしての使用に関する協定書	177
34 GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	179
35 大規模災害発生時における相互協力に関する協定書	182
36 災害時における復旧支援協力に関する協定	184
37 美波町における津波防災まちづくりの推進に向けた協定書	186
38 大規模災害発生時における相互協力に関する協定書	188
39 大規模災害に係る事前復興まちづくり及び被災箇所への助言に関する協定	190
40 災害時における宿泊施設利用に関する協定	193
41 災害に係る情報発信等に関する協定	195
42 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	197
43 海部郡3町と徳島トヨペットグループとの包括連携協定書	199
44 災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書	201

第4章 条例及び協定に関する資料

1 美波町防災会議条例

平成18年3月31日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、美波町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 美波町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (2) 徳島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 4人以内
 - (3) 徳島県警察の警察官のうちから町長が任命する者 3人以内
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 10人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 海部消防組合の職員のうちから町長が任命する者 3人以内
 - (7) 消防団長及び副団長 6人以内
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (9) その他、町長が必要と認める者 若干名
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

平成18年3月31日施行

平成25年6月改正

平成30年3月改正

美波町防災会議会長及び会員名簿

(1) 会長 美波町長

(2) 会員

所属	定数	役職	備考
徳島海上保安部美波分室	2名	分室長	第1項
国土交通省日和佐国道出張所		所長	第1項
徳島県南部総合県民局	4名	地域創生防災部長	第2項
		保健福祉環境部副部長	第2項
		農林水産部長	第2項
		県土整備部副部長	第2項
徳島県警察	3名	牟岐警察署長	第3項
		桜町交番所長	第3項
		由岐駐在所長	第3項
美波町	10名	副町長	第4項
		支所長	第4項
		総務課長	第4項
		建設課長	第4項
		産業振興課長	第4項
		会計課長	第4項
		水道課長	第4項
		住民生活課長	第4項
		福祉課長	第4項
健康増進課長	第4項		
教育長	1名	教育長	第5項
海部消防組合	3名	消防長	第6項
		日和佐出張所長	第6項
			欠員
美波町消防団	1名	団長	第7項
	5名	副団長	第7項
		副団長	第7項
		副団長	第7項
		副団長	第7項
四国電力送配電株式会社徳島支社	2名	阿南事業所長	第8項
		富田病院	事務長
徳島地方气象台	1名	次長	第9項
美波町自主防災会連合会	1名	会長	第9項

2 美波町災害対策本部条例

平成18年3月31日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、美波町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

3 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、徳島県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する活動のため、航空機の応援を必要と判断した場合に、徳島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合
- (3) その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、徳島県消防防災航空隊事務所に、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量等
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により、第4条第1項各号に定める活動（以下「消防活動」という。）を応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に報告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から隊員を派遣している

市町村等の長に対し、徳島県市町村消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条に規定する応援要請があつたものとみなす。

（経費負担）

第8条 この協定に基づく応援に要する運行経費は、徳島県（以下「県」という。）が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運行経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、県が負担するものとする。

（その他）

第9条 この規定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（運用）

第10条 この規定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書60通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

徳島県知事	圓藤 寿穂
徳島市長	小池 正勝
鳴門市長	山本 幸男
小松島市長	西川 政善
阿南市長	野村 靖
勝浦町長	川口 幸一
上勝町長	山田 良男
佐那河内村長	楠 崇宏
石井町長	坂東 忠之
神山町長	高橋 宏輔
那賀川町長	小泉 隆一
羽ノ浦町長	生野 善章
鷺敷町長	助岡 克則
相生町長	久龍 直通
上那賀町長	和田 淳二
木沢村長	中東 利延
木頭村長	藤田 恵
由岐町長	松村 静夫
日和佐町長	近藤 和義
牟岐町長	皆谷 又男
海南町長	五軒家 憲次
海部町長	三浦 治
穴喰町長	多田 保政
松茂町長	広瀬 憲発
北島町長	齋藤 武尚

藍住町長	堀江長男
板野町長	犬伏正昭
上板町長	吉岡義人
吉野町長	竹重敦美
土成町長	板東正
市場町長	水田文夫
阿波町長	安友清
鴨島町長	戸田稔
川島町長	内田昇
山川町長	山内正晴
美郷村長	伊井昇
脇町長	佐藤淨
美馬町長	藤田利胤
半田町長	逢坂亘
貞光町長	南豊
一宇村長	立道里見
穴吹町長	佐藤宏史
木屋平村長	西正二
三野町長	竹重義博
三好町長	真鍋晃
池田町長	丸岡敬幸
山城町長	西徹
井川町長	中瀧清文
三加茂町長	檜恵一
東祖谷山村長	出口操
西祖谷山村長	尾茂光男
阿南消防組合管理者	野村靖
名西消防組合管理者	坂東忠之
海部消防組合管理者	近藤和義
板野東部消防組合管理者	堀江長男
板野西部消防組合管理者	犬伏正昭
阿北消防組合管理者	戸田稔
美馬東部消防組合管理者	佐藤淨
美馬西部消防組合管理者	藤田利胤
三好郡行政組合管理者	丸岡敬幸

4 徳島県市町村消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

(他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援の特例)

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

- (1) 市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部にお

いて発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指導)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

(経費負担)

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

(1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。

(2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。

(3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

(疑義の協議)

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(適用)

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

徳島市長	小池正勝
鳴門市長	山本幸男
小松島市長	西川政善
阿南市長	野村靖
勝浦町長	川口幸一

上勝町長	山田良男
佐那河内村長	楠 崇宏
石井町長	坂東忠之
神山町長	高橋宏輔
那賀川町長	小泉隆一
羽ノ浦町長	生野善章
鷺敷町長	助岡克則
相生町長	久龍直通
上那賀町長	和田淳二
木沢村長	中東利延
木頭村長	藤田 恵
由岐町長	松村 静夫
日和佐町長	近藤和義
牟岐町長	皆谷又男
海南町長	五軒家 憲次
海部町長	三浦 治
宍喰町長	多田保政
板野町長	犬伏正昭
上板町長	吉岡義人
吉野町長	竹重敦美
土成町長	板東 正
市場町長	水田文夫
阿波町長	安友 清
鴨島町長	戸田 稔
川島町長	内田 昇
山川町長	山内正晴
美郷村長	伊井 昇
脇 町 長	佐藤 淨
一宇村長	立道里見
穴吹町長	佐藤宏史
木屋平村長	西 正二
三野町長	竹重義博
三好町長	真鍋 晃
池田町長	丸岡敬幸
山城町長	西 徹
井川町長	中瀧清文
三加茂町長	檜 恵一
東祖谷山村長	出口 操
西祖谷山村長	尾茂光男
阿南消防組合管理者	野村 靖

名西消防組合管理者 坂 東 忠 之
海部消防組合管理者 近 藤 和 義
板野東部
戸 田 稔
美馬東部消防組合管理者 佐 藤 淨
美馬西部消防組合管理者 藤 田 利 胤
三好郡行政組合消防組合管理者 堀 江 長 男
板野西部消防組合管理者 犬 伏 正 昭
阿北消防組合管理者管理者 丸 岡 敬 幸

5 徳島県排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、主として徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称を「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

(1) 排出油等の防除計画の策定

- イ 情報の共有化
- ロ 人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
- ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- ニ その他必要事項

(2) 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進

(3) 排出油等の防除活動の連携の推進

(4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

(5) 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施

(6) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(7) その他排出油等の防除に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長は、徳島海上保安部長をもってあて、会務を総理する。

3 副会長は、徳島県危機管理局长をもってあて、会長を補佐する。

4 会員は、徳島県沿岸海域において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は年1回開催し、臨時会議は必要がある場合開催する。

(地区協議会)

第6条 協議会の円滑かつ実効ある活動を確保するため、鳴門、徳島、小松島、阿南及び海部の5地区に地区協議会を置く。

2 地区協議会は、原則として各地区において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員によって構成する。

3 地区協議会に、地区会長及び地区副会長を置く。

4 地区会長及び地区副会長は、地区内の市、町又は消防機関の中から会長が指名する。

5 地区協議会に必要な細則は、別に定める。

(資料の提出等)

第7条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回（4月1日現在）会長へ提出する。

ただし、防除能力に大幅な変更又は連絡系統に変更等があった場合には、その都度、会長へ報告する。

- (1) 設備及び資機材の整備並びに保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間時の連絡先）
- (3) その他必要な事項

2 会長は、資料を取りまとめ、会員へ配付するとともに、協議会と地理的に隣接する協議会（以下「隣接協議会」という。）にも配付する。

（訓練）

第8条 排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練を実施する。

（情報提供）

第9条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、別に定める連絡系統により会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

（防除活動等）

第10条 会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

（隣接協議会等との協力）

第11条 協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第12条 会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合、必要に応じて、総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

2 会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も総合調整本部に参加させることができる。

（活動状況の連絡）

第13条 会長は、会員及び隣接協議会の会員が出勤している場合、その状況に応じて活動状況について各会員に連絡する。

（災害対策本部等との連携）

第14条 前条の総合調整本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に基づく「災害対策本部」又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第29条第1項に基づく「石油コンビナート等現地防災本部」等が設置された場合には、当該本部と密接な連携のもとに活動を行う。

（経費の求償）

第15条 排出油等の防除活動に要した経費の求償は、それぞれの会員が行うものとし、協議会は必要に応じて事務が円滑に行われるよう調整を図るものとする。

（災害補償）

第16条 排出油等防除活動に出勤した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病し、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第17条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員

の協議により必要と認める場合は、徳島県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(経費)

第18条 協議会の運営に必要な経費は、会員である徳島海上保安部、徳島県及び市町が負担する。

ただし、会議において定めるところにより、他の会員にも負担させることができる。

(会計)

第19条 会長は、協議会における毎年度の経費の歳入歳出予算を、その年度の定例会議に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、経費の歳入歳出の収支計算書、金銭出納簿等を備え、協議会の出納の一切をこれに登録し、収入支出証拠を保存しなければならない。

3 会長は、毎年度末における歳入歳出の収支決算書を調整して、定例会議に提出し、会員の承認を受けなければならない。

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、徳島海上保安部において行う。

(協議)

第21条 この会則に疑義が生じた場合又はこの会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定する。

付則

この会則は、平成9年7月14日から施行する。

改正

平成10年9月1日

平成12年3月1日

平成13年4月1日

平成16年6月28日

平成17年5月30日

平成19年5月22日

平成20年6月13日

6 徳島県排出油等防除協議会運営要領

1 防除活動の範囲について（第1条関連）

防除活動の範囲は、原則として徳島県沿岸海域とするが、その海域以外で発生した排出油等についても、徳島県沿岸海域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合及びその排出油等が発生している隣接協議会等から資機材の動員要請があった場合、会長は、副会長及び地区会長と協議し対応する。

2 地区協議会について（第6条関連）

会則第6条第5項に基づく細則は、別添1のとおりとする。

3 資料の提出について（第7条関連）

- (1) 排出油等防除に必要な施設及び資機材の整備並びに保有状況等に関する資料は、別添2により整理するものとし、会員はこの様式により資料の提出を行う。
- (2) 会長は、その他排出油等の防除に関する資料が必要と認める場合には、その都度会員に対し、必要事項の調査及び資料の提出を要請する。
- (3) 会長は、協議会の業務に資するため、隣接協議会から配付された資料についても、これを会員に配付する。

4 訓練について（第8条関連）

- (1) 訓練は、会議の承認を得て実施する。
- (2) 訓練は、原則として2～3年間に各地区が参加できる訓練とする。
- (3) 訓練に要する経費については、原則として訓練に参加する機関が個々に負担する。

5 情報提供について（第9条関係）

- (1) 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、その量（予想量）、排出場所等を関係会員に対し通知する。
- (2) 情報の通知手段は、別途各地区排出油等防除計画に定めるものとする。

6 排出油等防除活動の実施について（第10条関連）

- (1) 会員がそれぞれの立場で行う排出油等防除活動等は、各会員の能力、権限に応じて、おおむね次のとおりとする。なお、各会員の実施可能な標準的活動等の内容は、次に参考掲載する。
 - ① 情報の収集及び伝達
 - イ 事故に関すること
 - ロ 付近海域及び地域に関すること
 - ハ 原因者の措置等に関すること
 - ニ その他排出油等防除活動に必要なこと
 - ② 警戒区域の安全対策
 - イ 警戒区域の設定
 - ロ 火気使用の制限
 - ハ 航行の制限、管制、立入禁止

ニ 移動命令、避難命令

③ 広報活動

- イ 沿岸住民、漁業関係者及び船舶等への広報
- ロ 報道機関への広報

④ 排出油等防除資材の提供及び輸送

オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の提供及び輸送

⑤ 排出油等防除作業

- イ 排出源の油等瀬取り等排出防止作業
- ロ オイルフェンス等の展張作業
- ハ 油処理剤、油吸着材等による排出油等の除去作業
- ニ 油回収船等による排出油等の回収作業
- ホ 砂浜、構造物等の沿岸及び海岸施設の清掃作業

⑥ 廃棄物等の処理

- イ 使用済み吸着材等の処理
- ロ 回収油等の処理

⑦ 人命救助及び救護作業

(2) 防除活動等を行う会員は、使用する資機材の量、出動人員及び船艇名、出動予定時間、現場到着時間、現場責任者及び連絡手段（携帯電話等）等、排出油等防除活動勢力の把握に必要な事項を総合調整本部に連絡する。なお、出動勢力等に変更を生じた場合も同様とする。

(3) 防除活動等を行う会員の現場責任者は、総合調整本部と逐次連絡をとり、現場の状況及び作業の進捗状況を報告するとともに、必要な情報を入手して排出油等防除活動を実施する。

なお、会長は、通信手段を有しない船艇等に対しては、海上保安官等無線機を保有する者を同乗させること等により、連絡手段の確保を図る。

7 総合調整本部の設置等について（第12条関連）

(1) 設置場所は、徳島海上保安部又は事故現場に近い適当な事務所等とする。

(2) 構成は、原則として出動機関の職員及び原因者（防除費用負担義務者）の代表者によるが、必要に応じ、会員以外の者を参画させることができる。

(3) 総合調整本部では、次の業務を行う。

- ① 事故実態の把握及び防除活動に必要な情報の収集・分析・整理
- ② 排出油等防除活動計画に関する調整
- ③ 排出油等防除活動の把握、調整、推進及び記録
- ④ 会員以外の機関等との調整
- ⑤ 広報に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 会長は、総合調整本部を設置したとき、若しくは設置するときは、関係会員等に対し通知するものとする。

情報の通報手段は、別途「各地区排出油等防除計画」に定めるものとする。

8 経費の求償について（第15条関連）

- (1) 防除活動を行った会員は、それぞれ当該活動に要した経費を積算し、その算出基礎となる資料を添えて原因者（防除費用負担義務者）へ求償する。
- (2) 会長は、防除活動等を行った会員が行う経費求償について問題が生じた場合、その事務が円滑に行われるよう調整を図る。

この際、会長は、前項に定める積算資料等を当該会員に提出させることができる。

9 会計について（第19条関連）

- (1) 協議会の経費の会計庶務は、協議会会則第19条の規定に準じて、徳島海上保安部が行う。
- (2) 上記会計の監査については、小松島地区会長が行い、会長は、収支決算書に同監査の結果報告書を添えて、定例会議に提出する。

7 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

1 地区協議会の名称は、次のとおりとする。

徳島県排出油等防除協議会鳴門地区協議会	
〃	徳島地区協議会
〃	小松島地区協議会
〃	阿南地区協議会
〃	海部地区協議会

2 各地区の区域は、次のとおりとする。

- (1) 徳島県排出油等防除協議会鳴門地区協議会
鳴門市消防本部及び板野東部消防組合消防本部の活動区域とする。
- (2) 徳島県排出油等防除協議会徳島地区協議会
徳島市消防局の活動区域とする。
- (3) 徳島県排出油等防除協議会小松島地区協議会
小松島市消防本部の活動区域とする。
- (4) 徳島県排出油等防除協議会阿南地区協議会
阿南市消防本部の活動区域とする。
- (5) 徳島県排出油等防除協議会海部地区協議会
海部消防組合消防本部の活動区域とする。

3 地区協議会は、次の業務を行う。

- (1) 地区の実態に即した排出油等防除計画の策定
- (2) 排出油等防除に必要な設備及び資機材の整備・促進
- (3) 排出油等防除に関する訓練の立案及び実施
- (4) 排出油等防除の実施
- (5) 総合調整本部が事故発生時に策定する排出油等防除活動計画に対する助言
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

4 地区会長は地区協議会の業務を統括し、地区副会長はこれを補佐する。

5 地区協議会の会議は、必要に応じ、地区会長が招集し開催する。

6 地区協議会の庶務は、主として徳島海上保安部警備救難課で行うが、地区会長となる市町又は消防機関はこれに協力する。

8 徳島県排出油等防除協議会海部地区排出油等防除計画

1 目的

この防除計画は、徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則第3条第1項に基づき策定するもので、海部地区協議会活動海域において、大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動並びに他の地区協議会活動海域等で大量の油又は有害液体物質の排出した場合の応援活動を円滑かつ実効あるものとし、もって排出油等による被害の局限を図ることを目的とする。

2 組織及び指揮

(1) 組織の編成

イ 組織

海部地区協議会に、図1（「徳島県排出油等防除協議会地区協議会排出油等防除組織図」参照）のとおりに、「総合調整本部」、「情報収集班」、「資機材調達班」、「海上防除班」、「沿岸防除班」及び「庶務班」を設置する。

ロ 総合調整本部

「総合調整本部」は、次の業務を行う。

- a. 排出油等防除活動計画の策定
- b. 排出油等防除活動の総合調整
- c. 隣接地区協議会への応援等の調整
- d. その他

ハ 「情報収集班」は、排出油等の状況に関する情報の収集・分析を行う。

ニ 「資機材調達班」は、防除資機材等の確保及び積み込み等を行う。

ホ 「海上防除班」は、海域における排出油等防除作業を行う。

ヘ 「沿岸防除班」は、沿岸漂着油の除去作業を行う。

ト 「庶務班」は、広報及び回収油等保管場所の確保等各班業務の支援を行う。

(2) 情報提供

イ 協議会会長は、地区協議会を通じて会員へ情報提供するものとする。

ロ 地区会長は、協議会会長から情報提供があった場合、その情報に基づき、速やかに総合調整本部を開催し、各班班長を通じて、会員はそれぞれの立場に応じて事前に調整された排出油等の防除活動を実施する。

3 連絡系統等

(1) 情報の伝達

排出油等に関する情報の伝達は、徳島海上保安部から関係する機関に対し、Fネット(iファックス)による一斉同時通報により行うものとする。

なお、必要に応じ、この通報に併せて出動可能な人員及び抛出可能な油防除資機材等の調査【注】を行う。

但し、Fネットによる一斉同時通報が不可能となった場合の情報伝達は、図2（「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」参照）の情報伝達系統によるものとする。

【注】・・・出動可能な人員、抛出可能な油防除資機材等の回答様式は、別紙1のとおりとする。

4 排出油等防除活動要領

(1) 初動体制

イ 大量の油又は有害液体物質の排出を生じさせた船舶の船長又は油保管施設の管理者は、法律により速やかに、次の事項を徳島海上保安部へ通報しなければならないこととなっているが、同事故を認めた会員も、同じく確認できる範囲内で通報を行う。

- a. 排出油等の排出のあった日時及び場所
- b. 排出した油等の量及び拡散の状況
- c. 当該船舶の船名、船種、総トン数、船籍港並びに船長及び船舶所有者の氏名・住所又は当該施設の名称、所在地及び設置者の氏名等
- d. 当該船舶又は施設の破損状況等
- e. その他参考事項

ロ 通報を受けた徳島海上保安部は、必要に応じ協議会会員に対し、その旨を図2の連絡系統に従い連絡を行なうとともに、速やかに、巡視船艇及び航空機等により調査・確認を実施する。

ハ 排出油等の状況調査等の結果に基づき、協議会会長から地区会長へ事故に関する情報の提供があった場合、地区会長は、速やかに総合調整本部を開催し、防除体制を整える。

(2) 防除体制

イ 防除資機材の確保

① 総合調整本部の調整により出動することとなった会員は、出来る限り速やかに、表1（「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる防除資機材の内、提供依頼のあった資機材等を提供搬送するとともに、搬送数量、搬送先及び搬送完了時刻等を「資機材調達班」へ報告する。

② 報告を受けた「資機材調達班」は、前記報告内容等を表2へ記録する。

ロ 防除資機材の運搬

防除資機材の運搬は、原則として表1（「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる手段により搬送するが、防除資機材の種類によって搬送手段を有しない会員については、速やかに「資機材調達班」へ連絡を行い、「資機材調達班」の手配する輸送手段により搬送する。

なお、搬送先は、別紙2-1記載の各地区の搬送先又は資機材調達班班長が指定する場所とする。

ハ 防除活動

排出油等防除活動計画は、別添「排出油防除技法」等を参考に策定するが、概ね、次のとおりとする。

① 拡散防止

排出油等の拡散防止は、漁船又は作業船等によりオイルフェンスを展開し行う。なお、オイルフェンスの展開方法については、地形及び気象・海象状況等により決定する。

② 排出油等の回収及び処理

排出油等の回収は、海域にあつては巡視船艇、漁船及び作業船等、沿岸部にあつては人海戦術等により、次の手法をもつて行う。

- a. 油回収船及び回収器等による回収
- b. 吸着マットによる回収

- c. 高粘度油回収装置による回収
- d. ひしゃく等による回収
- e. 油処理剤による処理
- f. 油ゲル化剤による処理
- g. 航走攪拌による処理
- h. その他

③ その他

- a. 排出油等の防除作業に従事する機関は、「海上防除班」又は「沿岸防除班」に対し、随時、活動状況等を報告する。
- b. 報告を受けた「海上防除班」及び「沿岸防除班」は、防除活動の状況を表3へ記録する。

5 その他

- (1) 排出油等防除作業に従事する機関は、現場で防除活動を実施する責任者の連絡先(携帯電話の番号等)を「海上防除班」又は「沿岸防除班」へ事前に連絡する。
- (2) 別紙2-2記載の各地区の通信手段保有機関は、排出油等防除作業に従事する機関のうち、通信手段を保有していない機関に対して、極力、通信手段を有する職員を同行させる等の措置を講じる。

出動可能な人員、抛出可能な油防除資機材等の回答様式

徳島県排出油等防除協議会事務局 あて
(FAX 08853-3-2245)

機関名 _____

出動可能な人員、抛出可能な油防除資機材等

1 出動可能人数 (名)

(1) 代表者

(2) 通信手段

① 携帯電話 (電話番号)

② 無線機 (無線機)

2 抛出可能資機材等

(1) トラック 台 (トン積み) 台 (トン積み)

(2) 船舶 隻 (用途)

(3) 資機材等

① オイルフェンス

② 吸着マット

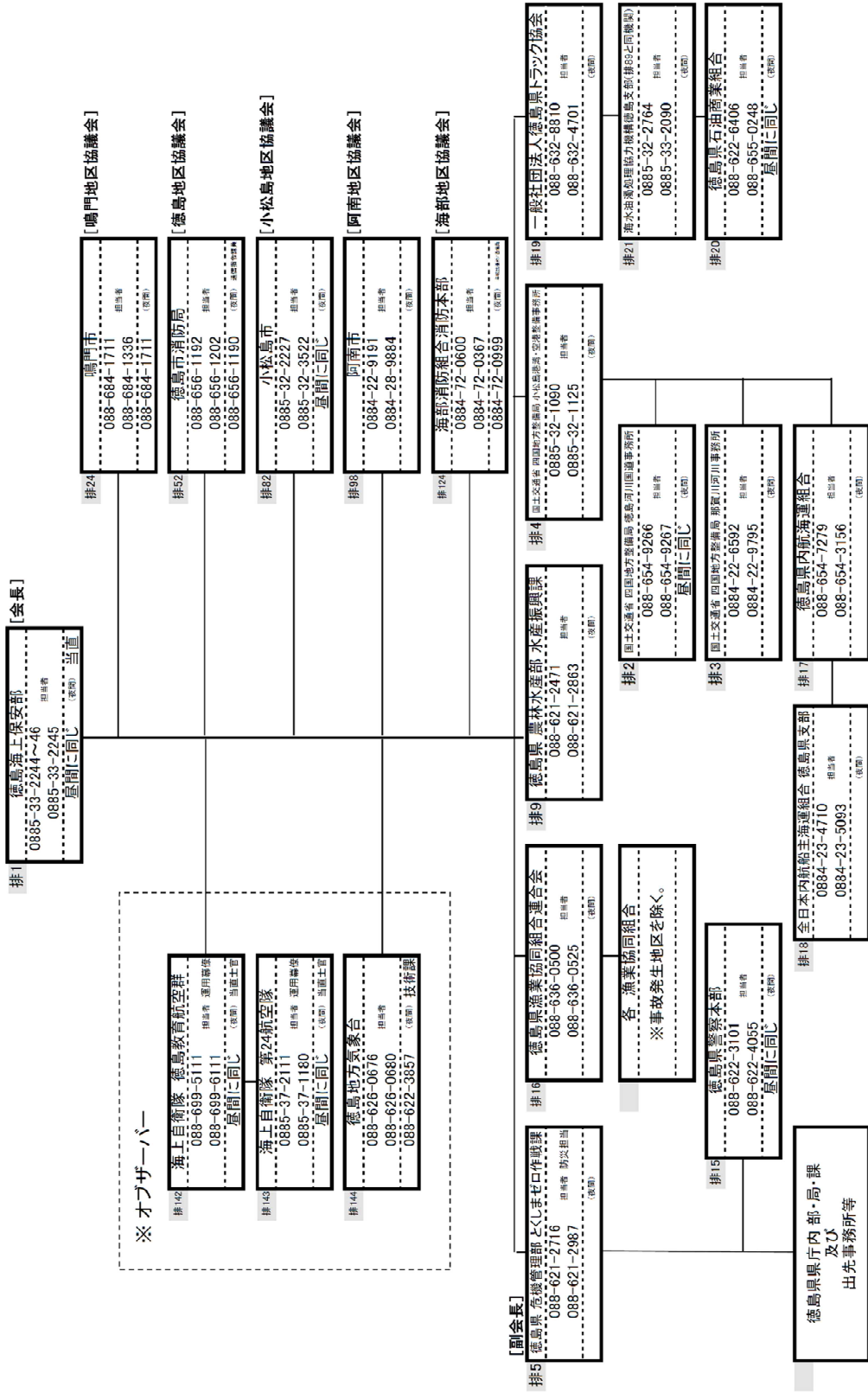
③ 油処理剤

④ ひしゃく

⑤ その他

H29.6.1現在

9 海部地区協議会排出油等防除組織図



10 指定各機関

- (1) 指定行政機関（災害対策基本法第2条第3号）（平成24年9月14日内閣府告示第263号）
内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省
- (2) 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号）（平成19年10月1日内閣府告示第634号）
沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局
- (3) 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）（平成25年10月1日内閣府告示第231号）
独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
- (4) 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号）（平成25年9月30日徳島県告示第569号）
四国ガス株式会社徳島支店、徳島通運株式会社、四国放送株式会社、社団法人徳島新聞社、板名用水土地改良区、吉野川土地改良区、那賀川南岸土地改良区、一般社団法人徳島県医師会、株式会社エフエム徳島、一般社団法人徳島県エルピーガス協会、阿佐海岸鉄道株式会社、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会、一般社団法人徳島県バス協会、一般社団法人徳島県トラック協会、公益社団法人徳島県看護協会、一般社団法人徳島県助産師会徳島県支部、一般社団法人徳島県歯科医師会

11 美波町消防防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例

平成18年3月31日

条例第19号

(設置)

第1条 美波町における災害に関する情報の伝達及び収集を迅速かつ正確に行うとともに、平常時における一般行政通信業務を円滑に行い、住民の福祉増進に資することを目的として、美波町消防防災行政無線通信施設（以下「防災無線」という。）を設置する。

(業務)

第2条 防災無線による通信の業務は、電波法（昭和25年法律第131号）に定める範囲内で次のとおりとする。

- (1) 災害等緊急事項の通報及び連絡
- (2) 町の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達
- (4) 行政事務の連絡
- (5) その他町長が必要と認める事項の周知及び伝達

(業務区域)

第3条 防災無線により通信を行う区域は、町の全域とする。

(親局及び子局の設置)

第4条 広報の業務を行うための親局は、本庁及び支所敷地内に置き、広報事項等が伝達し得る範囲において子局を設置するものとする。

2 子局は、屋外拡声局と屋内戸別局からなり、屋内戸別局は、町内に住居を有する者の世帯及び事業所等を単位として設置する。

(基地局及び陸上移動局の設置)

第5条 災害等緊急事項について本庁及び支所に設置する基地局と現場の相互交信を行うとともに、平常時は行政事務の効率化を図るため、陸上移動局を設置して町長が必要と認める場所に設置するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

12 美波町防災行政無線戸別受信機貸与及び保守管理規程

平成18年3月31日

告示第8号

(目的)

第1条 この告示は、町が貸与した防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の適正な貸与及び保守管理を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与の範囲)

第2条 町長は、防災及び緊急時における連絡事項を必要と認めた公共施設等及び町内の各世帯・事業者（以下「被貸与者」という。）に戸別受信機を貸与する。

2 被貸与者は、速やかに、戸別受信機貸与申請書（別記様式）を町長に提出するものとする。

3 貸与する戸別受信機は、1世帯又は町長が指定する場所にそれぞれ1台とし、その貸与料は無料とする。

ただし、戸別受信機の維持管理に要する費用は、被貸与者の負担とする。

(保守管理)

第3条 戸別受信機の保守管理は、防災行政無線管理課（消防防災課。以下「管理課」という。）が行うものとする。

(保守管理の業務)

第4条 管理課は、戸別受信機の保守管理をするため次の業務を行う。

(1) 被貸与者に対する戸別受信機の使用方法等の指導に関すること。

(2) 戸別受信機の故障の修理及び点検に関すること。

(3) その他必要な事項

(被貸与者の義務)

第5条 被貸与者は、戸別受信機を適正に管理するために次のことを行う。

(1) 定時通報以外でも災害等の緊急通報を行うので、電源は常時入れておくこと。

(2) 戸別受信機に内蔵された非常用電源（乾電池）の点検及び交換をすること。

(3) 氏名等に変更があったときは、速やかに町長に届けるものとする。

(4) 戸別受信機についての権利を譲渡し、又は戸別受信機を転貸してはならない。

(5) 戸別受信機の異常を発見したときは、直ちに管理課に報告すること。

(6) 町から転出する場合は、管理課に戸別受信機及び外部アンテナを返還すること。

(損害の賠償)

第6条 被貸与者は、自己の責めに帰すべき原因により戸別受信機を破損した場合は、直ちにその旨を管理課に届け出てその修理に要した費用を賠償しなければならない。

(貸与品の返納)

第7条 被貸与者は、第2条第1項に規定する資格を失ったときは、戸別受信機を速やかに返納しなければならない。

(貸与台帳)

第8条 管理課は、戸別受信機及び外部アンテナの貸与台帳を整備し、常に貸与状況を明らかにしておかななければならない。

(補則)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別定める。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

13 美波町海難救助搜索要綱

平成18年3月31日

告示第9号

(目的)

第1条 この告示は、町海岸における海難救助搜索に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「海難」とは、次のものをいう。

- (1) 磯釣りに関する災害
- (2) 磯遊びに関する災害
- (3) 海水浴に関する災害
- (4) その他これらに準ずる災害

(出動)

第3条 町長は、前条に規定する海難を知ったときは、必要に応じ消防団長等の関係者に出動を要請する。

(救助搜索)

第4条 救助は、海上及び海岸から現場状況に応じ可能な緊急措置を講ずるものとし、また、被災者が行方不明となり、死亡が推定される場合の死体搜索については、能力の範囲内で行うものとし、これらの救助搜索の時限は災害発生から1日以内とする。

- 2 搜索期間については、被災者側の要請がある場合及び周囲の状況から判断して必要がある場合には、多少延長することができる。
- 3 死体搜索は、海上では船舶により、海岸には見張人を要所に配置して行うものとし、これ以外の搜索については、被災者側から特に要請がある場合につき必要に応じあつせんする。
- 4 死体が他へ漂流するおそれがある場合においては、関係団体へ搜索を要請する。

(関係機関との連絡協調)

第5条 救助搜索活動に当たっては、海上保安庁日和佐分室及び牟岐警察署と緊密な連絡協調のもとに行う。

(経費負担)

第6条 救助搜索活動に要する経費については、被災者側の負担とする。ただし、第4条第1項の規定による緊急措置に要する費用及び消防団員の費用弁償等は、原則として除く。

(消防団員の費用弁償)

第7条 前条に規定する消防団員の費用弁償については、別の定めにより支給する。

(災害補償)

第8条 救助搜索に従事した消防団員及び一般協力者に係る災害補償については、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条の7及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定に基づき支給する。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

14 美波町消防団設置条例

平成18年3月31日

条例第181号

(設置)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第1項の規定に基づき、美波町消防団(以下「消防団」という。)を設置する。

(定員)

第2条 消防団員(以下「団員」という。)の定数は320人として、その区分は次による。

団長	1人
副団長	6人以内
分団長	16人
副分団長	16人
班長	34人
団員	247人

(任免、服務及び給与)

第3条 団員の任免、服務及び給与については、この条例の定めるところによる。

(任用)

第4条 消防団長(以下「団長」という。)は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任用する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第7条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(退職)

第6条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(分限)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 第5条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第9条 分限及び懲戒に関する処分をするときは、これを書面でもって町長に報告をしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記し、団長署名押印の上、正副各1通を提出しなければならない。

(1) 処分を受ける者の氏名、生年月日、住所及び職業

(2) 処分を受ける者の所属分団及び階級

(3) 処分を受ける者の処分内容及び処分説明書

(服務規律)

第10条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、服務に就かななければならない。

第11条 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第12条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、副団長又はその他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第13条 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。

第14条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。

(2) 規律を厳守して上長の指揮命令のもとに上下一体事に当たらなければならない。

(3) 上下同僚の間互いに相敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。

(4) 職務に関し金品の寄贈又は饗応接待を受け、又はこれを請求することがあってはならない。

(5) 職務上知得した秘密を他に漏らしてはならない。

(6) 団員は、団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。

(7) 消防団又は団員の名義をもって、みだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。

(8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほか、これを使用してはならない。

(設備資材)

第15条 消防団の設備資材は、団長がこれを保管する。

2 設備資材を損傷又は亡失したときは、団長は、その事由を具して町長に届け出なければならない。

3 故意に設備資材を損傷又は亡失した者に対しては、町長は、これを賠償させることができる。

(給与)

第16条 団員には次の手当を支給する。

- (1) 年手当
- (2) 訓練手当
- (3) その他臨時必要と認めるもの

2 前項の手当は、別表のとおり支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の日和佐町消防団設置条例(昭和46年日和佐町条例第2号)又は由岐町消防団の定員、任免、服務、報酬等に関する条例(昭和42年由岐町条例第36号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年7月6日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月13日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月13日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第16条関係)

区 分	職 別	金 額
年 手 当	団 長	96,000円
〃	副 団 長	66,000円
〃	分 団 長	43,000円
〃	副 分 団 長	31,000円
〃	班 長	28,000円
〃	団 員	23,000円
訓 練 手 当	1回につき	2,500円
そ の 他 臨 時 手 当	1回につき	2,500円

15 美波町消防団規則

平成18年3月31日

規則第81号

(通則)

第1条 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、班長等の幹部（以下「幹部」という。）及びその他の団員を置く。

2 団長は、団の事務を統括し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、町長に対しその責めに任ずる副団長、分団長、副分団長、班長等の幹部は、団員の中から団長がこれを命免する。

第2条 団長に事故があるときは副団長が、団長及び副団長にともに事故があるときは団長の定める順序に従い分団長が団長の職務を行う。ただし、この場合において、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、副団長、分団長、副分団長及び班長の命免を行うことができない。

第3条 団長、副団長、分団長、副分団長及び班長の任期は、3年とする。ただし、後任者が任免されるまで在任する。

2 補欠による幹部の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の幹部は、再任されることができる。

第4条 分団の区域は、別表による。

(宣誓)

第5条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

宣 誓 書

私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の事務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

美波町消防団

氏 名

㊟

(水火災その他の災害出場)

第6条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める走行キロメートルに従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第7条 出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校、劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員及び消防職員以外は消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は一列縦隊で安全を保って走行しなければならない。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追い越してはならない。

第8条 消防団は、町長の許可を得ない町の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第9条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資料を最高度に活用して生命

身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

第10条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

(1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。

(消防団長は、消防長の所轄の下に行動しなければならない。)

(消防団長は、水防管理者の所轄の下に行動しなければならない。)

(2) 消防作業は、真摯に行わなければならない。

(3) 放水口数は最大限度に使用し消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び漏損を最小限度にとどめなければならない。

(4) 分団は相互に連絡協調しなければならない。

第11条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は町長（消防長）に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第12条 放火の疑いがある場合は、責任者は次の措置を講じなければならない。

(1) 直ちに町長（消防団長）及び警察職員に通報しなければならない。

(2) 現場保存に努めなければならない。

(3) 事件は慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えなければならない。

(教養及び訓練)

第13条 団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれが訓練を行わなければならない。

(表彰)

第14条 町長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合において、団員については、団長が表彰を行うことができる。

第15条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

(1) 水火災の予防又は鎮圧

(2) 消防施設強化拡充についての協力

(3) 水火災現場における人命救助

(4) 火災その他の災害時における警戒防御、救助に関し消防団に対してなした協力

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の日和佐町消防団規則（昭和46年日和佐町規則第2号）又は由岐町消防団の組織等に関する規則（昭和42年由岐町規則第26号）の規定によりなされた任命その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

分 団 の 担 当 区 域	
日 和 佐 第 1 分 団	1号水路から西、井ノ上までの区域
日 和 佐 第 2 分 団	1号水路から東、県道日和佐小野線から北の間と田井、恵比須浜の区域
日 和 佐 第 3 分 団	1号水路から東、県道日和佐小野線から南の区域
日 和 佐 第 4 分 団	桜町、奥潟、寺込区域
日 和 佐 第 5 分 団	赤松区域
日 和 佐 第 6 分 団	北河内区域
日 和 佐 第 7 分 団	西河内区域
日 和 佐 第 8 分 団	山河内区域
由 岐 第 1 分 団	志和岐区域
由 岐 第 2 分 団	東由岐区域
由 岐 第 3 分 団	西の地区域
由 岐 第 4 分 団	西由岐区域
由 岐 第 5 分 団	田井区域
由 岐 第 6 分 団	木岐区域
由 岐 第 7 分 団	阿部区域
由 岐 第 9 分 団	伊座利区域

16 災害時における相互応援協定書

三豊市と美波町（以下「協定自治体」という。）は、両市町の間で培われてきた友好都市交流の更なる充実を願い、友愛と相互扶助の精神に基づき、地震等の大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた市町（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急対策及び復旧対策（以下「応急措置」という。）が実施できない場合に、被災自治体の要請に応じ、被災自治体に対する応急措置を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定自治体の区域内において地震等の大規模な災害が発生し、被災自治体が独自では十分な応急措置が実施できない場合における、協定自治体相互の救援資機材等の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）応援、救助及び応急措置に必要な職員の派遣及び車両の提供
- （2）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （4）被災児童生徒の受入れ
- （5）被災者に対する住宅のあっせん
- （6）ボランティアのあっせん
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要望のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する被災自治体は、次の事項を明らかにし、電話等により要請するものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条各1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- （3）前条各2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）

第4条 応援を実施する市町（以下「応援自治体」という。）は、誠意をもってこれに対応し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

- 2 通信の断絶等により被災市町との連絡が不可能な場合で、災害の事態に照らし特に緊急を要するときは、応援自治体は、前条の要請を持たずに必要な応援を行うことができる。この場合において、被災市町から応援自治体へ前条の要請があったものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援自治体は、応分の負担をするものとする。

2 前項の負担費用の具体的な内容については、被災の程度、応援の実態等を考慮し、協定自治体間で協議して定めるものとする。

(連絡担当部課)

第6条 協定自治体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(資料の交換)

第7条 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(応援職員の指揮)

第8条 応援要請を受け派遣された職員が応援活動に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮下にて行動するものとする。

(災害補償等)

第9条 応援自治体の職員が応援業務に従事中、負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援自治体の負担とする。ただし、被災自治体において応急治療する場合の治療費は、被災自治体の負担とする。

2 応援自治体の職員が第三者に被害を与えた場合において、当該損害が応援活動に従事中に生じたときは被災自治体が、被災自治体への往復途中に生じたときは応援自治体が、その賠償の責めに任ずる。

(その後)

第10条 この協定に定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度両市町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、協定自治体が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月29日

徳島県海部郡美波町 美波町長 影治 信良

香川県三豊市 三豊市長 横山 忠始

17 海部郡消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、海部郡内において災害が発生した場合に、海部郡内の町がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、海部郡全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の町の応援を必要とするものとする。

(他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、町の長が別に消防組織法第39条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した町（以下「要請町」という。）の長が次の各号のいずれかに該当する場合に、他の町の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の町に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請町の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 支援内容
- (5) 必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員
- (6) 応援隊の希望到着日時及び集結場所
- (7) 支援期間
- (8) 災害現場の最高責任者の職・氏名及び連絡方法

3 要請町の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請した町の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた町（以下「応援町」という。）の長は、特別の理由がない限り、その所管する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援町の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を遅延なく要請町の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の最高責任者の職・氏名及び連絡方法

(2) 派遣する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員

(3) 出発時刻

3 応援町の長は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請町の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、要請町の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

2 要請町は、応援隊に対して十分に情報を提供することとする。

3 応援隊の長は、要請町と連絡を密にし、調整に努めることとする。

(報告)

第8条 応援町の長は、応援活動の結果を速やかに要請町の長に報告するものとする。

2 要請町の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援町の長に報告するものとする。

(経費負担)

第9条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

(1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援町の負担とする。

(2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請町の負担とする。

(3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係町の長が協議の上、定める。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、町間における連絡会議を開催するものとする。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、町の長が協議の上、行うものとする。

(適用)

第12条 この協定は平成25年2月1日から適用する。

この協定を締結するため、本書3通を作成し、町の長が記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年 2月 1日

美波町長 影治 信良

牟岐町長 福井 雅彦

海陽町長 五軒家 憲次

18 災害時における物資供給に関する協定書

美波町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものと

する。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 2月27日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1
美波町長 影治 信良

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

19 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

美波町（以下「甲」という。）と徳島南部電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の町有施設における電気設備の応急復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、美波町内において地震、風水害およびその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、町有施設における電気設備の応急復旧に関して、甲が乙に対して協力を求めるに当たって必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、美波町内に災害発生し、次に掲げる業務を遂行するために協力を要請することができる。

- （1）町有施設等の電気設備の応急復旧活動に関すること
- （2）応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること
- （3）その他甲が特に必要と認める業務に関すること

2 甲は、前項の要請を行うときは、応急復旧対策業務要請書（様式）第1号（以下「要請書」という）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り当該要請に協力するものとする。

（応急復旧作業後の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に応急復旧完了報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（災害復旧実施マニュアルの提示）

第5条 乙は甲の要請に対応するために、あらかじめ災害復旧を実施するためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（連絡責任者の指定）

第6条 この協定に定める協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」）を定め文書により報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した経費については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 3月13日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1
美波町長 影治 信良

乙 徳島県阿南市富岡町滝の下2の1
徳島南部電気工事業協同組合
理事長 湯浅 将器

20 災害時の協力に関する協定書

美波町（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（災害拠点病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する、この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 3月22日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1
美波町長 影治 信良

乙 徳島県徳島市寺島本町東2丁目29
四国電力株式会社
常務執行役員 徳島支店長 岡川 和彰

21 津波避難ビルとしての使用に関する協定書

徳島県南部総合県民局（以下「甲」という。）と美波町（以下「乙」という。）とは、甲の管理する庁舎を津波避難ビルとして使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、美波町内において津波が発生し、または発生する恐れがある場合に、甲の管理する施設を、住民が津波の危険から逃れ、緊急的、一時的に避難するための津波避難ビルとして利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、津波避難ビルとして住民に使用させるものとする。

施設名称	徳島県南部総合県民局 美波庁舎
所在地	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1
構造等	鉄筋コンクリート造3階建、鉄骨造3階建
建築年	昭和45年（平成12年耐震改修済み）

（使用範囲）

第3条 津波避難ビルとして使用する範囲は以下のとおりとする。

避難場所	（開庁時）屋上、3階301会議室 （閉庁時）3階ベランダ
入口	開庁時は1階各出入口、閉庁時は外側階段
物資の備蓄場所	3階多目的室

2 甲は、業務上の必要に応じて、前項の使用する範囲を変更することができる。

（物資の備蓄）

第4条 乙は、甲と協議のうえ、甲の指定する場所に防災用品等の物資を備蓄することができる。

（使用施設の構造設備変更等の報告）

第5条 甲は、使用施設の増改築等により当該施設に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、乙に連絡するものとする。

（使用期間）

第6条 津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。
なお、この施設の利用の終了、住民の退去については、乙が責任をもって対応するものとする。

（費用の負担）

第7条 施設の利用は無料とする。

2 使用施設を津波避難ビルとして使用したことにより生じた施設、備品等の汚損、紛失、毀損等は、乙が原状に回復し、またはその損害を賠償するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 住民が使用施設に避難する際及び避難中に発生した事故等については、甲は一切責任を負わないものとする。

(住民への対応)

第9条 使用施設は、地震発生時には南部圏域の災害対応拠点となるため、津波のおそれがなくなったときは速やかに施設の利用を終了するよう、乙が責任をもって住民に対応するものとする。

(住民への周知)

第10条 乙は、この協定について、住民に対し十分に周知するものとする。

(協議)

第11条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示のないときは、更に期間満了の日から翌日から1年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月5日

甲 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1
徳島県南部総合県民局長 鎌田 義人

乙 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1
美波町長 影治 信良

22 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、美波町内に地震・風水害その他による災害(武力攻撃災害及び緊急対策事態における災害を含む。)が発生した場合(以下「災害時」という。)に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、美波町(以下「甲」という。)と一般社団法人徳島県エルピーガス協会海部・那賀地区会(以下「乙」という。)との協力事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定で定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部(災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部)を設置し、乙に対して協力要請を行ったときに発動する。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(対象となる応急生活物資)

第4条 この協定の対象となる応急生活物資は、原則として別記1のとおりとする。

(要請手続及び連絡責任者)

第5条 この協定による協力要請手続は、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請手続を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 この協定に関する連絡責任者は、甲においては消防防災課長、乙においては地区長とする。

(費用等の負担)

第6条 第3条により乙が供給した応急生活物資の費用負担区分は、原則として別記2のとおりとする。

2 前項における甲が負担する費用は、災害時直前の適正なそれぞれの価格を基準にして、甲乙協議の上価格を決定し、算定をするものとする。

(設置場所の指定及び確認等)

第7条 甲は、乙が応急生活物資の供給及び運搬をしたときは、速やかにその設置場所を乙に指定し、設置後その確認を行い、乙からその引渡しを受けるものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の本部及び他地区会との連携を強化し、甲の要請に応じるよう体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又は何れか一方からの何らかの意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月26日

甲 美波町
美波町長 影 治 信 良

乙 一般社団法人徳島県エルピーガス協会海部・那賀地区会
地区長 三 浦 佳 展

23 大規模災害発生時における支援活動に関する協定書

美波町（以下「甲」という。）と有限会社西前工務店（以下「乙」という。）とは、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における情報提供や応急復旧、その他応急措置（以下「支援活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時における混乱した初期段階において、乙の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害で、美波町災害対策本部が設置され、震度6弱以上の地震やそれに伴う津波、風水害及びその他の大規模な災害が発生した場合
- （2）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（支援活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。

- （1）情報の収集、整理、提供
- （2）甲が管理する道路、河川、下水道及び建築物等（以下「公共施設」という。）の機能確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- （3）緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- （4）技術者の確保及び派遣
- （5）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時における応急対策のため緊急に支援を要する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、甲により前項の規定により協力要請を受けたときは、特別の事情がある場合を除き、甲の行う応急対策に協力するものとする。

（事前措置）

第5条 乙は、甲の要請に対し速やかに対応するため、次の各号に掲げる事項について事前措置を行うものとする。

- （1）支援体制の整備
- （2）情報収集体制の整備
- （3）出動可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき、乙に対しその協力を要請するときは、支援活動の内容、日時、場所及びその他必要な事項等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲により要請された支援活動を完了した時は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がない時は、口頭で報告し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。
- 3 情報提供等の出勤を伴わない支援活動については、無償を基本とする。

(損害の負担)

第9条 支援活動時に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。

(経費の請求)

第10条 乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、すみやかにその費用を支払うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、有効期間満了日までに双方、またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(施行)

第13条 この協定は、平成25年11月20日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年11月19日

甲 美波町奥河内字本村18番地1

美波町長 影治 信良

乙 美波町赤松字阿地屋19 - 4
有限会社西前工務店
代表取締役 西前 宏通

24 大規模災害発生時における支援活動に関する協定書

美波町（以下「甲」という。）と西山組（以下「乙」という。）

とは、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における情報提供や応急復旧、その他応急措置（以下「支援活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時における混乱した初期段階において、乙の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害で、美波町災害対策本部が設置され、震度6弱以上の地震やそれに伴う津波、風水害及びその他の大規模な災害が発生した場合
- （2）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（支援活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。

- （1）情報の収集、整理、提供
- （2）甲が管理する道路、河川、下水道及び建築物等（以下、「公共施設」という。）の機能確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- （3）緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- （4）技術者の確保及び派遣
- （5）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時における応急対策のため緊急に支援を要する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、甲により前項の規定により協力の要請を受けたときは、特別の事情がある場合を除き、甲の行う応急対策に協力するものとする。

（事前措置）

第5条 乙は、甲の要請に対し速やかに対応するため、次の各号に掲げる事項について事前措置を行うものとする。

- （1）支援体制の整備
- （2）情報収集体制の整備
- （3）出動可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1甲の規定に基づき、乙に対しその協力を要請するときは、支援活動の内容、日時、場所及びその他必要な事項等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲により要請された支援活動を完了した時は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がない時は、口頭で報告し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。
- 3 情報提供等の出勤を伴わない支援活動については、無償を基本とする。

(損害の負担)

第9条 支援活動時に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。

(経費の請求)

第10条 乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、すみやかにその費用を支払うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、有効期間満了日までに双方、またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(施行)

第13条 この協定は、平成25年11月20日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年11月19日

甲 美波町奥河内字本村18番地1

美波町長 影治 信良

乙 美波町北河内字久望179

西山組

代表者 霜原 圭介

25 大規模災害発生時における支援活動に関する協定書

美波町（以下「甲」という。）と富田建設（以下「乙」という。）とは、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における情報提供や応急復旧、その他応急措置（以下「支援活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時における混乱した初期段階において、乙の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害で、美波町災害対策本部が設置され、震度6弱以上の地震やそれに伴う津波、風水害及びその他の大規模な災害が発生した場合
- （2）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（支援活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。

- （1）情報の収集、整理、提供
- （2）甲が管理する道路、河川、下水道及び建築物等（以下「公共施設」という。）の機能確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- （3）緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- （4）技術者の確保及び派遣
- （5）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時における応急対策のため緊急に支援を要する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、甲により前項の規定により協力要請を受けたときは、特別の事情がある場合を除き、甲の行う応急対策に協力するものとする。

（事前措置）

第5条 乙は、甲の要請に対し速やかに対応するため、次の各号に掲げる事項について事前措置を行うものとする。

- （1）支援体制の整備
- （2）情報収集体制の整備
- （3）出動可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき、乙に対しその協力を要請するときは、支援活動の内容、日時、場所及びその他必要な事項等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲により要請された支援活動を完了した時は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がない時は、口頭で報告し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。
- 3 情報提供等の出勤を伴わない支援活動については、無償を基本とする。

(損害の負担)

第9条 支援活動時に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。

(経費の請求)

第10条 乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、すみやかにその費用を支払うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、有効期間満了日までに双方、またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(施行)

第13条 この協定は、平成25年11月21日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年11月20日

甲 美波町奥河内字本村18番地1

美波町長 影治 信良

乙 美波町伊座利346-12

富田建設

代表者 富田 一利

26 津波緊急一時避難建築物の使用に関する協定書

美波町（以下「甲」という。）と徳島海上保安部（以下「乙」という。）は、津波発生時に緊急避難の必要が生じたとき、乙が管理する「日和佐地方合同庁舎」（以下「対象施設」という）を津波緊急一時避難建築物（以下「緊急避難建築物」という）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津波発生時、または発生するおそれがある場合において、町民等の緊急一時的な避難場所として、乙が管理する対象施設の一部を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用範囲）

第2条 この協定により一時使用する対象施設の範囲は屋上、3階廊下及び2階から3階の階段とし入居官庁の専有部分は除くものとする。

（使用期間）

第3条 避難者が対象施設を緊急避難建築物として使用する期間は、緊急に避難が必要な津波が発生するおそれが生じた時から、甲乙双方が緊急避難建築物としての役割が終了した時までとする。ただし、甲乙双方の連絡が不通の時は、乙が国、県または他の機関からの救助・支援等が確認できた場合をもって役割が終了した時とみなす。

（緊急避難建築物の使用等にかかる留意事項の周知）

第4条 甲は、緊急避難建築物の使用等に関し、町民等に対し次の事項の周知に努める。

- (1) 津波からの避難は、甲が発令する避難勧告等に従って、早期に安全な場所へ避難することが基本であること。
- (2) 緊急避難建築物は、全ての避難者の確実な収容が保証されるものではないこと。
- (3) 緊急避難建築物は、前条に定める期間において一時的に使用するものであり、避難者の滞在等を対象としたものではないこと。
- (4) 避難者は、入居官庁職員の指示・誘導に従い行動することとする。
- (5) 平常時において、町民等は、施設管理者等の許可なく緊急避難建築物に立ち入ってはならないこと。

（費用負担）

第5条 対象施設を緊急避難建築物として使用する場合等の費用は無償とする。

（利用者責任）

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

（施設・備品の損壊補償）

第7条 緊急避難建築物としての使用により、対象施設及び備品に損壊を生じた場合は、甲・乙が協議のうえ決定し、原則として、甲が原状復旧に要する費用を負担する。

(緊急避難建築物の公開等)

第8条 甲が緊急避難建築物としての表示板等を対象施設に設置することについて、乙は了承するものとし、設置場所については、甲・乙が協議のうえ決定するものとする。

2 緊急避難建築物としての表示板等の設置に当たっては、別途使用許可の申請を行うものとする。
なお使用料は無償とする。

3 乙は、甲が対象施設を緊急避難建築物として甲の広報誌その他の方法により公表することについて、了承するものとする。

4 前1、3項にかかる費用については、甲が負担する。

(施設変更等の報告)

第9条 乙は、対象施設の増改築により使用可能場所の増減が生じた場合、また、廃止等により緊急避難建築物として使用できなくなった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定終結日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲・乙のいずれ側からも文書による協定終了の通知がないときは、引き続き1年間更新するものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 9月 3日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1
美波町
美波町長 影治 信良

乙 徳島県小松島市小松島町字外開1-11
徳島県海上保安部
部長 島谷 邦博

27 災害時における物資供給に関する協定書

美波町（以下「甲」という。）と「社会福祉法人 柏涛会」（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、（以下、「災害時」という。）において甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、企画、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引き渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が、行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬の経費は、甲が負担するものとする。

る。

2 前条に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等の情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、乙又は甲が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2つ作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年12月 5日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1
美波町長 影治 信良

乙 徳島県海部郡美波町北河内字本村344-1
社会福祉法人 柏涛会
理事長 市塚 克己

28 災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定に関し、美波町（以下、「甲」という。）が公益社団法人徳島県建築士会海部地域会（以下、「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「判定士」とは、徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（平成7年11月1日施行）第1条に定める徳島県地震被災建築物応急危険度判定士をいう。

(協力要請)

第3条 この協定による協力要請手続は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によって協力を要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 美波町で震度5強以上の地震が発生した場合は、甲から乙に対して協力要請を行ったとみなすものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定による協力要請があったときは、速やかにその要請に応えるものとする。

(報告)

第5条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について、甲に文書で報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定の結果
- (2) 応急危険度判定に従事した人員ごとの従事時間
- (3) 応急危険度判定従事中に知り得た災害情報
- (4) その他必要な事項

(協力のための準備)

第6条 乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲からの要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。

3 乙は、あらかじめ、この協定に基づく応急危険度判定に従事する判定士の登録番号、氏名、連絡先（住所、電場番号）等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

(支援体制の整備)

第7条 公益社団法人徳島県建築士会（以下「丙」という。）は、乙を支援し、乙が甲の要請に応じられるよう支援体制の整備に努めるものとする。

(訓練への協力)

第8条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙及び丙は可能な限りこれに協力するも

のとする。

2 乙及び丙が訓練を行うときは、甲は可能な限りこれに協力するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、自動的に1年延長され、以降同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

第11条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月27日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1
美波町長 影治 信良

乙 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村10-10
有限会社ヨコオ建築工房内
公益社団法人 徳島県建築士会海部地域会
地域会長 横尾 政明

丙 徳島県徳島市富田浜2丁目10番地
公益社団法人徳島県建築士会
会長 佐藤 幸好

29 美波町とアムダとの大規模災害時の支援に関する協定書

(趣旨)

第1条 美波町(以下、甲という。)と特定非営利活動法人アムダ(以下、乙という。)とは、美波町内で大規模な災害が発生した場合の支援と受け入れに関して必要な事項を定める。

(支援の要請)

第2条 美波町内で大規模災害が発生した時、甲は、乙に対して必要な支援を要請する。ただし、甲の被害が甚大で、甲が乙に支援を要請できない場合は、乙の判断で支援を行うことができる。

(支援内容)

第3条 乙が提供する支援は、次のとおりとする。

- (1) 医師、看護師、調整員等の派遣による被災者への医療、公衆衛生等の分野の活動
- (2) 被災者の救援、生活再建に関する諸活動
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者支援に関して甲と乙が協議した事項

2 甲は、乙が支援活動を円滑に行うことができるよう、関係機関と調整の上、必要な事項を乙に報告するものとする。

(訓練・研修・交流事業等)

第4条 甲と乙は、大規模災害時の支援のため、相互に協力して事前に必要となる環境整備を推進するとともに、定期的に以下の活動を実施するものとする。

- (1) 大規模災害時を想定した支援ならびに受け入れ訓練
- (2) 防災・減災に関する研修事業
- (3) 相互連携の強化に資する交流事業等

(緊急救援活動等に対する支援職員の派遣)

第5条 甲は、受援力の向上ならびに乙の活動支援のため、美波町以外における乙の緊急救援活動等に対し、必要に応じて支援職員を派遣するものとする。支援職員の費用については、法令その他に特段の定めがある場合のほか、甲の負担とする。

(連絡担当者)

第6条 第2条に規定する要請をはじめ、第4条の訓練等、第5条の支援職員の派遣等が確実かつ円滑に行われるよう、あらかじめ甲乙双方に連絡担当者を定めておくものとする。連絡担当者に変更があった時には、速やかに相手側に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し必要な事項は、甲乙双方で協議の上、決定するものとする。

(効力の発生)

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有する。

平成27年2月3日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地
美波町長

影 治 信 良

乙 岡山県岡山市北区伊福町3丁目31番地1号
特定非営利活動法人アムダ
AMD Aグループ代表

管 波 茂

30 災害発生時における美波町及び美波町内郵便局並びに阿南郵便局の協力に関する協定

徳島県海部郡美波町(以下「甲」という。)と美波町内郵便局(別表に掲げる郵便局、以下「乙」という。及び阿南郵便局(以下「丙」という。))は、美波町内に発生した地震その他による災害時において、甲と乙並びに丙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙並びに丙は、美波町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙並びに丙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 丙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時的郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち協力できる事項
(注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙並びに丙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲及び乙並びに丙の三者で協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙並びに丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙並びに丙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 美波町消防防災課長
- 乙 日本郵便株式会社日和佐郵便局長
- 丙 日本郵便株式会社阿南郵便局長

(協言義)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙並びに丙の三者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年6月1日から2016年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙並びに丙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日の翌日から起算し、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙並びに丙が押印の上、各自1通を保有する。

2015年6月1日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1

美波町長

影治 信良

乙 徳島県海部郡美波町日和佐浦119-4

美波町内郵便局

代表 日本郵便株式会社 日和佐郵便局長

北村 禎章

丙 徳島県阿南市富岡町滝ノ下4-2

日本郵便株式会社 阿南郵便局長

山田 正雄

31 大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書

美波町、牟岐町、海陽町及び海部郡町村会(以下、「甲」という。)と徳島弁護士会(以下、「乙」という。)は、海部郡内に大規模な地震等の災害又は事故(以下「大規模災害等」という。)が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、海部郡内で大規模災害等が発生した場合において、乙が甲から要請を受けるなどして乙が実施する相談業務等の支援等に関し必要な事項を定める。

(相談業務従事者の派遣要請)

第2条 甲が乙に対し、大規模災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者(以下、「従事者」という。)を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

(相談その他の活動内容)

第3条 相談の内容については、大規模災害等に起因して法的知見を要する事項全般についての助言とし、その他の活動については、甲乙が別途協議する。

(相談等の実施方法)

第4条 乙が第3条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上定めるとともに、甲は、その広報に協力するものとする。

(連絡調整及び情報提供)

第5条 乙が、第3条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第3条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が有する被災者に対する支援情報等の情報が必要となった場合、甲乙協議のうえ、甲は、これを乙に提供するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

(平常時からの連携)

第7条 甲及び乙は、平常時から、災害時の相談のための情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(相談料)

第8条 相談者の相談料は無料とする。ただし、法テラスの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

(謝礼)

第9条 第3条及び第7条に基づく甲の乙又は従事者に対する謝礼の有無及び金額については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(乙独自の相談活動への協力)

第10条 乙が、大規模災害等の状況に照らし、第2条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、第4条及び第5条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であつて、後に、甲からの要請があつた場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があつたものとみなす。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が第2条(第10条第2項により事後に甲から要請があつた場合を含む。)に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

平成27年7月8日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1

美波町

美波町長 影 治 信 良

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4

牟岐町

牟岐町長 福 井 雅 彦

徳島県海陽町大里字上中須128番地

海陽町

海陽町長 前 田 恵

徳島県海部郡牟岐町大字内妻字白木139番地1

海部郡町村会

会 長 福 井 雅 彦

乙 徳島県徳島市新蔵町1丁目31番地

徳島弁護士会

会 長 上 地 大 三 郎

32 災害発生時の移動金融サービス支援に関する協定書

(目的)

第1条 美波町(以下、「甲」という。)と株式会社阿波銀行(以下、「乙」という。)は、災害発生時に、被災した地域に乙が行う移動店舗車両による金融サービスの円滑な提供に資するため、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第2条 本協定において、「災害発生時」とは、大規模地震、津波、大雨・洪水、新型インフルエンザ等の重大な感染症のまん延、テロ等を要因として、被災地域の金融機能の維持に大きな支障が発生する状態をいう。

(支援の開始)

第3条 被災地からの金融サービスの提供要請または乙の判断に基づき、甲乙間で支援の可否等について協議のうえ、乙は移動店舗車両の出動を決定するものとし、支援は移動店舗車両現地到着後開始するものとする。

(支援の内容)

第4条 本協定における支援は、次のとおりとする。なお、支援の水準は、状況に応じて、甲が対応可能な範囲とする。

- (1) 甲乙間で定めた場所での移動店舗車両の駐車スペースの提供
- (2) 移動店舗車両への商用電源(100V)の提供
- (3) 燃料の提供
- (4) その他必要な支援

(費用負担)

第5条 支援に要した費用等については、甲乙間で協議し、決定するものとする。

(平時の連携)

第6条 甲および乙は、大規模災害発生時の支援を円滑に行うため、平時から連携して次に掲げる取り組みを行う。

- (1) 連絡体制の整備、維持
- (2) 共同訓練の実施および対策強化
- (3) 担当者による情報交換

(秘密保持)

第7条 甲および乙は、本協定における支援および平時の連携において知り得たお互いの業務に関する情報を、相手方の許可なく第三者に開示、漏洩または使用してはならない。ただし、個人情報以外の次に掲げる情報を除く。

- (1)相手方から情報を受ける前に既に保有していたもの
- (2)相手方から情報を受ける前に既に公知となっているもの
- (3)相手方から情報を受けた後に互いの責によらず公知となったもの
- (4)相手方から情報を受けた後に正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (5)法令により開示をもとめられたもの

なお、本協定が効力を失った後も、本条項に基づく秘密保持の義務を負う。

(他の協定との関係)

第8条 本協定は、甲および乙が第三者との間で締結する災害時等の協力に関する協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了日までに甲および乙から特段の意思表示がない場合には、更に1年間効力を延長させるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定書の改廃、および本協定書に定めのない事項または本協定書の解釈に関して疑義が生じた場合には、甲および乙は誠実に協議して、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地
美波町長 影治 信良

乙 徳島県徳島市西船場町二丁目24番地の1
株式会社阿波銀行
取締役頭取 岡田好史

33 津波避難ビルとしての使用に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と美波町（以下「乙」という。）とは、甲の管理する庁舎を津波避難ビルとして使用することに関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、美波町内において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の管理する施設を、住民が津波の危険から逃れ、緊急的に、一時的に避難するための津波避難ビルとして利用するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、津波避難ビルとして住民に使用させるものとする。

施設名称	徳島県立農林水産総合技術支援センター 水産研究課美波庁舎 研究・防災棟
所在地	海部郡美波町日和佐浦 1-3
構造等	鉄骨造 3階建
建築年	平成 28 年

（使用範囲）

第3条 津波避難ビルとして使用する範囲は以下のとおりとする。

避難場所	屋上
入口	使用施設外側の避難階段
物資の備蓄場所	3階 資料保管室

2 甲は、業務上の必要に応じて、前項の使用する範囲を変更することができる。

（物資の備蓄）

第4条 乙は、甲と協議の上、甲の指定する場所に防災用品等の物資を備蓄することができる。

（使用施設の構造設備変更等の報告）

第5条 甲は、使用施設の増改築等により当該施設に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、乙に連絡するものとする。

（使用期間）

第6条 津波警報が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。なお、この施設の利用の終了、住民の退去については、乙が責任をもって対応するものとする。

（費用の負担）

第7条 施設の利用は無料とする。

2 使用施設を津波避難ビルとして使用したことにより生じた施設、備品等の汚損、紛失、毀損等は、乙が原状に回復し、又はその損害を賠償するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 住民が使用施設に避難する際及び避難中に発生した事故等については、甲は一切責任を負わないものとする。

(住民への周知)

第9条 乙は、この協定について、住民に対し十分周知するものとする。

(協議)

第10条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示のないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 1月30日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1
美波町長 影治 信良

34 GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と美波町長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有する GPS 波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対し GPS 波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第2条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第3条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点等は、別図「GPS 波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第4条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第5条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性があり、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から情報提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において美波町組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで美波町の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により美波町の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第6条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

- 2 機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。
- 3 機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第7条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第8条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第9条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成30年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時はさらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定締結の証として本書の2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 6月 1日

甲 国土交通省 四国地方整備局 次長 元野 一生

乙 美波町長 影治 信良

別表

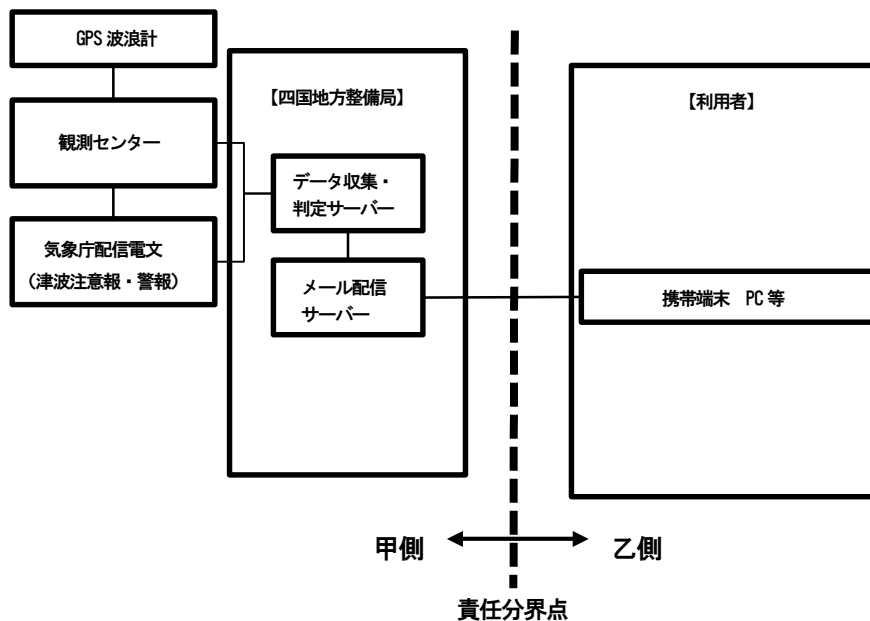
分掌系統表

平成29年6月1日

区分	分掌	所属	役職	連絡先	その他
四国地方整備局	統括責任者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長	skr-88-6551@docomo.ne.jp TEL:090-5279-2449	
	連絡責任者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長補佐	skr-88-6352@docomo.ne.jp TEL:090-8976-1105	
	連絡担当者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課 防災技術係長 沿岸安全係長	skr-88-6561@docomo.ne.jp TEL:090-8970-4838 skr-88-6566@docomo.ne.jp TEL:090-5147-8955	
美波町	配信先 統括責任者	副町長	山路 和秀	kazuhide.yama.ji10703@docomo.ne.jp TEL:090-3181-4316	
	配信先 連絡担当者	消防防災課	係長 小笠 雅信	oobaeking@docomo.ne.jp TEL:090-5145-8053	
	配信先	消防防災課	課長 近藤 和人	kazu-bimota2932@ezweb.ne.jp TEL:090-8696-4676	

別図

GPS 波浪計観測情報配信システム情報提供系統図



35 大規模災害発生時における相互協力に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と美波町（以下「乙」という。）は、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、福井町自主防災連絡会（以下「丙」という。）と美波町自主防災会連合会（以下「丁」という。）の間における避難所の開設及び避難者の受け入れ等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に、甲が管理する福井南小学校（休校中）等（以下、「避難所」という。）を利用して避難所を開設する場合、丙と丁が主体となり、当該避難所の開設・運営等に当たるとともに、甲と乙についても避難所運営に関する相互支援について、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1項に規定する災害で、美波町災害対策本部が設置され、震度6弱以上の地震やそれに伴う津波、風水害及びその他大規模な災害が発生した場合。
- (2) その他前号と同程度の災害で、乙が甲の協力が必要であると認めた場合。

（協力の要請）

第3条 乙は、前条に定める災害が発生し、避難の必要が生じたときは、避難所の開設・運営等について甲に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による要請を受けたときは、直ちに丙に連絡するものとする。

（協力体制等）

第4条 前条の要請に基づき、避難所への避難が可能となった場合において、丙と丁は協力の上、当該避難所を直ちに開設し、速やかに避難所を受け入れる準備を行うものとする。なお、避難者の受け入れについては、丙の避難者を優先するとともに丁の避難者に関しては、受入可能な範囲で行うものとする。

2 避難所に必要な備蓄品及び資機材等については、甲と乙が協議の上、必要な備蓄品の及び資機材等を整備するものとする。

3 その他丙と丁が互いに協力出来る範囲において相互協力を行うものとする。

（訓練・研修・交流事業等）

第5条 丙と丁は、定期的に以下の活動の実施に努めるとともに、甲と乙は、大規模災害時の相互協力を円滑に行うため、平時より相互に協力して活動を支援するものとする。

- (1) 大規模災害時を想定した支援並びに受入訓練
- (2) 防災、減災に関する研修事業
- (3) 相互連携の強化に資する交流事業

(受入対象期間)

第6条 受入対象期間は、避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、いずれかの事業者から他の当事者に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の証として、本書4通を作成し、甲乙丙丁記入押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年6月29日

甲 阿南市
阿南市長 岩浅 嘉仁

乙 美波町
美波町長 影治 信良

丙 福井町協議会
福井町自主防災連絡会
会 長 大開 覚

丁 美波町自主防災会連合会
会 長 酒井 勝利

36 災害時における復旧支援協力に関する協定

(標準形Ⅲ)

(下水道法第15条の2に基づく協定)

災害時における復旧支援協力に関する協定

徳島県美波町(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「乙」という。)とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設(以下「協定下水道施設」という。)が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃、修繕)
 - (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は徳島県美波町建設課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部とする。
- 3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用)

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

- 2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

- 2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
- 3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。
- 3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年 3月5日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1
美波町
町長 影治 信良

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

37 美波町における津波防災まちづくりの推進に向けた協定書

美波町(以下「甲」という。)と独立行政法人都市再生機構(以下「乙」という。)は、美波町の津波防災まちづくりを推進するため、次のとおり協力協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、美波町における津波防災まちづくりについて、甲乙相互に連携して推進することを目的とする。

(役割分担等)

第2条 乙は、甲が実施する津波防災まちづくりの推進について、公的施設の高台移転への技術的な助言等を通じて、支援を行うものとする。

2 乙は、甲への支援を通じて、南海トラフ巨大地震に対応した事前復興まちづくり支援に関する知見(以下「知見」という。)を得ることとし、甲は、これに必要な情報提供等の協力を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、甲及び乙は、双方が必要と認める事項について、協力するものとする。

4 第1項の支援において、乙が要した旅費等については、甲が負担する。ただし、乙が知見を得るために要した費用は、乙が負担するものとする。

5 甲及び乙は、前4項の実施に関し必要な事項について、甲乙協議の上、各年度ごとに別途協定を締結するものとする。

(有効期間)

第3条 本協定は、締結の日から平成33年(2021年)3月31日まで効力を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、甲乙協議の上、必要な範囲で本協定の有効期間を延長することができる。この場合において、本協定に必要な変更を併せて検討するものとする。

(その他)

第4条 甲及び乙は、本協定による協力を通じて知り得た情報を、本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、甲乙協議の上、津波防災まちづくりの推進のため必要であると認められた場合は、この限りでない。

2 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 3月20日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1
美波町
町長 影治 信良

乙 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構 西日本支社
理事・支社長 西村 志郎

38 大規模災害発生時における相互協力に関する協定書

那賀町（以下「甲」という。）と美波町（以下「乙」という。）は、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、避難所の開設及び避難者の受け入れ等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県及び市町村の災害時相互応援協定第2条（3）に基づき大規模災害発生時において、甲又は乙が管理する公共施設及びその他の施設等（以下、「避難所」という。）を避難所として開設し、甲乙いずれかが避難所として利用する場合において、避難施設に関する相互支援について必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1項に規定する災害で、甲、乙いずれかに災害対策本部が設置され、震度6弱以上の地震やそれに伴う津波による被害、風水害及びその他大規模な災害が発生した場合であって、甲乙間の協力が必要となるものをいう。

（利用施設）

第3条 この協定において避難施設として利用する施設は、次の各号に掲げる施設を基本として避難者の受け入れを行うとともに次の施設で不足を生じる場合は、甲乙協議の上、他の利用可能な施設を提供するものとする。

（1）那賀町

（ア）B&G海洋センター体育館 那賀町百合字松の木168番地1

（イ）日野体育館 那賀町大久保字中西26番地

（2）美波町

（ア）赤松防災拠点施設 美波町赤松字阿地屋41番地1

（イ）赤松基幹集落センター 美波町赤松字阿地屋379番地4

（協力の要請）

第4条 乙は、第2条に定める災害が発生し、避難の必要が生じたときは、避難所の開設等について甲に対し協力を要請するものとする。

2 甲において災害が発生した場合についても同様に乙に協力を要請するものとする。

（協力体制等）

第5条 前条の要請に基づき、避難所への避難が可能となった場合において、甲又は乙は、第3条に規定する避難所を直ちに開設し、速やかに避難者を受け入れる準備を行うものとする。なお、避難者の受け入れについては、地元の避難者を優先するとともに依頼先の避難者に関しては、受入可能な範囲で行うものとする。

2 避難所に必要な備蓄品及び資機材等については、甲と乙が協議の上、必要な備蓄品及び資機材等を整備するものとする。

(受入対象期間)

第6条 受入対象期間は、避難所として必要な期間とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、本協定の相手方に文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月12日

甲 那賀町長 坂口 博文

乙 美波町長 影治 信良

39 大規模災害に係る事前復興まちづくり及び被災箇所への助言に関する協定

美波町（以下「甲」という。）と徳島県技術士会（以下「乙」という。）は、事前復興まちづくりに対する支援ならびに地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における被災箇所への助言（以下「助言」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平常時ならびに大規模災害時において、乙の会員（以下「会員」という。）の技術支援を得て、甲の推進する事前復興まちづくりをはじめ、甲の管理する道路、下水道等の公共施設（工事中等の施設含む。以下「公共施設」という。）に関し、甲から乙に対して助言を要請する場合に必要な事項を定め、もって、被害の拡大防止と町の早期復興、町の持続可能性の向上に資することを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）甲が想定する大規模災害
- （2）災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1項に規定する災害で、美波町災害対策本部が設置され、震度6弱以上の地震やそれに伴う津波、風水害及びその他の大規模な災害が発生した場合
- （3）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（乙の支援内容）

第3条 平常時において、甲の事前復興まちづくりを推進するため、乙は以下の支援を実施する。

- （1）事前復興まちづくりのための情報交換や研鑽
- （2）防災訓練、講演会等の実施
- （3）その他、事前復興まちづくりに資する活動

2 大規模災害が発生した場合、甲の応急対策等を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき次の支援を実施する。

- （1）甲の要請した被災箇所に対する助言
- （2）災害時の情報の活用に関する支援
- （3）復興計画段階での助言
- （4）その他、甲が必要とし、乙が支援しうる活動

（大規模災害時における支援要請）

第4条 甲は、大規模災害時における応急対策等のため、助言の必要が生じたときは、乙に対し支援を要請するものとする。

2 乙は、甲により前項の規定に基づく支援要請を受けたときは、特別な事情がある場合を除き、甲に行う応急対策等に協力するものとする。

(事前措置)

第5条 乙は、甲の要請に対し速やかに対応するため、次の各号に掲げる事項について事前措置を行うものとする。

- (1) 支援体制の整備
- (2) 情報収集体制の整備
- (3) 出動可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

(要請の方法)

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき、乙に対しその支援を要請するときは、支援活動の内容、日時、場所及びその他必要な事項等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲により要請された支援活動を完了した時は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がない時は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 従事者名簿
- (2) 活動年月日
- (3) 活動場所
- (4) 活動内容
- (5) 活動に要した費用
- (6) その他必要な事項

(経費の負担)

第8条 乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域での適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする
- 3 情報提供等の出動を伴わない支援活動については、無償を基本とする。

(損害の負担)

第9条 支援活動時に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。

(経費の請求)

第10条 乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(出動する会員の身分)

第11条 会員には、前もって乙の責任においてボランティア保険等の必要な保健をかけた上で出動させるものとする。

(車両の通行)

第12条 甲は、乙が第2条に基づき会員の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、有効期間満了日までに双方、またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(施工)

第15条 この協定は、令和元年12月20日から施工する。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年年12月20日

甲 徳島県海部郡美波町奥川内字本村18番地1
美波町長 影冶 信良

乙 徳島県徳島市応神町応神産業団地3番地1
徳島県技術士会
会長 富士 達夫

40 災害時における宿泊施設利用に関する協定

美波町（以下「甲」という。）とホテル白い燈台（以下「乙」という。）とは、美波町内において地震、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生する可能性がある場合、もしくは発生した場合に、避難者の受入れの支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲から避難者の受入れ要請を受けた乙は、この協定に基づき、乙に文書で受入れ要請を行う。

2 受入れ申請を受けた乙は、可能な限り避難者を受入れるものとし受入れ可能人数及び部屋数を甲に文書で伝えるものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、緊急の場合には口頭で要請の伝達をすることができるものとする。

（受入方法等）

第2条 甲は、乙からの情報に基づき、甲に対し宿泊施設の情報提供をするものとする。

（受入期間）

第3条 宿泊施設への受入期間は、甲と乙が協議の上別途定める。

（宿泊費用）

第4条 宿泊費用については、災害時に甲と乙が協議するものとする。

（帰宅困難者への支援）

第5条 乙は帰宅困難者に対し、宿泊施設において自主的に水、トイレ等を提供するものとする。

2 前項に要した費用については、当該提供を行った者が負担するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面にて行わない限りは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定が更新される。それ以降についても同様に更新されるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

この協定の証として、この証明書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年6月1日

甲 徳島県美波町奥川内字本村18番地
美波町長 影冶 信良

乙 徳島県海部郡美波町日和佐浦445番地
ホテル白い燈台
代表取締役 ジミー T.オカダ

41 災害に係る情報発信等に関する協定

美波町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、美波町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、美波町が美波町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ美波町の行政機能の低下を軽減させるため、美波町とヤフーが互いに協力して様々な取り組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、美波町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、美波町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、美波町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 美波町が、美波町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 美波町が、美波町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 美波町が、災害発生時の美波町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 美波町が、美波町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 美波町が、美波町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 美波町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、美波町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取り組みを随時実行するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく美波町およびヤフーの対応は別段合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、美波町から提供を受ける情報について、美波町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、美波町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し任期満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、美波町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、美波町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年1月14日

美波町：徳島県海部郡美波町奥川内字本村18番地1
美波町
美波町長 影治 信良

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

42 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土交通省国土地理院と徳島県美波町は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び美波町が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに町勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び美波町は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び美波町は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び美波町は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び美波町は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び美波町のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年4月26日

茨城県つくば市北郷1番
国土交通省地理院長
野田 勝

徳島県海部郡美波町奥川内字本村18番地1
徳島県美波町長
影治 信良

43 海部郡3町と徳島トヨペットグループとの包括連携協定書

美波町（以下「甲」という。）牟岐町（以下「乙」という。）海陽町（以下「丙」という。）と徳島トヨペットグループ（以下「丁」という。）とは相互に連携・協力し、地域の一層の活性化ならびに住民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲・乙・丙と丁がパートナーとして、丁のネットワークを活用した取り組みにより地域の安全・安心の担保および、成長・発展を図ることを目的とする。

（連絡事項）

第2条 甲・乙・丙および丁は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について、連携・協力して取り組むものとする。

- （1）安全・安心なまちづくりに関すること
- （2）産業振興・交流に関すること。
- （3）その他、地域の活性化等に関すること

2 甲・乙・丙および丁、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な取り組み内容、実施方法および費用負担その他の条件については、甲・乙・丙・丁協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 丁は、第1項に定める事項の一部を、甲・乙・丙と協議のうえ、丁の関係事業者を実施させることができるものとする。この場合においては、原則として、当該関係事業者を当事者に加え、甲と乙との協議により各当事者の責任の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

（機密の保持）

第3条 甲・乙・丙および丁、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（個人情報の取扱い）

第4条 甲・乙・丙および丁は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59条）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適切に取り扱うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲・乙・丙または丁のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲・乙・丙および丁は、自治体と民間事業者との事業連携協定等に関する実施要領を遵守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

（実績報告）

第7条 丁は、本協定に基づいた当年度の連携事業の報告書を各町長に提出するものとする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義が生じたときは、甲・乙・丙および丁が誠意をもって協議のうえ決定する。また、甲・乙・丙または丁のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲・乙・丙および丁が署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年11月29日

甲 徳島県海部郡美波町奥川内字本村18-1
美波町長 影治 信良

乙 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町長 枅富 治

丙 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128
海陽町長 三浦 茂貴

丁 徳島県徳島市昭和町8-7
徳島トヨペットグループ代表
徳島トヨペット株式会社
代表取締役社長 玉置 潔

【徳島トヨペットグループ一覧】

◇徳島トヨペット株式会社 ◇トヨタL&F徳島株式会社 ◇株式会社ジェームス徳島
◇阿波交通株式会社 ◇徳島南部陸運株式会社

44 災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書

美波町（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における廃棄物の処理等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平成22年3月25日に徳島県、社団法人徳島県産業廃棄物処理協会（平成31.4.1より一般社団法人徳島県産業資源循環協会へ名称変更）、徳島県市長会及び徳島県町村会と締結した「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」（以下「協力協定書」という。）により、徳島県が甲の協力要請に基づき、乙に対して協力要請をした災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去や処理等に関して必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 災害の発生により、災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務（以下「処理等」という。）について、甲の指示に従い乙が実施するものとする。

（実施体制）

第3条 甲及び乙はこの協定に基づく災害時における具体的な実施の内容について継続的に協議を行い、実効性のある体制を構築していくものとする。

2 乙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平時から乙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努める。

（情報提供）

第4条 甲は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に被災、復旧の状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。

2 甲は、乙に対し地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。

3 乙は、災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、あらかじめ甲に報告するものとする。

（災害廃棄物等の処理等の実施）

第5条 乙は、協力協定書に基づき徳島県から要請を受けた時は、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、次の事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。

（2）災害廃棄物等の再生利用及び再資源化に配慮した計画とすること。

2 乙は、災害廃棄物等の処理等を終了した時は、実施期間、処理内容等の甲が必要とする事項を記載した書面により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が実施した災害廃棄物等の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

2 費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(個別契約書の締結)

第7条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理等の支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては美波町住民生活課、乙においては一般社団法人徳島県産業資源循環協会事務局とする。

(緊急連絡網)

第9条 甲及び乙は緊急連絡網を別途作成し、それぞれ保有するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年1月13日

甲 美波町
美波町長 影治 信良

乙 徳島県徳島市昭和町3丁目35番1
一般社団法人 徳島県産業資源循環協会
会 長 岸 史郎

第5章 様式

節	頁
1 自衛隊派遣要請文書様式	203
2 自衛隊撤収要請文書様式	204
3 災害中間報告・災害確定報告	205
4 災害報告記入要領	206
5 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書様式	209
6 災害等状況報告書様式	210
7 緊急消防援助隊応援要請連絡様式	211
8 避難情報の放送依頼様式	212

第5章 様式

1 自衛隊派遣要請文書様式

美消第 号
令和 年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県海部郡美波町長

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊派遣を要請して下さるようお願いします。

1. 災害の状況及び派遣要請を希望する事由

2. 派遣を希望する期間

令和 年 月 日 時 分から
任務終了まで

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4. その他参考となるべき事項

「以上」

2 自衛隊撤収要請文書様式

美消第 号
令和 年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県海部郡美波町長

災害派遣部隊の撤収について

令和 年 月 日付け美消第 号で要請を依頼した、災害派遣部隊については要請目的を達成したので、部隊の撤収を下記により要請して下さい。

記

撤収日時 令和 年 月 日 時 分

3 災害中間報告・災害確定報告

都道府県		都道府県		都道府県		都道府県		都道府県		都道府県		都道府県		都道府県	
災害名	報告番号	災害名	報告番号	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額
災害名	報告番号	災害名	報告番号	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額
報告者名		報告者名		被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額
死亡	うち災害関連死者	死亡	うち災害関連死者	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額
負傷者	重傷	負傷者	重傷	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額
負傷者	軽傷	負傷者	軽傷	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額
全壊		全壊		被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額
半壊		半壊		被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額
一部破損		一部破損		被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額
床上浸水		床上浸水		被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額
床下浸水		床下浸水		被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額
公共建物		公共建物		被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額
その他		その他		被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額	被災者数	被害額

4 災害報告記入要領

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが枚数破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することが出来ないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
- (6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊、及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (20) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり

防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。

- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公立土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

5 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書様式

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信日時	年 月 日 時 分		受信者		
1 要請機関名	(電話)		発信者		
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防御 (5) 広域応援				
3 活動内容	調査 広報 撮影 傷病者搬送 空中消火 救急 救助 搬送(種類 数量) その他()				
4 発生場所 及び 発生時刻	(発生場所) 市町村 目 標 : (目標が明確となる、地図を添付のこと。) 着陸現場 : (発生時刻) 年 月 日 時 分頃				
5 現地の 気象条件	天候	風向	風速	m/s 気温 °C 視界 m 気象警報等 (警報・注意報)	
6 現場指揮者	所属・職・氏名				
7 現場との 連絡手段	無線種別 (全国波 県波 市町村波) 現場指揮本部・呼出名 (コールサイン)				
8 要請を必要 とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述すること。				
9 傷病者搬送 の場合	傷病者	氏名		年齢等	歳 男・女
		氏名		年齢等	歳 男・女
	症 状				
	着陸現場 の 目 標	出動先	所在地及び目標		
		搬送先	所在地及び目標		
	同乗者 の氏名	医師		関係者	
		看護師			
病院への 搬送方法	救急車 の手配		病院の 手配		
受入病院	所在地 名 称		連絡先	(電話)	
搬送先の消防本部 の担当者職・氏名	消防本部(局) 課 職・氏名 (電話)				
10 必要資機材					
11 他航空機へ の要請状況	無 有 : 要請機関名 要請機数 (機)				
12 その他 必要事項					

※以下の事項は、消防防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国波 県波 その他) 現場指揮本部 (車)・呼出名 (コールサイン)
2 到着予定時刻	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	手配必要・手配不要 燃料の量 リットル (ドラム缶 本)
5 そ の 他 必 要 事 項	

6 災害等状況報告書様式

美消第 号
令和 年 月 日

運航管理者

徳島県消防防災航空隊事務所長 殿

徳島県海部郡美波町長

災 害 等 状 況 報 告 書

徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

発 生 日 時		
発 生 場 所		
災 害 等 の 概 要		
対 応 状 況	経 緯	
	出動機関 及び人員	
	出動車両 及び機材	
被 害 の 概 要		
そ の 他 参 考 と なる 事 項		

7 緊急消防援助隊応援要請連絡様式

別記様式1-2

応援要請のための連絡事項

第	報				
令和	年	月	日	時	分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	令和	年	月	日	時	分
災害発生場所	都道府県				市区町村	
災害の種別・状況						
被害の状況	原子力施設等	有・無		被害	有・無・不明	
	石油コンビナート等	有・無		被害	有・無・不明	

応援要請等日時	令和	年	月	日	時	分
必要とする応援隊 〔必要隊数を記入。隊数が不明の場合は、○を付ける。〕	出動可能な全隊				毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊				N災害対応小隊	
	指揮隊				B災害対応小隊	
	消火小隊				C災害対応小隊	
	救助小隊				大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊				密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊				遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊				消防活動二輪小隊	
	航空小隊				震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊				水難救助小隊	
				その他 ()		
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)						

〈連絡責任者〉

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

8 避難情報の放送依頼様式

日本放送協会徳島放送局
 四国放送株式会社
 株式会社エフエム徳島 様
 株式会社エフエムびざん
 徳島県危機管理局
 (徳島県南部総合県民局)

美波町長

住民への避難情報（第 号）の周知について（依頼）

当町において避難情報を発令しました（することとしました）ので、貴社（局）より、次のとおり避難情報を放送していただけますようお願い申し上げます。なお、本書にて徳島県へも併せて報告いたします。

市 町 村 名		発令情報 の種類 ※注1	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除) <input type="checkbox"/> 避難指示 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
所 属 名			
発信者職・氏名			
電 話 番 号			
発令・解除日時	令和 年 月 日 時 分		
想定される災害 (○印を記入)	水害・土砂災害・高波・高潮・津波・その他 ()		
対象地区名等 (避難場所) ※注2	地区 世帯 人 () 地区 世帯 人 () 地区 世帯 人 ()		
備 考 (発令理由など)			

※注1 該当する項目の「□」に、はっきりとチェックを入れること。

※注2 自治体名以外の地名・地区名及び避難場所には、全て「ふりがな」を付すこと。緊急を要する場合、世帯数・人数は概数を記すこと。

※注3 市町村長の押印について、緊急時で市町村長の押印が難しい場合は、防災対応責任者（防災主管課長等）の押印に替えることとする。